

平成 28 年第 2 回定例会

# むかわ町議会会議録

平成28年 6月20日 開会

平成28年 6月21日 閉会

むかわ町議会

## 平成28年第2回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (6月20日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	7
町長行政報告及び提出事件の概要説明	7
一般質問	9
佐藤守議員	9
三上純一議員	23
野田省一議員	36
大松紀美子議員	44
津川篤議員	58
山崎満敬議員	69
北村修議員	74
会議時間の延長	83
散会	88

### 第 2 号 (6月21日)

議事日程	8 9
本日の会議に付した事件	9 0
出席議員	9 0
欠席議員	9 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 1
事務局職員出席者	9 2
開 議	9 3
議事日程の報告	9 3
報告第 1 号の上程、説明、質疑	9 3
承認第 1 号の上程、説明、質疑、採決	9 6
諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
諮問第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
議案第 4 2 号から議案第 4 3 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
意見書案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
意見書案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
意見書案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
意見書案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5

意見書案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 7
所管事務調査報告の件	1 3 9
閉会中の特定事件等調査の件	1 4 0
議員の派遣に関する件	1 4 0
閉議及び閉会	1 4 1
署名議員	1 4 3

むかわ町告示第24号

平成28年第2回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年6月10日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成28年6月20日（月）午前10時

2 議 場 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	山崎満敬	議員	2番	佐藤守	議員
3番	中島勲	議員	4番	大松紀美子	議員
5番	三上純一	議員	6番	星正臣	議員
7番	長谷川健夫	議員	8番	小坂利政	議員
9番	山崎真照	議員	10番	津川篤	議員
11番	北村修	議員	12番	木下隆志	議員
13番	野田省一	議員	14番	三倉英規	議員

不応招議員（なし）

## 平成28年第2回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成28年6月20日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明
  - 第 5 一般質問
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（14名）

1番	山崎満敬	議員	2番	佐藤守	議員
3番	中島勲	議員	4番	大松紀美子	議員
5番	三上純一	議員	6番	星正臣	議員
7番	長谷川健夫	議員	8番	小坂利政	議員
9番	山崎真照	議員	10番	津川篤	議員
11番	北村修	議員	12番	木下隆志	議員
13番	野田省一	議員	14番	三倉英規	議員

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	大久保利裕	会計管理者	藤井清和
総務企画課長	高田純市	総務企画課主幹	西幸宏

総務企画課 主幹	石川英毅	総務企画課 主幹	酒巻宏臣
総務企画課 主幹	鎌田晃	町民生活課長	八木敏彦
町民生活課 主幹	飯田洋明	町民生活課 主幹	小坂僚介
健康福祉課長	高橋道雄	健康福祉課 主幹	今井喜代子
健康福祉課 主幹	藤田浩樹	産業振興課長	成田忠則
産業振興課 主幹	東和博	産業振興課 主幹	松本洋
産業振興課 主幹	今井巧	建設水道課長	為田雅弘
建設水道課 主幹	江後秀也	建設水道課 主幹	兄後敏彦
地域振興課長	田所隆	地域振興課 参事	萬純二郎
地域振興課 主幹	加藤英樹	地域振興課 主幹	中澤十四三
地域経済課長	藤江伸	地域経済課 主幹	山本徹
国民健康保険 穂別診療所 事務局長	石垣政志	生涯学習課長	齊藤春樹
生涯学習課 参事	中村博	生涯学習課 主幹	大塚治樹
教育振興室長	金本和弘	教育振興室 主幹	田口博
選挙管理委員 会事務局長	高田純市	農業委員会 事務局長	大友三成
農業委員会 支局長	藤江伸	監査委員	辻圓治

事務局職員出席者

事務局長 新正之 主査 山木美幸



---

◎開会及び開議の宣告

○議長（三倉英規君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回むかわ町議会定例会を開催させていただきます。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（三倉英規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、長谷川健夫議員、8番、小坂利政議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（三倉英規君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員長から、6月14日開催の第5回議会運営委員会での本定例会の運営にかかわる協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許します。

三上議会運営委員長。

〔三上純一議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（三上純一君） 議長のお許しをいただきましたので、今日14日に開催いたしました第5回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第2回定例会の運営に関する件であります。

まず、渋谷副町長及び議長から、町長及び議員等からの提出を予定しておる審議事項の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議事項は19件で、その内訳は、報告1件、承認1件、諮問2件、議案15件であります。

提出事項の取り扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議

題とする審議事項は、会期日程表に記載のとおりで、議案第42号から議案第43号までの2件であります。

次に、議員等から提出を予定している審議事項は、追加配付8件であり、その内訳は意見書案5件、その他3件であります。意見書案については今月10日、各常任委員会協議会が開催され、協議の結果、意見書案第4号については、所定の賛成者をつけ提出されます。

意見書案第5号から第7号までについては、総務厚生文教常任委員会構成委員で、意見書案第8号は、産業建設常任委員会構成委員で提出することに決定しております。

陳情書等の取り扱いについては、3月定例会以降受けたもので5件であります。お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。4件が意見書案第5号から第8号として提出され、1件が全議員への文書配付としておりますので、御理解願います。

次に、一般質問については、佐藤 守議員ほか6名から18項目の通告がありました。その取り扱いは通告どおりとします。

次に、本定例会の会期については、以上の審議事項数とその取り扱いから、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日からあす21日までの2日間としたところでございます。

質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願いを申し上げます。

次に、本会議場における服装でございますが、クールビズの趣旨を踏まえ、ネクタイの着用は自由とさせていただきます。

最後に、議中継であります。情報公開を推進するため、従来どおり、むかわ四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上申し上げて、平成28年第5回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みとさせていただきます。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日から21日までの2間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から21日までの2日間に決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（三倉英規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第72号のとおりですので、御了承願います。

---

#### ◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（三倉英規君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日、ここに平成28年第2回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄、何かとお忙しい中を御出席いただき厚くお礼を申し上げます。

概要説明に入ります前に、行政報告1点につきまして御報告を申し上げます。

6月16日昼過ぎから翌17日の夕方にかけて、日本海側からの暖かく湿った空気に伴って低気圧が発達した影響で、東胆振・日高地方に大雨をもたらし、穂別地区におきましても一部町道等に被害が発生しておりますので、一連の内容と被害状況の概要について御報告をいたします。

まず、16日の昼過ぎの降り始めから翌17日夜7時までの総雨量は、穂別観測所で137.5ミリ、鵜川観測所で76.5ミリでございました。この間、30時間を超える長時間にわたり断続的に雨が降り続いた結果、1級河川鵜川の水位が上昇し、穂別観測所に当たりましては17日午後2時40分に、鵜川観測所に当たりましては同日午後4時に水防団待機水位を超えたところでございます。室蘭气象台からの大雨警報は発令されておりませんが、降り始めからの総雨量、河川水位の上昇から、町では両地区の防災担当を中心に警戒配備体制を敷き、主に穂別地区での被害状況の把握と2次災害防止のための応急措置などを講じたところでございます。

続いて、被害の概要であります。公共施設では町道路肩のり面崩壊が2カ所、町道等への土砂流入が5カ所、町道路盤洗堀が2カ所、小河川埋塞が3カ所となっており、特に穂別仁和から穂別豊田までを結ぶ町道上キナウス線におけます路肩のり面崩壊箇所は、災害復旧事業による本格的復旧工事が必要な状況となっているところでございます。なお、その他の公共施設や農作物の被害状況につきましては、現段階、特段の被害はございません。

今後の対応といたしましては、道路を初め住民生活に支障を来さないよう、100万円程度と予想されます災害応急対応分につきましては、一般会計予備費にて対応することといたしまして、上キナウス線の本復旧工事につきましては復旧の工法等も精査の上、改めて町議会に御提案を申し上げたいと存じます。

さて、本定例会で御審議をいただく事件につきましては、報告1件、承認1件、諮問2件、議案15件でございます。

報告第1号 むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきましては、平成27年度歳出予算の経費のうち当該年度に支出が終わらない経費について、翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

承認第1号 専決処分につき承認を求める件につきましては、地方交付税等の収入額の確定による財源調整のほか、基金積み増しを行うことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件につきましては、人権擁護委員の任期満了に伴う候補者の推薦が必要なため、意見を求めるものでございます。

議案第29号から議案第31号につきましては、一部事務組合であります北海道町村議会議員公務災害補償等組合、北海道市町村総合事務組合及び北海道市町村職員退職手当組合において、北空知学校給食組合の解散に伴い規約の一部を変更しようとするものであります。

議案第32号から議案第39号までの8件につきましては、指定管理者の期間満了に備え、8つの公の施設にかかわる指定管理者の指定に関して、あらかじめ議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第40号 工事請負契約の締結に関する件につきましては、富内銀河会館新築建築主体工事の請負契約についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分等に関する条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第41号 むかわ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法を改正する法律の一部が本年4月1日に施行されたことに伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第42号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）、議案第43号 むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）は、いずれも事業の必要から所要額の補正を行うものでございます。

以上につきまして後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 町長行政報告及び提出事件の主要説明が終わりました。

---

#### ◎一般質問

○議長（三倉英規君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

---

#### ◇ 佐 藤 守 議員

○議長（三倉英規君） まず初めに、2番、佐藤 守議員。

[2番 佐藤 守議員 登壇]

○2番（佐藤 守君） それでは、2番議員より一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、介護士養成の支援について伺いたいと思います。

まず1つ目ですが、今、どこの介護施設も人材確保に苦勞しています。今後の高齢化社会を考えると、介護職員の人材確保が特に急務です。そこで、むかわ町で今実施しております看護師養成支援同様、介護士の養成修学資金貸付金の創設を伺いたいと思います。

2つ目に、我々団塊の世代になりますと施設に入所できない可能性がございます。したがって在宅看護がふえる可能性があります。厚生病院、穂別診療所の訪問診療、それから訪問看護の状況と、将来1室でも療養型の病室をつくる考えはないかを伺います。

3つ目に、町外介護施設を利用しているショートステイと入所者の状況を伺います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 質問の1点目について答弁を申し上げたいと思います。

介護職員につきましては、全国的に不足をしており、むかわ町におきましても人材確保のための対策が必要と考えているところでございます。介護福祉養成にかかわる修学資金に関

して活用できる制度といたしましては、北海道社会福祉協議会で実施しております介護福祉等修学資金貸付事業がございます。また町内では慶寿会が平成26年から独自に奨学金制度を導入し、それを創設しているところでもございます。月5万円で2年間と入学準備金20万円の総額140万円を貸し付けるという内容で、4年間、慶寿会で勤務することで返済が免除されます。鶴川高校の卒業生を優先的に利用できるようにしており、現在1名が利用中でございます。

介護福祉の資格を習得するには、養成校の卒業のほか、介護職員初任者研修と実務者研修を終了し、実務経験3年以上で介護福祉の国会試験の受験資格が習得できる仕組みとなっております。むかわ町としましては、介護従事者養成事業補助金交付要綱を平成25年に制定し、介護職員初任者研修受講の補助を実施しているところでございます。内容につきましては、むかわ町に住所を有し、町内の介護事業所等に就業を希望する者が介護職員初任者研修を受講する際に、受講費用の3分の2を助成するというものでございます。現状としましては、制度の認知度というのが低く利用者が少ない状況となっているところでございます。

以上のことから、介護福祉士養成にかかわる修学資金貸付制度につきましては、今ある制度の見直し、そして内容の充実ということも含めながら、今後、調査研究に努めてまいりたいと考えているところでございますので、御理解を賜りますようお願いをします。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 今、町長のほうから慶寿苑のほうではそういった奨学金制度を利用していますし、どの社会福祉協議会のそういった介護助成金等、こういったものを活用しながらという答弁でございますけれども、実際に新規介護士研修についても40万、当初見えますけれども、16万円しか消化をしていないというそういう状況でございます。

また今、慶寿苑でこういった事業を実施しておりますけれども、これは大変近々な問題として、介護の報酬、昨年引き下げでどこの事業所も大変なのですけれども、鶴川地区の事業所も1,000万前後の収入減、こういった状況の中で介護士という人材不足、これがもう近々の問題として今慶寿苑においては実施しておりますけれども、今回4月から基金を創設して利用しようというそういう状況で動いております。愛誠会についても同じく昨年の介護引き下げで経営が大変なんですけれども、何とか人材確保をしなければ、今、どこのむかわ町の施設も定員は数はあるんですけれども、定員数というのは今入所なっていないのですね。

というのは介護士が足りないために、満床にしますと何か事故とかそういったものがあつた場合に大変な状況になるということで、待機者がいるにもかかわらず、そういった状況で空床をつくっている状況でございます。そういう状況もあるものですから、これは町のほうでもってこういった制度をもしつくとするならば、今現在慶寿苑で実施しているこういった事業というのは、ほかの方法に向けられるというこういうことにもなりますので、行政としては何とか看護師同様、介護士のそういった修学資金制度を設けてほしいというのが心からのお願いでございます。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員、一問一答方式ですんで、2番目、3番目も含めて質問を願いたいと思います。

○2番（佐藤 守君） いや、質問はしました。

○議長（三倉英規君） 答弁漏れているのかな。

〔「答弁がないんだ」と言う人あり〕

○2番（佐藤 守君） 答弁がないので、今最初のほうにしなかつたらうまくないのかなと思つて、今したんですけれども。2、3お願いします。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） それでは、私のほうから2点目の部分について御説明させていただきます。

2点目につきましては、厚生病院、穂別診療所の訪問診療、訪問看護の状況と、将来1室でも療養型の病室をつくる考えはとの御質問についてお答えをいたします。

まず、訪問医療、訪問看護について簡単に御説明申し上げます。

退院された患者様、通院困難な方、入院をしないで住みなれた家で施設で過ごしながら病気の治療や看護を受けたいと希望される方に、診療の計画を立て、定期的に患者様の居宅に出向いて診療看護をすることを訪問診療、訪問看護と申します。鶴川厚生病院の平成27年度の実績についてですが、訪問診療につきましては訪問回数36回、利用者数は34人となっております。また訪問看護は訪問回数1,100回ほど、利用者数は330人ほどとなっております。

次に、将来的な療養型の病室の考えについてですが、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、国においては医療提供体制の制度改革と地域包括ケアシステムの構築を進めており、医療制度改革においては病床の再編や在宅医療をふやすなどの計画が進められているところです。また療養病床につきましては厚生労働省では介護療養病床を平成23年度に廃止する予定でしたが、介護老人保健施設等への移行が済んでいない等の理由により、平成29年度

末まで6年間の期間の延長を行うなど、今後具体的な検討を進めることになっております。

なお、現在鵜川厚生病院では在宅医療を支援するための対応として、急性期後の医療から在宅医療までの橋渡し機能を持つ地域包括ケア病床の導入の検討を進めております。地域包括ケア病床につきましては、平成26年の診療報酬改定で創設されたもので、65歳以上の人口がふえる中、地域における包括的なケアの体制を充実させるため、自宅への退院を目指すものになっております。

町といたしましては、国の動向を注視しながら、2025年に向けてむかわ町介護保険事業計画における地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、地域医療の確保と安定的な提供を図ることができるよう対応してまいります。療養型の病室をつくることは国の動向からも困難になるものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 石垣穂別診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（石垣政志君） 穂別診療所の平成27年度の訪問実績についてお答えいたします。

訪問診療所につきましては、訪問回数が139回、利用者数は19名となっております。訪問看護につきましては、訪問回数が61回、利用者数が10名となっております。療養型の考えにつきましてはですが、穂別診療所でも現在そういう考えはございません。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 私のほうから、3番目の質問にお答えいたします。

むかわ町以外の特別養護老人ホームに入所されている方は現在8名で、ほとんどが家族の居住地に近い施設を希望されて入所しています。町外施設のショートステイは、直近の3か月間で3名であり、そのうち2名は家族の居住施設を希望され利用しています。1名については町内施設を希望しましたが施設の受け入れ態勢が整わなかったため、町外施設の利用となっています。町内施設の受け入れ態勢としては、ことしの1月に退職者が重なったことによる人員不足があり、利用者の安全確保を考慮した結果、2月以降、新規のショートステイ利用者の受け入れを制限している実態があります。4月以降に職員の新規採用が数名あったことで徐々に体制が整ってきている状況であり、今後の受け入れ態勢についても改善が図られてきているところですので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕



○2番（佐藤 守君） いや、町長のほうのを先に答弁しましたので。

まだありますか、答弁。

それでは、質問します。

先ほどの町長の答弁の続きになりますけれども、繰り返すようですけれども、確かに慶寿苑のほうではそういった準備をしているということは事実で、私も理解をしておりますけれども、民間のほうでそういった事業を先にするというは、先ほども申し上げましたとおり正直人材不足で、近々の対策として民間でもそういった状況をつくらなければならないというところまで追い込まれているものですから、それをよしとして行政が手を下さないという言い方は失礼ですけれども、行政のほうで、もしこういった制度をつくっていただけるならば、先ほど言ったとおり、こういった近々の対策として民間の事業所でもって考えていた事業費というのはほかのほうに回して活用ができるという、こういったことも御理解をいただきたいと思います。

そして、町長に特にお願いしたいということは、こういった町独自でもし制度をつくるならば、9月の議会前にぜひ補正処置をするなり、そういった対処をお願いできないかということをお聞きをしたいと思います。と申しますのは9月ごろから大体高校生の進路指導が始まりますので、それ以降となると29年4月の入学には間に合わないということになるんですね。そうすると1年おくれの平成30年からの事業の実施というふうになりますんで、何とか高校生の進路指導、こういった月までの間にこういった制度をつくっていただけると、少しでも若い人の介護士養成につながるというふうに私考えておりますので、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 議員のほうで、その制度がつくられるという前提の御質問かと思えますけれども、先ほどの答弁と重なるかと思えます。一つの押さえとして、全国的にも各事業所の中での介護士というんでしょうか、全般に不足傾向というのは先ほど答弁したとおりでございます。またあわせて議員も押さえているかと思えますが介護士養成学校、この学校そのものの定員割れというのも危惧されているところでもございます。しかし介護人材の養成、さらには確保につきましては大きな課題とされておりますので、本町におきましても介護保険事業所が職員の確保に苦慮しながら対応に努めていることは十分押さえてきているところでもございます。

あわせて、町内の介護保険事業所でございますが、先ほども議員述べられておりましたが、

国の定める基準以上の職員というのは確保されている現状にあるかと思います。しかし介護職員の皆さんの労働の質あるいは量というんでしょうか、そういったことから一概に入所定員に対する割合で決めつけられない実態ともされているのかなと思っているところでもございます。

そこで、今回議員が提案の介護士養成修学資金貸付金制度でございますが、先ほども触れましたように地元の鶴川地区では慶寿会において自主的に創設し、実践がされている事例がございます。そういったこともしっかりと押さえながら、両地区の事業所とさらに町としても向き合った中で、町としての支援のあり方、その内容を具体的に調査研究を速やかにさせていただきたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

なお、先ほども答弁申し上げましたが、現在あります地元の介護職の養成ということ、地元介護職場に対しての人材確保に向けての支援補助のあり方全般について、介護現場など関係機関との調整も含め、さらに調査研究に努めたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

[2番 佐藤 守議員 登壇]

○2番（佐藤 守君） 町長の話はわかるんですけども、今回の介護報酬の引き下げによって経営が大変で重労働という状況の中で、有給休暇がとれない、リフレッシュ休暇がとれないということになると、私一番心配しているのは負の遺産なんですね。今、夜勤の関係でそれぞれ施設の中で退職者等が出ますと夜勤のシフトがふえるというような状況で、正直その負の連鎖で、もしこういったことで仕事に疲れて、私もというそういう連鎖反応が起きると介護施設としては大変な状況になるものですから、私はやっぱりこういった正社員、正職の介護職員をふやすというそういう手段は民間も努力はしていますけれども、行政としても特にお願いをしたい。

結局、定数が満床にならない状況の中で介護報酬が引き下げになるということは、収入減になるんですね。そういった状況の中で、今、各介護施設では頑張っておりますので、その点どうぞおくみ取りになりながら、何とか行政としての支援を心からお願いをしたいと思います。

それと、2つ目の療養型の関係、なぜ私こういった質問をしたかと申しますと、答弁でもありましたとおり、確かに療養型というのは国のほうでも5年後には廃止をするというそういう方針が打ち出されましたけれども、余りにも医療難民、介護難民が多いために実際には

延期をされております。介護施設から病院に入院しても3カ月で退院をするような格好になるんですけども、胃瘻については各施設で何人かの枠があって今までどおり受け入れるんですけども、それ以外の酸素吸入や点滴、こういった人方については施設には戻ることができません。結局は苫小牧の苫都病院、澄川病院、あるいは樽前の佐藤病院で終末を迎えているというそういう実態でございます。今は家庭の事情で自宅で終末を迎えるというのは大変難しいところもありますけれども、何とか地元の病院で終末を迎えさせたい、こういう気持ちで療養型が何とかできれば、病院から介護施設に戻る患者、また病院で療養型を受けて地元で終末を迎えるという、そういう気持ちから質問をさせていただいたところでございます。国の方針の決定からなかなか難しいことも今理解をいたしましたので、そうすると我々団塊の世代になりますと、訪問診療、訪問看護が今後さらに重要になると思いますので、その点の考え方をひとつお伺いをしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまの訪問診療、訪問看護の今後についてということでございます。

鶴川厚生病院におきましては、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ等、随時提供してきているところでございます。訪問診療、訪問看護につきましては先ほど申し上げたとおり、徐々に数量というか利用者がふえてきている状況もでございます。今後増加が予想されるニーズにつきましては、現在の厚生病院の体制のスタッフの中ではなかなか十分に応えられないという現状がございます。厚生病院としましては、今後に向けて訪問看護を中心とした在宅療養支援体制を確立しながら在宅医療を展開していきたいという考えは現在も持っているところでございます。しかしながら先ほど申し上げましたけれども、現在の訪問看護につきましては外来の看護師が兼務で行っております。今これは安定している状況ではございますけれども、訪問看護専従で行えるまでの状況になっておりません。今後におきましては訪問看護を今後に向けて拡充できるよう効率的な外来体制などを構築しながら、在宅医療の推進をしながら2025年に向けた地域包括の推進に向けて、体制を今後検討を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） ただいま、担当のほうから地域包括ケアシステムに向けて今後対応していきたいということでしたが、今現在でございますけれども、病院事業を設置している地方公共団体に対しまして、公立病院の改革プランの策定というのが義務づけられ

ております。そういった中で今現在進めているところでありますけれども、鶴川厚生病院についてもこの改革プランの策定をしまいであります。

そういった中で、プランの中で病床機能の将来像、または地域包括ケアシステムの構築に向けた果たすべき役割、そういったものを詰めていくということをごさいます、町内唯一の病院ということをごさいますので、中心的な役割を担えるように今後とも努めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜ればというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） こういった介護施設と病院というのは密接な関係がありますので、それぞれ御答弁をいただいたんですけれども、本当に団塊の世代が終わりますと一気に介護施設も縮小するような経営状況にはなるのかなとは思っていますけれども、我々の団塊の世代が一番大変な時代に入るのではないかとこのように考えております。自分自身もその時期が来たときには恐らく施設には入れないのではないかとこのように思っていますので、これ余談になりますけれども、息子よりも嫁を大事にしたほうがいいのかなんて、ふと考えたりもしているところをごさいます。

都会では、終末を迎える患者だけを対象にした訪問診療クリニック、こういったものが成り立ってはいますけれども、我々のようなこういう町では訪問診療、訪問看護、こういったものが大事になってくるのかなというふうには考えておりますので、いずれにしても今厚生病院も3人のお医者さんの体制にはなっておりますけれども、早目の対策をこれからも考えていただきたいと思っております。何か特にありましたらお聞きしたいと思っております。先ほどの答弁でよろしいですか。わかりました。

それでは、ひとつよろしくお願いをしたいということで次の質問に移りたいと思っております。

予算委員会でも質問しましたが、改めて担い手育成センターの活動についてお伺いをしたいと思います。

まず最初に、研修農場の農業研修生確保の見通しと第三者継承の取り組みについて伺いたしたいと思います。

2つ目は、町内農業雇用者が低家賃の住宅がないので住宅家賃の一部負担はできないのか伺います。

3つ目に、担い手パートナー対策として女性農業研修生宿泊施設の確保ができないか、お伺いいたします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 担い手育成センターの活動についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の研修農場の農業研修生確保につきましては、担い手育成センターが本町で開催します就農相談会、札幌、東京、大阪で開催されます新農業人フェア、これを中心に農業に興味のある方々との面談というのを重ね、農業体験や就農に向けた相談を実施し、研修生の確保に努めてきているところでございます。

研修生確保に至る具体例を申し上げますと、相談会等で本町に新規就農の意欲を持つ方と相談を行い、まずは短期農業体験に入らせていただきます。短期体験の後にさらに新規就農を目指す方につきましては長期の農業体験に入らせていただき、面談を重ねて最終的には主に研修農場での実践研修を行い就農への道が開かれることとなります。平成27年度の実績につきましては、相談件数が53件、短期農業体験が23件と過去最高となっております。長期農業体験は4名の実績となっているところでございます。昨年度より外部への情報発信、これに力を入れながら、ホームページの効果もあり年々相談される方がふえてきているところでございます。この相談により、翌年から短期農業体験へ移行される方もおり、柔軟に対応を図っているところでございます。昨年度におきましては新規就農者も3名誕生し、今後とも継続し、引き続いての研修生の確保に努めていきたいと考えております。

次に、第三者継承の取り組みについてでございます。

第三者継承につきましては、昨年4月1日から10月末までの期間、初めての試みとして農業技術継承研修制度を創設し実施してまいりました。今回のケースに至るまでの経過としては、生産者向けに第三者継承の説明会というのを平成21年3月、平成26年の3月、あわせて平成28年2月の計3回実施をしております。延べ42名が出席し、個別相談も含めて対応をしてきているところでございます。

今後につきましても、本町の基幹産業でございます農業の持続的発展のため、担い手が安定した経営と定着が図れますよう生産者向けの説明会の実施や地元農協と連携をし、営農相談等を通じながら情報の収集に努めますとともに、継承に向けての生産者の意向が明らかになった時点で、研修生とのマッチングを行うなど担い手対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、2点目の町内農業雇用者の住宅家賃の負担の関係についてでございます。

基幹産業であります農業を中心としながらも、他産業に就業し居住されている方も御案内のとおり多く、農業のみに特化した一部負担につきましては、他の産業との整合性を考えた

場合、現在のところ新たな制度として創設することは難しいと判断をしているところでございます。

次に、3点目の担い手パートナー対策としての女性農業研修生宿泊施設の確保についてでございます。

本町につきましては、平成20年と平成25年に複数の道内の先進地視察を実施、女性農業研修生の宿泊施設のあり方などについて検討を行ってきた経過というのがございます。女性向けの宿泊施設につきましては、道内トップクラスの視察先でも課題となっておりましたが、毎年の研修生の確保が大変困難な状況である実態というのが判明しているところでもございます。こういうことから新規に施設を整備した場合の費用対効果、さらに研修生確保のリスクの面などからも、新たな施設の建設については難しいと判断をしているところでございます。

なお、担い手育成センターでは、現在、長期研修者向けの住宅として町の普通財産を8戸借り上げており、現在5戸が居住している状況であります。今後において女性の研修生の皆さんが誕生した場合においても、この住宅の活用が可能な状況とされているところでございます。しかし住宅確保だけで担い手パートナー対策が実現することは困難と考えておりますので、婚活事業をここの11月に企画をしております。この事業等を通じ幅広くパートナー対策を進めていく計画となっておりますので、御理解を願いたいと思います。

いずれにしましても、担い手育成センターというのを核に、引き続き農業の担い手対策というのを講じてまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 町長のほうからいろいろ御答弁をいただきましたけれども、今どこの町村もこういった担い手不足ということで、農業研修生、新規就農に力を入れておまして、聞くところによると、お互い研修生の奪い合いと申しますか、そういったものもあるやに聞いておりますけれども、今、町長の答弁をお聞きしますと、むかわ町においては今のところ計画的に研修生の確保ができていくというような答弁でございますので、少し安心をしているところでございます。

そこで、改めてお伺いしたいと思いますけれども、新規就農、第三者継承についても、特に第三者継承も21年から28年まで実施をしているという御答弁ですけれども、こういったものというのは、それぞれ昔、各地域の年齢別経営者のそういった一覧表というのは過去につ

くったこともあるんですけども、たしか今そういったものも含めてつくっているやに聞いております。こういったものがなければ、そういった地域に新規就農者を紹介するだとか第三者継承について話をする、聞き取り、いつごろ売買可能なのか、それとも賃貸可能なのか、こういった個人情報もありますけれども、こういったものがなければなかなか先に進まないと思いますので、そういった対策があればお伺いをしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

地域におけるその将来像といいますか、高齢化も進んでいるという中で、その年齢別の一覧表というようなことも今お話ございました。この件につきましては、今、地元農協さんともお話をさせていただいております、やはり将来の地域における担い手の確保、それから自分たちがどうその農地を確保というか守り続けていくかという観点で、実は各営農区ごとに年齢等の幅でもって図面に落としているという状況でございます。それをもちまして地域の中で、これからのこの地区としてどうしていくかという話し合いの資料として活用していただくというようなものは用意をしているという状況でございます。これから各営農区ごとに農協さんが中心となって、そういった話し合いの場面も持たれるというふうに聞いておりますので、まずは農協さんのサイドのほうで話を進めていくというようなことで今考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） そういう計画があるということですが、一番把握しているのは地域の推進委員長さんが特に個人的に全て把握しているのかなというふうに認識していますんで、こういった事業を進めるときには特に推進委員長さんを中心にその地区を取りまとめていただくように、ひとつお願いをしたいと思います。

あと、先ほど町長のほうから住宅家賃の一部負担、こういったことについては他産業との関係でもなかなか難しいという、そういう話をされておりますけれども、実際に確かに他産業もそういった事情はあるかと思います。むかわ町にも大きな生産法人がありますけれども、そういったところからもとにかく住宅がないというそういった状況の話も聞きますし、また農協青年部との出前議会の中でも、こういった雇用関係で非常に住宅に苦勞していると。それで中には、どうしてもむかわ町の家賃が高いために、今現在、昨年もそうですけれども、沼ノ端のほうから正直言って通っている方もいると。そういう状況を考えますと何とか第1

次産業、今それぞれ頑張って農業者の雇用を中心に頑張ってはいますけれども、どうしても他産業との関係というのがもしあるとするならば、農業振興対策ということで空き家というものを利用できないのかなという、そういう考えもあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 住宅料の負担の関係については、先ほど申し上げたところかと思えます。一般的に議員御案内のとおり、雇用者における住宅家賃の一部負担というのは、それぞれ福利厚生範囲の中で企業、さらには雇用主側と雇用者側との協議が優先されるべきと思われまますので、その辺のところは御理解いただきたいと思えます。

それと、空き家関係でございますけれども、既存施設の有効活用と、さらに空き家の住宅の一時調査、今現在、両地区において現況把握が行われているところでございますので、今後この活用方法、そのあり方というのも含めて情報収集を現在行っているところでございますので、御理解を願いたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） それから、先ほどパートナーの関係もありましたけれども、その住宅のほうについては今町長の答弁の研究中ということですから、その結果をまた見ながらいろいろ議論をしていきたいなと思うんですけれども、3つ目に質問をいたしました女性農業者研修宿泊施設、こういったものについてもなかなか難しいのではないかと。実際に行動を起こしても参加者がいるかどうかというそういう話もありましたけれども、これは正直、鹿追町でも実際にやっていますけれども、婚活のための女性農業者の研修施設ということで提案をしたわけでございます。昨年、プチ農女子会を開催しましたけれども、1つの反省点と、以前にこういった婚活関係については、いぶり結婚支援ネットワークを共有してというそういった答弁もされておりますので、具体的なこういった支援ネットワーク等の利用というのは実際に今どのようにされているのか、その点ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） ただいまの、いぶり結婚支援ネットワークの関係につきましては、農業につきましては特段活用しているという状況ではございません。農業のほうは先ほど町長の答弁にありましてとおり、ことし11月に婚活事業を予定しているというようなことで、単独でこういった事業をやるよということでございまして、そのほかにプチ農女子会もまた9月に予定をしているという状況でございます。そういうことで特段このいぶりの婚



婚活支援ネットワークの事業というものに乗った形の中で、農業の部分については婚活事業の取り組みは特に予定をしていないということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 私のほうから、いぶり結婚支援ネットワーク会議の関係について御説明をしたいと思います。

現在、少子化対策として地方創生交付金の交付金を受けて、今、胆振の中で結婚支援広域連携促進事業というのが行われております。昨年の10月に設立した組織でございまして、胆振管内の11市町職員と2商工会議所、1農協が代表委員で構成されて、胆振地域の幅広い分野の関係者が連携して、未婚化、晩婚化にかかわる地域の実情、課題を把握した上で、地域資源や特性を生かした広域的な結婚支援を実施することにより、結婚、家庭を持ちたいと望む方々がその希望をかなえることができる、実現することを目的に設置をされております。

昨年は、白老町社会福祉協議会が事務局で行われまして会議を2回ほど行われまして、一度は結婚支援養成セミナーとあって、支援者を対象にした道外優良事例とかの取り組みを報告しております。そういった中で今年度におきましては道内14振興局、むかわ町でいきますと胆振総合振興局が事務局となりまして、道が積極的に28年度から取り組むということになっています。今後、婚活の事業におきましては広域でこれから話し合われるわけなんですけれども、今考えられることとしては、婚活イベントを広域で行う取り組みで予定をしております。

以上です。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 農業研修生の新規就農者というのは、大体皆さん結婚されているんですけども、肝心の地元の後継者については独身の方が多いと。それで年々年がいくというようなことで、家族が一番心配している状況でございます。とにかく出会いの場を多くつくるという、これに尽きるのかなと思いますけれども、もし女性の宿泊施設、こういったものが実施をできれば、そこから農家への雇用につながって、そして出会いにもつながるのかなと。人口1人ふえれば交付税もそれなりに入ってくると思いますので、決してある程度事業費をかけてもマイナスにはならないのかなというふうに考えてございます。

それで、もう一つお聞きしたいのは、穂別地区についてはこういう農業関係、広域農協と

いうつながりもありますけれども、この穂別地区の担い手のこういった関係については、総合的に含めて今3つの質問をされたわけですが、どのように対応されるのか、その点、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） ただいま、穂別地区の担い手の関係について御質問ございました。実は担い手センターのほうでは当然農協さんの参画もいただいております、穂別地区につきましては、ただいま地域モデル事業ということで、ことしから取り組みをするということになってございます。集落支援員というものを配置をして、1名嘱託職員という形ですけれども雇用をさせていただいております、ニサナイ地区を中心に今モデル事業を推進をしていると。この冬からこのニサナイ地区に入りまして聞き取りということで農業をされている方、それから農業の事業主、それから奥様あるいはその担い手という部分で、それぞれに分けて聞き取りもしているという状況でございます。今後この話し合いを重ねていながら、これからの穂別地区におけるモデルとなるような事業ということでやっていけたらいいなというふうに考えてございますけれども、この話し合いの展開によってどうなっていくかというところは、ちょっと見守っていくということになるかと思っております。

今後については、そういうことで穂別地区にも担い手対策という部分で、こういう地区のモデル事業を活用しながら各地区への波及効果といたしまししょうか、そういった部分を期待をしているという状況でございます。

○議長（三倉英規君） 藤江地域経済課長。

○地域経済課長（藤江 伸君） ただいま、産業振興課長のほうから担い手センターによる取り組みということで説明がされているほか、地区としてとまこまい広域農協穂別支所と今後の穂別の就農に向けてということで会議体を重ねております。その会議体の中でも穂別地域農業振興検討委員会というのを置きまして、生産者代表であるとか、そこら辺のその方たちの意見を聞きながら穂別の地区の農業をどう進めていいのかということを経営的に考えております。

担い手に関しましては、新規就農の関係で鶴川地区におきましてはレタス、トマト、施設の関係で周年でいけるということで順調に進んでおりますが、穂別につきましては寒暖、冬期の関係ありまして周年が難しいということがございます。それから地域ブランドであります穂別メロンの振興ももちろん視野に入れているところでございますが、なかなかメロンを主体に就農を組むということであれば、その就農形態がなかなか厳しいところもございます

ので、その点につきましてもメロン部会とも話を進めまして、今後、今までメロンを基軸ということで進めておりますが、メロンも作物の一つという上で再度検討を進めたいというふうな段階になっております。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 穂別地区については、ことしから地域モデル事業ということで始まると、そういう理解でよろしいんですね。全道、全国といたしますか、どこも担い手関係で苦労しているという状況で、どのJAも最近のニュースを見ますと、担い手不足解消のために3年間で6億円を支出しますよというそういったニュースが入ってきております。それだけ第1次産業の町にとっては担い手不足が深刻であるという、そういった裏づけにもなるかと思えます。むかわ町にとっても基幹産業ですから、今後の対応を特にお願いをいたしまして私の質問を終わります。

---

### ◇ 三 上 純 一 議 員

○議長（三倉英規君） 次に、5番、三上純一議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 通告いたしました2点について一般質問いたします。

まず1点目でございますけれども、政策実行計画について伺います。

平成28年、今年度は竹中町長が就任して1期目の折り返しとなっております。昨年からの町生き残りをかけて地方版総合戦略まち・ひと・しごと創生を策定、まちづくりを展開してきているところでございますが、それに先立って平成26年から取り組んでいる政策実行計画は、今は町長の公約に基づいたものです。これまでの計画における達成度や進捗率、今後の展開について伺います。

特に、その中で大きな柱であります高齢化に伴う見守り支援対策や災害時における地域との連携強化は、防災・減災の取り組みを行う上で非常に大事なところですので。自主防災組織の設置数について昨年の12月議会に伺ったときは、自主防災組織16カ所プラス2カ所の予定ということで、現在は幾つあるのか、今年度の動きはどのような進展を見ているのか伺います。

また、広域連携や町民参加型のまちづくり事業について連携の進展や課題も検証されているかと思っておりますので、現段階ではどのような見解を持っておられるかお伺いをいたします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 政策実行計画にかかわります御質問の1点目と3点目についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の政策実行計画の達成度、進捗率、そして今後の展開についてでございますが、政策実行計画は町長施政方針におけます5つのまちづくりの柱及び主要施策で示した4年間の主な事業について、実施計画としてその取り組みの概要を整理したものでございます。現段階での計画の進捗の状況でございますが、政策実行計画、平成28年度の予算編成段階で予算措置状況等により点検をし、3つの区分で整理をしているところでございます。

まず、不妊治療助成制度の創設など、制度として確立をして実施している施策が54項目、林道整備工事など事業途中で取り組み中の施策が37項目、一部実施または実施に向け準備中の施策が4項目となっております。一部実施または準備中の施策を除きますと、進捗率は96%という状況となっております。数値的には主要施策は全ての項目について取り組みが実行されているという結果となっておりますが、達成度合い、さらには事業内容のその深さという点では、さらに施策の拡大、充実ということがランクアップしていくことが必要でないかなと考えているところでございます。

今後におきましては、予算編成前に実施しております政策実行計画の職員ミーティングにより実施状況を確認するとともに、効果測定や改善点を評価、点検し、任期中重点的に取り組むべき施策の確認というのを行いながら、事業の充実、発展に努めてまいりますので御理解を願いたいと思います。

次に、3点目の定住自立圏構想を初めとする広域連携、さらに町民参加型のまちづくり事業の課題についてお答えを申し上げたいと思います。

東胆振定住自立圏の取り組み状況につきましては、圏域の将来像、定住自立圏形成協定に基づき、関係する市と町が連携して推進する具体的な内容をまとめた共生ビジョンが、御存じのとおり昨年10月に策定をされているところでございます。共生ビジョンの推進につきましては実質的に本年度から始まり、対応が可能なものからの取り組みとして、本年4月に構成市町の新規採用職員研修と合同管理職研修会というのが実施されているところでございます。今後につきましては分野別の担当者会議とビジョン懇談会、こういった会議の場で随時開催が行われるところとなっております。これらの協議により施策の推進を図っていく予定となっております。

また、定住自立圏のほか、鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会による観光振興事業へ

の取り組みや、北海道新幹線の効果というのを活用した日高・胆振地域への誘客促進事業を推進する北海道新幹線×n i t t a n地域戦略会議、さらに地域資源のブランド力を高め地域全体の交流人口の拡大を目指す東胆振地域ブランド創造協議会など、さまざまな広域連携の取り組みを実施しているところでございます。

広域連携の取り組みにつきましては、町単独では困難な事業のほか、他市町と連携することで実施が可能となり、町内外の広域的な効果というのも期待ができる反面、住民意見の反映だとか、あるいは各市町との調整に時間を要するなどの課題もありますが、これらの課題解決に向けましては、日ごろから町民の皆様と対話や協働事業の取り組みを通じて御意見や御意向というのを把握し、関係市町との調整に意見を反映していくことが必要と考えているところでございます。そのため町民参加型のまちづくりにつきましては、昨年度から町民皆さんと直接意見交換を行う町民対話型集会の実施、そして町民皆さんが自主的、主体的に協働事業を実施するまちづくり向上促進事業、環境美化モデル事業などに取り組んできているところでございます。

今後、本格的に地方創生の取り組みを進めていく中で、改めて町民皆さんのさまざまな御意見等をいただきながら推進していくことが重要であると受けとめておりますので、協働のまちづくり、広域連携のまちづくり振興に引き続き努めてまいりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 2点目の質問についてお答えいたします。

高齢者等の見守り支援については、高齢者見守り支援センターを地域包括支援センター内に開設し、見守り体制を整えていくよう準備を進めているところです。高齢者見守り支援センターの基本理念は、社会参加、支え合い、情報連携をキーワードにした地域づくりを進め、町民が生涯を通じて健やかに生活し続けられる地域社会の実現を図ることと考えています。

内容としては、障がい者等を含めた高齢者等の名簿を作成し、支援が必要な方の情報を自治会、町内会などの関係機関と共有してネットワーク体制を確立した上で、見守りや声かけなどを実施していく予定です。その際に毎年実施している避難訓練等を通して災害時の支援体制についても、自治会、町内会と連携をとりながら調整する方向で考えています。名簿を関係機関と共有する際には、個人情報の保護について配慮する必要があるため、個人情報審査会等の手続を経た上で条例を制定し、支援センター開設を目指しているところです。現在はまだ内部協議の段階ですので、今後関係機関と協議を進めながら調整していく計画となっ

ておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） この政策実行計画の中間ということで、進捗率の関係で町長も96%ということで、おおむね計画どおり進んでいるんだなというふうなそういう理解でおりますけれども、何点か再確認しておきますけれども、子育てに関しては事業実施の中で一定の成果も上げているということですが、一方で言われた高齢化の問題、この問題にあわせてひとり暮らしの割合も非常に高くなっている。これは承知されていることだと思うんですが、こういう地域社会が非常に急速な変化をしていると、それに合わせて高齢者等の見守り対策という施策を打つんですけれども、何かこの対策自体が遅延しているんじゃないかなというそんな感じがするんです。今準備を進めているというお話伺いましたけれども、平成28年のこれは、実行計画では新規事業として28年度開設するということになっていますので、これ、もう少しスピード感を持って進めたほういいんじゃないかなというふうに感じるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

それと、あと地域の防災組織の関係に関するんですけれども、地域防災マスターの育成ということも大きな政策実行計画の中で上げておりますけれども、その辺の育成状況はどういうふうになっているのかということと、先ほど防災組織の地域の組織数って言っていましたか。

〔「質問要旨に沿って答えている」と言う人あり〕

○5番（三上純一君） 数、言っていないですね。

○議長（三倉英規君） 鎌田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（鎌田 晃君） 私のほうから、組織数の部分につきまして御報告させていただきます。

28年度自主防災組織の加入状況ですが、現在19ということで押さえております。その中には連合自治会という形の中でまとまって組織されているというところがございます。それも全部含めまして、地域としては自治会、町内会、自主防災組織としまして19ということで現在押さえております。

また、地域防災マスターの取得なんですけれども、現在まで42名の方がむかわ町内で道の認定の講習を受けまして、現在マスターという形の中で認定を受けているところでございます。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 政策実行計画の達成率の関係と、それと高齢者の見守り体制の課題と展望というんでしょうか、今後に向けてということで御答弁申し上げたいかと思えます。重なる部分はお許し願いたいと思えます。

まず、達成率の関係でございますが、先ほど申し上げましたように、これはあくまでも内部評価で、外部評価ではなく自己評価として捉えていただきたいかと思えます。なお外部的なこの政策実行計画の評価の取り組みにつきましては、議員御案内のとおり町政運営の主要施策などで調査研究を行っております。今後まちづくり計画委員会に優先的に取り組む施策のこともあわせながら、意見聴取というのを今後予定しているところでもございます。引き続き地方創生の対応など、取り巻く情勢の変化というのに向き合いながら、むかしの底力といったところで未来を起こしていきたいなと考えているところでもございます。

高齢者の見守り支援と災害時におけます地域との連携強化の関係でございます。

先ほども触れましたが、ポイント整理の一つとして高齢化の進展、これはもう避けて通ることができない、地域全体での高齢者等の見守りというのは重要な町の取り組みとされております。その姿勢、さらに町民皆さん等の役割、そして遵守義務というのを定める必要というのが出てきているところでもございます。このため条例の規定というのが必要にもなっているところでもございます。さらにそれを具体的に実践する町内での仕組みづくり、さらに緊急時等での情報の取り扱いなど十分な管理面というの、課題対応が今必要とされているところでもございます。活動推進に確かに時間はかかっておりますけれども、いま一つ準備期間というのが必要とされております。また、さきの熊本県の地震では介護等を必要とする高齢者の皆さん、障がい者の皆さんの安否確認だとか、さらには避難に課題を残したものも受けとめているところでもございます。こういったことから、予期せぬ災害対応もあわせながら、可能な限り慎重かつ速やかにネットワーク事業の取り組みに努めていきたいと思えますので、重ねて御理解を願うところでもございます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 先ほどの地域防災マスターの育成状況について伺って、42名の方が道の研修ですか、受けて認証されたということですね。その方々は今どんなような活動をされているのかということを確認と、それと高齢者見守り支援センターの開設に伴って、当然先ほども言いました災害時の要支援者のリストアップ的なものも同時に進めていくし、多分も

う今の状況では対象者を把握されているんだろうと思いますけれども、その辺の中身についてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 鎌田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（鎌田 晃君） 私のほうから、地域防災マスターの部分について御回答いたします。

まず、地域防災マスターなんですけれども、防災に対する対策や心構えを身につけて、地域における防災活動のリーダーを育成するために、北海道が実施する認定研修会となっております。認定した防災マスターにつきましては、連携につき自主防災組織の育成強化など、地域の防災活動の取り組みと連携していただきたいということでございますが、実際には平常時には自主防災組織の結成や参加の呼びかけとか、あと地域の防災訓練や防災研修会などの参加などをしていただくということで、災害時につきましては自主防災組織だとか近隣町民、隣近所の町民と協力して活動を行っていただいたり、避難支援、避難所の運営支援などを一応ボランティアとしてできる限りの範囲内の活動をしていただきたいということで、町との連携した活動を行っていただきたいという形の中で今やっておりますが、実際にしたら42名の方に防災マスターの毎年の活動という形については、一応、防災訓練の参加だとかそういった部分にとどまっている現状でございます。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 災害時の要配慮者名簿につきましては、もう作成済みでございます。対象者として、高齢者のみの世帯のうち支援が必要な方、あと要介護認定を受けている方、あと身体障害者手帳をお持ちの方で等級が高い方、あと療育手帳、精神保健手帳をお持ちの方で在宅の方と、あとそれから在宅酸素を使用の方等の必要な方ということで名簿をリストアップしているところです。昨年の数字にはなりますけれども、鶴川地区が316名、穂別地区が113名ということで、現在今年度の名簿のほうを作成中という段階です。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） この災害時要支援者の対応と、それと自主防災組織率を上げるということがリンクしているわけですが、その辺は現在で19件ですか、自主防災組織率というのは。この辺はなかなか進まないんだなというふうに思っているんですけれども、今後これ、町がそういうリーダーシップをとってどんどん組織率を上げていくということが非常に



大事なことだと思いますし、自主防災組織同士の連携というのも、もちろん災害起きたらその地区だけで対応できるわけではありませんから、そういう定期的な組織同士の会合だとか、あるいは講演会だとか、そういうものも必要じゃないかな。そういうのはやっぱり各地域の主体的に任せるといってもそうですけれども、町がもう少しリーダーシップをとって、この19組織されている組織率をもっともっと上げる必要があるんじゃないかなと思いますけれども、改めて伺います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） ただいま、組織が19ということでありましてけれども、人数的な組織率でいいますと高いわけがございますけれども、その辺については後で担当のほうからお答えしたいと思いますけれども、比較的大きな自治会、町内会が組織をさせていただいているという実態であります。そういった中では今後の課題としてなかなか進まないというところがあるわけですが、小さな自治会等の扱いをどのようにしていくか、そういったところも大きな課題になってくるんだろうというふうに思っております。

そういった中で、町としても、ぜひこれからそういった強化といいますか、自治会の中に入り込んでもう少し強く関与をして勧誘をしていきたい、組織化に向けて促していきたいということで進めてまいりたいというふうに思っております。先ほど申しましたように、なかなか組めないような自治会についてはどのように扱っていくか、そういったところも今後の課題だと思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 鎌田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（鎌田 晃君） 私のほうから、自主防災組織の加入状況の部分で世帯数の部分をお知らせいたします。

平成27年度になりますけれども、住民基本台帳の世帯数で4,409ということで、そのうちの自主防災組織数ということで世帯数なんですけれども、1,711で38.8%、約39%ということでの組織化されているという形の結果になってございます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

[5番 三上純一議員 登壇]

○5番（三上純一君） わかりました。時間もあれですから、次、広域連携について再度伺います。

先ほど、町長も話されておりましたけれども、いわゆる町民サービスを高める行政運営ということで、いろいろと広域連携を組んでいるわけです。特に東胆振定住自立圏構想、これ

が一つのメインになるのかなというふうに思っているんですけども、鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会あるいは新幹線のn i t t a n戦略会議あるいはまた樹海ロード広域連携協議会、さらに鶴川・沙流川減災対策協議会、それと胆振地域づくり連携会議、かなりたくさんあって、我々もちょっと何が争点なのかというのはちょっとわかりづらい。特に自立圏構想についてはどういうふうに町民サービスが高まってくるのか、よくわからないというところがあるんですけども、全体的に総合的に判断しなければならないということと、成果というのはこれからだろうというふうに受けとめておりますけれども、現段階でどんなことを成果として上げるとしたら、実際に今年度が実施ビジョンですか、そういった具体的な作成するということですが、どんなことをむかわ町として見込めるのだろうか、実質いろんな連携、医療もあるし福祉もあるしいろんなところもあると思うんですけども、特にむかわ町としてこれだけは何かという部分があると思うんです。その辺はどんなふうに考えておられるか。

それと、例えば苫小牧を中心としてのこの自立圏構想なんですけれども、東胆振としてはむかわだとか厚真だとか安平だとかというのは大体農業を基幹産業としているし、それぞれの自治体でいろんな利害関係等あると思うんです。そういった分野での連携というのは非常に難しいと思うんですけども、今後具体的に期待できるものというのはどういうことを上げられるのか、細かくなくてもいいですけども、そこをちょっと伺っておきたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） それでは、私のほうから定住自立圏の部分についてお答えしたいと思います。

ただいまの議員御指摘のとおり、非常になかなか町民にはわかりづらいというような点もあろうかと思えますけれども、現在定住自立圏のほうでは、今年度が実質昨年10月に策定いたしましたビジョンを具体的に進めていくということで、具体的な取り組みについて担当者レベルでこれから具体的に協議をしていくというような状況になってございます、実は。近々では7月にまず我々事務方としては課題と上げてございます交通関係の部分、この部分について事務方の協議をまず行っていくというようなことになってございますけれども、その後、それぞれ担当分野ごとに具体的に取り組みを進められるものを協議をしていくというような流れになってございますので、今の段階では、まずむかわ町としてどれからということは今後ほかの市町村との連携もございまして、調整を図りながら対応していきたいと

というようなことでお答えをしていきたいと思っております。そんな形で御理解願います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 広域連携は、先ほど議員のほうからも触れられておりますけれども、かなり幅広い捉え方というのがあるかと思っております。これまでの一部事務組合だとか広域連合だとかいろいろな手法、そしてその手法を判断するのはあくまでも地域ですよということかと思っております。質問に出されております定住自立圏構想、これもこの間、議会の皆さんにも全員協議会等で随時説明に及んできたかと思うんですけれども、従来の広域連携と若干異なるという点でいけば、中心市、うちで言えば苫小牧市ということになるかと思っておりますけれども、それと先ほど言っている1次産業を基幹とするむかわも含めた周辺町との役割分担と責任、そして負担というのをここで具体化するところにあるということで、それぞれを推進する先般提案されております共生ビジョンというのを作成するというのも、これも一つのきっかけかなと思っております。

言うまでもなく、この構想の具体化というのが、これは万能ではないですよ。しかし地域の課題を解決する一つの手段として活用することにまず意義がある。ここを捉えるところが必要なかなと思っております。言葉で置きかえますと、それぞれが補完し合う互修正というんでしょうか、こういったところにポイントがされているのかなと思っております。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） ぜひ、町民に見えるようなそういう成果があればいいかなと期待しているんですけれども、次に、いわゆる町長の一つの目玉になるんだろうと思っておりますけれども、まちづくり向上促進事業について再度伺います。先ほど説明ありましたけれども、地元力を高める協働の推進として、27年から両地区共同事業という事業を実施しております。今年度新たに町民提案型の協働事業、これ芽出し事業と言われますけれども、それだとか夢づくり支援事業、そうしたものが新たに新設されていると。いわば向上促進事業を細分化して、より町民が参加しやすい、そういう形にされたのかなということですが、昨年の両地区共同事業の実績等の成果というか、それだとか今年度の新たに新設した事業の期待について改めて伺いたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） 私のほうから、まちづくり向上促進事業についてお答えし

たいと思います。

まず、まちづくり向上促進事業につきましては、先ほど議員も申し上げられましたとおり、3つの区分で実施をさせていただきます。それで実は両地区共同事業、これについては残念ながら今の段階ではまだ取り組まれている事業はございません。昨年につきましては芽出し事業が3事業、それから夢づくり支援事業が1事業と、全てで4事業というような形になってございます。今年度につきましては芽出し事業として1件、1事業が現在のところ申請が上がってきている状況でございます。

ただ、これは我々も反省しているところではございますけれども、なかなか町民のほうにこの制度ですとか事業の中身というものがきちんと浸透されていないのかなど、今後についても前回予算委員会の中でも御指摘ございましたけれども、町民の方たちにわかりやすく周知に努めてまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 今御答弁されたように、町民に対する周知だとか浸透度、そういったものをやっぱりもっと敏感に受けとめながら進めていただきたいというふうに思います。

それと、この政策実行計画に関して、これ総事業費が3,000万以上の投資的事業と新規ソフト事業にかかる概算事業費ということで、維持補修費等は含まれていないということですが、御承知のようにさまざまな公共施設が老朽化しておりますし、今年度も四季の館の修繕費に7,000万計上していますよね。さらに水道施設あるいは町営住宅等にも、先般もお話ししましたがけれども直さなければならない箇所が随分ある。そういう意味では、いろいろないわゆる思ってもいない想定していなかったお金が今後かかるんでないかなというふうに思っているんです。それでこの4年間の実施計画に向けての中間としていろんな検証をされていくんだらうと思うんですけれども、されていくというか、されていると思うんですけれども、今後この後2年、この政策実行計画にのっかっている計画どおりいくのかどうか、その辺の考え方と、どういうふうに想定しているか改めて伺います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 政策実行計画の達成率あるいは進捗率にもかかわるかと思うんですが、これらは一つの数値としての評価とされるかと思いますが、その前に評価の前に、やはりそれぞれの言わずもがなですけれども事業の実践に当たっての、例えば情報公開だとか住民参

加というのを基本にされているまちづくり基本条例、こういったところにある情報の共有だとか、改めて住民参加の視点での協働のまちづくり、これをどう実践していくか、どう実現していくかというのが最大の課題であるのかなと捉えているところでもございます。

公約達成の見通しということでございますが、掲げた項目等でもいまだ未実施の部分も先ほどのものも含めて残されております。それらの改めての課題整理というのを図りながら、着実な実践にさらに努めていきたいと考えております。

今後の展開でございますけれども、さきの3月27日にむかわ町として合併10周年の節目を経ているところでもございます。こういったところにしっかりと経過を振り返り、さらに両地区でのきずなというのを強めて一步を踏み出す年、迎えているかと思えます。そして少子高齢化というのも早いテンポで進んでおります。その人口減少対策に向けてのむかわとしてのむかわ版の地方創生の本格的な実践の年ともされているところでもございます。

一方では、先ほど来議員も質問されております想定外というんでしょうか、予期せぬ災害についての対応のあり方、さらには2025年問題への対応等々、ともに合併の特例期間の終了を見据えた規律を持った行財政運営というのが一層求められているとも受けとめているところでもございます。これまでも申し上げてきておりますが、この町に住んでいる方々が皆さんこれからも住み続け、さらに住み続けるために、どう課題解決していかなければならないのかということでの情報、さらには認識、そしてこれからに向けての政策の共有というところを大切にまちづくりに進めていきたいと思えます。

なお、先ほどの広域連携の関係でございますけれども、広域連携にかかわらず事を始めるに当たって、あるいは進めるに当たっての基本とされている、今申し上げたそこに住んでおられる住民の皆さんを初め関係する自治体間の共通した認識というのが大切とされているかと思えます。それぞれの事業の実践に向けて改めて役割分担、協働のあり方といったところを基本にしながら、体制面、そして好循環の仕組みというのも意識したまちづくりに努めていきたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 次に、介護従事者育成事業の拡充について伺います。

さきの2番議員の質問にもありましたけれども、介護保険制度の改正あるいは超高齢化に伴い介護従事者の育成は喫緊の課題です。そこで旧ホームヘルパー2級の資格である介護職員初任者研修の受講取得についてでありますけれども、この取得に当たっての環境整備を拡

充する必要があると考えますが、見解を伺います。

また、介護福祉士の資格取得助成の積極的な支援も重要な施策と考えます。どのような見解を持っているか、改めて伺います。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 介護従事者養成事業の拡充について、1番と2番、あわせてお答えいたしたいと思います。

介護保険法では、介護事業所の介護福祉士の配置割合により、介護報酬の加算が設定されています。そのため介護事業所としては介護福祉士の有資格者を採用することが望ましい状況となっています。介護職員初任者研修は、介護職としての基礎を学ぶ研修となり、さらに実務者研修を受講し3年の実務経験によって介護福祉士の受験資格が取得できます。初任者研修と実務者研修は同時に受講することが可能であり、最近の傾向としては2つの研修を同時に受講する方がふえている実態があります。そのため、むかわ町介護従事者養成事業補助金を初任者研修のみではなく実務者研修を含めた助成として拡大することについて進めてまいりたいと考えています。

また、受講環境の整備については、受講期間が1カ月から4カ月と長いこともあり、町外に通うことが困難な方もいるため、初任者研修と実務者研修の同時実施を想定し、受講希望者数等の確認をした上で、町内で受講できる体制について調査をしてまいりたいと考えています。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

[5番 三上純一議員 登壇]

○5番（三上純一君） ということは、今までこの初任者研修の受講取得については町内での講座開設というのはなかったということですか。その辺はどうでしょう。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 町内での開催につきましては、平成25年度にこの補助制度をつくった時点で町内の2カ所で、鶴川地区とそれから穂別地区の2カ所で開催をしています。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

[5番 三上純一議員 登壇]

○5番（三上純一君） 毎年2カ所で開催しているということですか。すみません、ちょっと。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） すみません、平成25年度のみの開催となっております。

町内で地方での開催、事業所さんのほうで開催する場合には、最低10名ほどの受講者がいないと開催がなかなか難しい状況にあります。25年度に開催した際にも受講者人数がむかわ地区でも8名ほどで穂別地区でも6名ほどということで、少ない人数で開催していただいたという経過がございます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 町内で開催できなかったということであれば、例えば町外、苫小牧とか近隣市町村で開催して、そこに受講されるという仕組みだったんですね。例えばこれ、多分さっき3分の2の補助と言いましたよね。結構お金なんかかかるようで、大体12万程度ぐらいかかるみたいな感じですけども、3分の2でも残り4万ぐらいは自己負担ということになりますよね。町外でやる場合は、さらに交通費もかかります。交通費は補助対象ではないですよね。やっぱりもう少し条件を緩和させて例えば高校生が受講しやすいように、あるいは高校生の自己負担をなくする、支援する、そういったことも考えたらどうかな。

この間、鶴川高校との懇談会の中で我々議員が何名かでやったんですけども、やはりそういう資格を取得するためのいろんな行政の支援をいただきたいと高校生から直接お話がありました。やはりそういう高校生に特化した部分でもよろしいですけども、支援というのはそこに力点を置いて考えてみたらどうかなと思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 2番議員の先ほどの答弁と重なる点についてはお許しおきたいかと思えます。今あります現状の介護従事者養成事業、この活用の拡大を図るということについては今検討しているところでございます。それにあわせて、今後に向けてその活用の促進に向けた中で、その養成内容だとか、あるいは周知方法、こういったところも含めて改善を図りながらその充実に努めていきたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 先ほど、実務者研修の話もお話しされたんで、そこはちょっと省きますけれども、この支援のあり方全般について先ほど2番議員も提案されていましたが、私は今ある看護師養成奨学金貸付金というのがありますよね。あの制度に例えば組み込んで適

用させるという方法もあるのかなというふうに考えるんですけども、いろんな視点でひとつ前向きに検討していただきたい。特にむかわ町ではいろんな施設、福祉団体あります。そういう部分で、やっぱり人材育成というのはまちづくりの根幹を成すものだというふうに思っていますし、さらに言わせれば高校生に対するそういった支援をすることによって高校生の就職の選択肢も広がるということから、どうかぜひその辺は十分検討していただきたいというふうに思います。

質問を終わります。

○議長（三倉英規君） 昼食のため、しばらく休憩します。

再開は13時30分とします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時30分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 野 田 省 一 議 員

○議長（三倉英規君） 次に、13番、野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 通告に基づき一般質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、高校の存続対策、少子高齢化対策に地元就職で返還が実質免除される奨学金制度についてお伺いをいたします。

地元高校の卒業生対策として、あるいはまたは少子高齢化対策として、地元高校進学者に、大学、専門学校の進学時にUターンなどの就職者に奨学金の返済を免除する奨学金制度の、いわゆる先ほどからも出ておりましたけれども看護師に対する制度と同じような制度というのは考えられないか、お伺いをいたします。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 高校存続対策としての奨学金返済を免除する制度の創設についてお答えさせていただきます。

現在取り組まれている高校振興対策といたしましては、地元からの進学を促進する施策と



町外からの進学を促進する施策、そして魅力ある学校活動を支援することで高校全体の活性化を図る施策、この3つの施策となっております。

地元向け施策としては、鵜川地区では中高一貫教育の推進、穂別地区でもことしから小中学校一貫ふるさと教育推進事業として、地域が一体となって教育活動を進めていけるよう支援しております。

町外向けには、鵜川地区では通学バスの運行委託、通学費の助成、鵜川高校生徒寮三気塾の設置を、穂別地区では成績奨励や中学校訪問PRなどを行う穂別高校振興対策事業と穂別高校生徒寮穂星寮の設置を行っております。

学校振興策としては、鵜川地区では部活支援と資格取得支援、穂別地区では資格取得支援と通塾支援、そして両方の道立学校生徒を対象とする大学等進学奨励金の支給や、中学生も含めたオーストラリアへの海外派遣など鈴木章記念事業として行っております。

今回の御質問では、高校存続対策と同時に少子化対策としての視点も述べられておりますが、Uターンを促進するという意味では、より広く対象を捉え、地元から町外の中学、高校を経て進学する方も加えるべきとの議論にもなり、施策効果を高める意味で最終的には地元に戻ってこられる環境づくりとして捉え、総合的に検討していくべきものと考えております。持続可能なまちづくりに向けた広い視点で、今後も調査、研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） ちょっと今の話の中にもありましたけれども、ちょっと1点、その資格の問題、資格取得の問題にもありましたけれども、これ、今両校では実は鵜川高校、穂別高校で行っていないという実態あるんですけども、今後はどういう展開していくのか、ちょっとその点、今お話があったのであえて聞かせていただきますけれども、今後の考え方についてお伺いしておきたいと思っております。

それと、この制度自体、奨学金制度自体、一般の中学、高校、町外に出てもというお話がありましたけれども、やはりそれであれば全員になってしまうというか、やはり高校進学対策、地元高校への進学対策ということに特化していくべきだと私は思いますので、その辺、町民の皆さんの考え方も入れていかなければならないのかもしれないかもしれませんが、やはり今問題となっている前回も話させていただきましたけれども、地元の高校存続対策ということにまずは置いて実施するべきではないかなと思うんですが、今、前向きに検討するというよ

うなお話でしたけれども、実際に2つ目お聞きしたいのは、時期的に先ほどの議員からもありましたけれども、今年度の予算であればまた非常に1年おくれていくという形になりますけれども、その辺、検討というのはいつごろまでしていくのかなというお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） まず1点目の資格取得助成の件でございます。今、野田議員おっしゃったように、当初は穂別高校の振興対策のほうでは取り組まれていましたけれども、鶴川高校ではなかったんですが、ことしから取り組まれるようになりまして、両方の高校で取り組んでいるというような状況でございます。さまざまな資格、学力的な英語検定ですとか漢字検定ですとか、そういったものから実務ビジネス的なワープロ検定ですとか、それから危険物の取扱者だとか、そういったいろんな範囲のものについて支援をしていくような形になってございます。

それから、2点目の奨学金制度の創設の部分でございますけれども、確かに高校存続対策に絞ってという視点もございまして、この奨学金、いろんなパターンがございまして。単純に言うと一番低い金額で月額3万円、144万円という数字から、4年間で400万、500万という、それから大学院も含めていろんなパターンがございまして。そういった中でその方々がむかわ町に就職希望するかというそういう大前提がございまして。そういった部分も含めましてさまざまな検討をしていかなければいけない。それからその内容についても、どの範囲をどの程度調整するかと、そういったこともございまして、もう少し時間をいただきたいということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） ということは、今年度中には検討するというふうに捉えてよろしいんですかね。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 幅広く考えていきたいということでありましたけれども、議員がおっしゃっている高校選択時には地元に戻ってくるということがある程度想定できる、そういうふうには考えなければならない。そういった中学卒業時にそこまでの進路を本当に考えていくことができるのかどうかという現実的な問題もあろうかと思っております。そうやっていくと、実際にこの制度を活用をもしするとするならば、稼業とかそういったところを継いでいくと

いうことはある程度はつきりしているような方しか、なかなか活用していけないんじゃないかなというふうにも思っております。

そんな中では、基本的にはやっぱりUターン対策として総合的にどうしていくのがいいのかというところに視点を置いたほうがいいのではないかなと。高校振興対策は高校振興対策として別次元で考えていくと、今のある制度も見直しながら継承していくということとして切り離れたほうがいいんじゃないかなと考えております。そういったことで総合的なUターン対策、今いろいろ受け入れる職場があるかどうかということが非常にまた重要になってきますので、そういう地場産業の育成、そういったところを力を入れていく、今の地方創生の中で取り組みを強化していくというところでございますので、そういったところと総合的に絡めながら検討していく必要があるだろうということでございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 私が申し上げていたのは、高校卒業した、高校までは自力で何とか行って、自力でと言ったら悪いけれども、高校までは今無償化になっていますからね、高校まではいいんでないのか、奨学金という問題よりも専門学校なり短大なり大学なりに行くときに、地元の高校に入学して卒業すれば奨学金制度としてありますよと。確かに言われたように、帰ってきたときにどのぐらいUターンで戻ってこれるかということありますけれども、今例えば穂別高校でも地元の間人が今行っているのは10人程度です。鶴川高校も20人ぐらいだと思いますけれども、30人のうち、今恐らくそれでも1人、2人というこういう人数で1割に満たないぐらいの人が何らかの形で戻ってきているという現状もありますから、正確な数字ではありませんけれども私の感觸的な問題ですけれども、やはりそういう人たちが上の高い専門知識を得るという機会をやはり経済的な面から受けられないという現実もありますので、やはりそれで専門学校を諦めたとか、短大、大学を諦めたというお話も聞きますので、経済的な理由もあることでしょうか、そういった枠をして、その中からさらに1人、2人、地元に残れるようなことがあれば、一番少子化対策、Uターン対策としてなるんじゃないかな、地元の人に戻ってきてくれるというのが相当大きな力になると思うんで、そこら辺も含めて考えてみる考えはございませんか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回の御質問、高校存続対策の視点ということがまずあるかと思えます。町内から地元以外の先ほども述べられておりましたが、中学、高校を経て進学する方も

おりまして、その負担は同様であります。御質問にある少子化対策の関係でその視点も加えてみますと、地元に戻ってくる、地元に戻ってくる環境づくりというのが、これが大きな課題とされているかと思うんです。そういったことも含めて、先ほどから答弁されているかと思えますけれども、総合的にこの判断をしていく必要があると考えているところでもございます。地方創生、これからまさに今、本格的な稼働が始まるときともされておりますので、そういったことも含めて雇用問題もあわせながら随時検討して、調査、研究をしてまいりたいと思いますので御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） これ以上現実的に、はい、そうですね、やりますという問題にはならないと思えますけれども、ぜひそういった10人戻ってきてくれ、100人戻ってきてくれという話じゃなくて、年間1人でも2人でも戻ってきてくれる意思のある方がいれば、これ以上こしたことはないので、それと戻ってきてくれれば、それこそ交付税にも関係してくるし、そこで生活していただければいろんな形で町に還元していくわけですから、年間何百万、金額にもよりますけれども5万円、例えば奨学金で払っても毎月で60万ですか、60万で4年大学に行って240万、その方に結局ただになってしまうという可能性もあるけれども、そのかわり町に戻ってきてくれれば、その部分は十分長い年月で考えればもとはとれる問題ですから、出て行ってしまった人は普通に奨学金として制度にのっかって長期にわたって返していただくという方法をとればいいわけですから、町にとっても大きなメリットがあるのかな。

それと、国の施策でもそういったような地方創生の関連でこういう奨学金制度というのがあるんですが、その辺は町村レベルでは難しいんですか。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 町村レベルでの奨学金の創設というお話でお答えさせていただきます。

この大学の奨励金ですけれども、その大きな主体となっております日本学生支援機構でお貸ししている奨学金の中のパンフレットといいますかホームページの中にも、都道府県で行っている奨学金の免除制度ですとか市町村の部分も若干載っております。都道府県についてはやっぱり大学院だとか、より高度な部分、それから理系ですとか産業系ですとか、そういった産業的にその都道府県が力を入れている部分の奨学金の免除と、そういう制度が多いようでございます。

あと、市町村については、やはり今回の地方創生の動きの中でいろんな実際は出しておりますけれども、地方創生の交付金等の対象給付型の奨学金については対象になっていないという部分もございまして、一時期はちょっとふえたんですが、その後、まだそれぞれ研究をしているというような段階かと思えます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） ぜひ、そちらのほうも私も余り深く調べられなかったんですけども、そういった制度を利用して県レベルではやっているところはあるみたいですので、ぜひそういう道もいろいろと検討して実現に向けて行っていただきたいなと思います。

2点目に入ります。

中高生の留学制度を恐竜ワールド関連性のある都市にということで質問をさせていただいておりますけれども、カナダ・ドラムヘラーという町は旧穂別町時代から友好都市関係として交流実績がありまして、友好訪問団も数回にわたり訪問しております。中高生のホームステイなど今実施している語学留学というか中高生の海外派遣事業、これなどをこういう交流実績のある都市で、あるいはドラムヘラーにある世界最大級のロイヤル・ティレル博物館と穂別博物館からの人事派遣の実績もある、その後も人的交流実績もあり恐竜ワールド構想の観点からも、中高生の語学留学制度について留学先をカナダ・ドラムヘラーに変更する意義があると思えますが、考えをお伺いいたします。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 中高生の海外派遣先として恐竜ワールド構想の関連もあるカナダ・ドラムヘラーに変更できないかについてお答えさせていただきます。

旧穂別町におけるドラムヘラーとの交流については、昭和55年、1980年の北海道とカナダ・アルバータ州との姉妹提携に始まり、双方の自治体間の相互交流が推進される中で、平成元年、1989年に初めて当時の助役と博物館学芸員、旧穂別町の時代ですけれども、ドラムヘラー市と同ティレル博物館を訪問いたしました。その後、平成2年から7年まで6年間にわたり延べ36人の町民がカナダを訪問し、平成3年にはアルバータ州から英語指導助手としての人材の紹介もいただき、昨年、博物館普及講演会の講師として御講演をいただいたティレル古生物博物館のフィリップ・カーリー博士も、その縁で当時御来場をいただいております。

これらの交流は、ふるさと創生1億円事業を財源とする国際交流人材育成事業として海外

との友好交流を図ったものですが、その後、平成8年から14年まで開催した北海道化石サミットはその延長線上の取り組みとすることができます。

次に、中高生の海外派遣の状況でございますが、平成23年度から6名ずつ派遣を行っており、本年は派遣枠を8名に拡大して7月23日から8月1日までの10日間、オーストラリアに派遣する日程で準備を進めているところでございます。ことしを含めてこれまで30人が派遣されており、希望いただいた方の約55%程度の派遣実績となっております。

派遣目的は、海外の文化、生活、学校、家庭、語学体験を通じて相互理解やコミュニケーション能力を高めること、そして異なる環境の中で日本やふるさとを見詰め直すことを目指しております。そのために事前研修4回、事後研修2回も行い、派遣先ではホストファミリー宅に宿泊しながら現地の中学、高校へも通い、授業を受けながら10日間を過ごす内容となっております。

この事業は、北海道オーストラリア協会が受け入れ窓口となっており、事前研修から旅行引率、事後研修まで教育的な配慮をもって進めていただいております。参加者及び保護者からも大変好評価をいただいておりますので、これまで事業趣旨や実施内容、派遣先の変更については見直しの議論はございませんでした。

今回御質問をいただいた恐竜つながりをより強化することに関しては、特に異論はございませんが、現在のオーストラリア派遣の教育効果を同じようにカナダ・ドラムヘラーでも確保できるかどうかが一番大きい重要な課題になると受けとめております。実際に中高生を安心して派遣するためには、ある程度の基盤になるものが必要であり、受け入れ態勢あるいは町民交流の実績を積み重ね、その上で子どもたちの交流につながっていくものとも考えております。アルバータ州と北海道との姉妹交流については現在も進められておりますし、今後恐竜つながりとして恐竜博物館やドラムヘラーとの交流が恐竜ワールド構想の中で組み立てられていく可能性もありますが、現段階ではまだ見通すことができません。将来的に新たな展開として盛り上がっていく場合には、さまざまな検討ができるものではないかと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 合併したときに、この海外との友好都市関係というのが、むかわ町さんもはっきりしたものは旧穂別町にもなかったということで、ちょっと立ち消えになっていて、今聞いたら36人派遣団が行っていたと。大変申しわけないけれども私も36分の1で行

かせていただいた一人として、やはり規模の大きさとか、それから今までのかかわりもずっと続いていたということも承知しておりましたので、ぜひ10年を一つの期に、そのほかに関連する友好的な都市というのが今のところないのであれば、ぜひ、いきなり今年度から、あるいは来年度から海外派遣、中高生の海外派遣をこれにしろということは非常に難しい、今おっしゃるとおりだと思っておりますので、見据えてワールド構想の中に一つ組み込んで訪問団をもう一度再構築し直して、行く行くは大変なネーミングが私好きだったんですけども、恐竜の卵基金のように恐竜の派遣事業とかね、そういう形でもいいと思うので、今ある事業をネーミングを変えていけるようにして、新たに先を変えるだけで名前を変えるだけで恐らくワールド構想の一つの位置づけに持っていくことができるんじゃないかなと。それと今の話からも言いますと、やはり道がまだアルバータ州との友好都市関係を結んでいるようですから、そこら辺のつながりも利用しながらワールド構想につなげていくというような考え、もし考えがあればお伺いしたいんですが。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 中高生の留学制度というのを恐竜ワールド構想にという御提案かと思えます。私どももドラムヘラーという都市が今どういう実態なのかなということもネット等で少し調べさせていただきました。当時は炭鉱等の関係もありまして人口が3万を超えていたかと思うんですけども、現在7,000人台になっているやに受けとめております。

そこで、中高生の留学制度でございますが、留学先の変更への提案ということもここに入っているかと思えます。提案の趣旨としては理解するところでございますが、この間、残念ながら両自治体間の具体的な交流というのは途絶えてきたのかなと受けとめております。しかし北海道とアルバータ州の姉妹都市交流というのは、まだ提携されて進んでいると伺っております。そういうところからも留学先の受け入れということを前提にするのではなくて、先ほどから議論のあるところでございますけれども、今、ドラムヘラー、この自治体が置かれている環境だとか取り巻く状況、こういったこともしっかりと押さえながら、例えば留学先にする場合においてもどういった問題対応が必要なのかというのを十分調査しなければならないのかなと思っております。

また、あわせて恐竜ワールドの関係でございますけれども、地元の穂別博物館の職員、このドラムヘラーのティレル博物館等々の交流もあるやに伺っておりますので、そういったところも含めながら、これから構想の推進に向けてもどういった交流の広がり、交流の可能性があるのかといったことを今後見定める必要があるんじゃないかと受けとめているところで

ございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 最後になりますけれども、今回の2点についてもとにかくスピーディーというか、来年度、少なくとも早くできるものは早く行って検討して結果を出していくということは非常に重要だと思っておりますので、特にそのワールド構想に関しては熱いときに打っておくべきだと思うので、少しでも前に進められるように検討をしていただきたい。

それともう一つはネーミングの問題で、本当に恐竜の卵基金は私はとても好きなんですけれども、やはり恐竜のという頭に持っていくことで、恐竜の海外派遣とか恐竜の何とかというネーミング、ここまで来たから関連できるものは名前だけ変えてしまえばと言ったらいふ方まずいですが、名前を変えることによって、やっぱり恐竜ワールド構想にもう一つ箔をつけていくことができるのかなと思いますので、そういうことも検討しながらぜひ実現に向けて行っていただきたいと思います。

以上で終わります。

---

#### ◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（三倉英規君） 次に、4番、大松紀美子議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 一般質問をいたします。

1つ目に、安全・安心対策についてです。

4月14日、熊本地方を最大震度7の地震が発生しました。また16日にも同じく震度7の地震が発生し甚大な被害が発生しました。現在も約6,200の方が避難生活を続けていると報道されております。熊本地震は、地層に活断層が走っていれば日本中どこでも同じような地震が発生することを私たちに教え、日ごろの備えがいかに大切かを改めて知ることとなりました。日本列島はこの20年余り、阪神・淡路大震災、東日本大震災など数々の地震被害に見舞われてきました。この16日には函館で震度6弱の地震が発生しています。専門家からは地震の活動期に入ったと指摘をされております。避難場所や物資、住宅や医療など、むかわ町としての備えを検証すべき点は多岐にわたりますが、幾つかについて伺います。

災害時には、近隣の住民同士の協力が必要ですし、ふだんからの近所の方との挨拶を交わすなど住民同士のつながりが重要と考えます。



1つ目に、町内会・自治会加入率と防災対策とのかかわりについてどのようにお考えか伺います。

また、町民の防災意識向上のための取り組みについて今後の考え方について伺います。

また、防災グッズを備えておきたいと考える住民は多くなっています。備えている住民の方もいますが、多くは費用の面で蓄えたくても蓄えられないとの声があります。各種宣伝等がありますが、見ているが、1セット1万数千円から3万円、これ以上とさまざまになっています。町が配付している「私たちの防災」には3日分の備蓄が必要と書いてあります。防災グッズ購入への支援を行う考えはないか伺います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 安全・安心対策についての御質問にお答えをしたいと思います。

熊本地方では、いまだ連鎖型の地震というのが発生が続いております。現在も6,000人以上の方々が避難生活を強いられております。議員御存じのとおり、むかわ町におきましてもむかわ市街地直下に石狩低地東縁断層帯南部という活断層が存在しているところでございます。

御質問1点目の自治会、町内会の加入率につきましては、現在むかわ町全体で約8割となっております。大都市だけではなくて本町におきましても年々加入率が減少している傾向となっているところでもございます。災害時には自助・共助・公助と言われますが、阪神・淡路大震災、そして東日本大震災、さらにさきの熊本地震といった大規模広域災害になった場合に公助が追いつかず、自助・共助、特に議員質問でも触れられております地域コミュニティの共助がいかに重要であるかというのをこれらの災害が教えてくれているのかなと捉えているところでございます。

これらのことから、町内会・自治会連合会の御理解、そして御協力を得て、これまで自主防災体制構築と地域防災マスター養成、そして町の重要課題としてこれらを取り組んできているところでもございます。現在、地域におけます自主防災組織としての19の自治会、町内会で組織化がされており、全町で1,711世帯、4割弱の世帯が自主防災組織に参画していただいているところでございます。災害による被害というのを軽減するためにも、一人一人がばらばらに行動するのではなくて、隣近所で声をかけ合い組織的に活動していただくことが必要であると考えております。自治会、町内会の加入を促進していくとともに、自主防災体制の組織化、これを並行しながら推進していきたいと考えているところでございます。

2点目の防災意識向上の取り組みにつきましては、これまで町広報による事故対応におけ

ます事前対策の啓発、両地区での防災訓練というのを開催してまいりたいと考えております。また防災対策や心構えを身につけ、地域におけます防災活動のリーダーを育成していくための地域防災マスター認定講習会、これも引き続き派遣を行い、ことしも16名の方々が受講を予定しているところでございます。

また、自主防災体制構築の推進などの取り組みを行い、防災意識の向上というのを図ってまいりたいと考えております。

3点目の、防災グッズ購入への支援でございますが、現在、特色ある地域づくり事業の中にあります安全・安心のまちづくり事業におきまして、自主防災組織や防災訓練、防災資材等購入にかかわる経費を、毎年度30万円を限度に3年間の補助制度を設けております。自主防災組織の10団体への防災倉庫の整理、さらに避難所用具、救急医薬等防災グッズの補助を行っているところでもございます。これからにおきましてもこの補助制度等を活用いただくとともに、避難所対応のための防災備蓄に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） ちょっと順番に。自主防災組織が19組織されていると。これがふえていくということは私も望んでいるんですが、問題は私も前置きの中で言いましたけれども、幸いかな、むかわ町は大きな災害ってないですよ、しばらく。ですから、どこか私も含めて災害に対する考え方というか備えというのは余りきちんと持っているとは言えないと私はそう思っているんです。ただこの熊本地震の発生でやっぱりちょっと考え直さないといけないなと、いつどこで起きてもおかしくないというふうなことで取り組まない、ちょっと起きたときにはまずいことになるのではないかという思いがあって今回取り上げさせてもらったんですけれども、例えば19の自主防災組織があると言いますけれども、じゃ具体的にこの19の組織がこれまでどのような活動をしてきたか、ちょっと教えてください。

○議長（三倉英規君） 鎌田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（鎌田 晃君） 一例なんですけれども、ちょっと私のほうから御紹介させていただきますが、防災訓練のときに地域自主防災組織が避難する際にどのような時間がかかるだとか、どこの施設にどのように行った際に担架で運んだ際にどのぐらいの時間がかかるだとか、そういった部分だとか地域のほうで検討をして、いろいろな想定をしながら防災訓練に参加していただいているということを聞いております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 結局、19の組織が例えば年1回は自主防災組織の規約に基づいて町内会で自主的に何かを行っているかどうかというところを私は知りたかったんですけども、具体的にその19の組織が何回この規約に基づいて自治会や町内会の人たちと一緒に何かを行ったかというところを知りたいんですけども、まずあるかないか、その辺どうですか。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 各町内会、自治会におきまして組織化されております組織内容につきましては、その地域には防災マスターとなられる方もいていただいております。町内会、自治会でどのような事業を毎年やっているかというところの検証は実はしていないのが現状でございます。おっしゃるとおり、これらについて町も指導をしながら皆さんにやっていただくのがいいことだとは思いますが、実際には町内会・自治会連合会の総会等に私も危機管理のほうからも出席させていただきまして、防災の重要性と組織づくりにつきましてはお願いをしているところでございます。周知等の不足がこれからも考えられますことから、これらにつきましては今後も十分対応する中で、自主防災組織委員のほうで、各自治会、町内会さんのほうでは3年間の計画を立てる中で、どのような自治会、町内会としての防災のやり方がいいのかというようなことも、町内会役員の方々を初めとして御検討していただいているということは大事かと思えますし、実際にそういうふうにして計画を立てて訓練等も実施していただいているところもございますので、それらを推進し、あるいはまたは応援していくというような内容を今後とも続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 私が所属する町内会も実はあるんです。でも、あるだけなんです、実際ね。だから今課長がおっしゃったように、やっぱり自治会、町内会、自治会連合会というのもあるわけですから、やっぱり今後積極的にそういう活動がどうなっているのか、進めてほしいということをやっぱり行政のほうから問いかけていていただきたいというふうに思うんですよね。だって、あるだけあっても実際に何も活動、実績積んでいかないと、いざというときは困るわけですから、それは私自身も反省しているんですけども、ぜひ公助が一番最後になっていますけれども、やっぱりそういった自助、共助ができるようにするため

にも、やっぱり行政のほうからそういう防災組織つくっていくことはもちろんですけども、あるところへは積極的に今年度はどんな計画をお持ちですかとかね、こういうお手伝いできますよとかね、やっぱりそういうふうにしていただきたいというふうに思います。

それと、町内会の加入率とのかかわりということでお尋ねしているんですけども、これ、すごいですよね、資料を先にいただいているんですけども、町長は約8割が加入しているということでおっしゃっていましたが、実はむかわは71.6%です、鷓川地区ね。これ、そちらの資料です。穂別地区の加入率はなんと98.7%。穂別地区は1,490世帯いるうちの1,471世帯が町内会、自治会に加入していて、それで98.7%という数字になっています。例えば出入りが少ないからということもあるんでしょうけれども、やはりこの鷓川地区の加入率が71%台になっているところは、やっぱりもうちょっと高めていく、災害時のためということももちろんありますからね、高めていくということを考えていただきたいと思うんです。

うちの町内会も、実は案内文書をつくって訪問しました、加入してくださいということで。これほかの町内会もやっていると聞きました。でも、なおかつ余り入っていただけない。だからほんの何軒か先に住んでいる借家に住んでいる人のお名前がわからないという実態、実際にあるんです。ですからこの辺も考えていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 自治会、町内会の加入状況につきましては、ただいま議員のほうから御指摘のありましたとおりでございます。若干、基準日、調査する基準日が違いますので、穂別地区と鷓川地区の統計のとり方で若干相違はございますけれども、基本的に相違はございません。鷓川地区の部分の自治会加入率が低いというようなことは否めない事実でございます。

5月に開かれました町内会・自治会連合会の総会の部分におきましても、連合会のほうでも加入率が低いという部分につきましては、本年度からてこ入れをしていこうということで御理解をいただいているところでございます。実際には昔からいます隣近所が声をかけ合って、それが隣が誰かわからないというような状況も確かにございますが、これらも憂慮しますと加入促進のための努力も、これも行政サイドからも当然加入とその重要性について周知、情報提供するなり、加入促進に向けた対応を心がけるべきというふうに考えるところでございます。

したがって、今後とも鷓川地区におきましては、どうしても共同住宅といえますか、

民間のアパート等に住んでいらっしゃる单身等の方も相当いらっしゃると思います、その部分が影響しているという部分も連合会・自治会の総会の中でも聞いたりしますので、そういったことにつきましても周知できるように、今後対応を努力してまいりたいというふうに考えるところでございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） よろしくお願ひしたいと思います。

それから、町民の防災意識向上のための取り組みというところで、その自主防災組織が日常的に行われているか、これ、ごめんなさいね、さっき答弁いただきましたので、むかわ町が発行している「私たちの防災」、これね、これ皆さんのところに配ってあるんです。そして、ここにはいろんなことが災害の備えとか書いているんですけども、これ、東京都のなんですけれども「東京防災」、今ネットの中とかで、熊本地震あってからどのこういう冊子がいいかということで、すごい人気沸騰になっていて、これ私も鶴川のお友達が2冊とったので、私欲しいと言ったら1冊くれたんですね。これ130円で、東京都に大規模地震が起きたらどうなるかというところを書いているんですけども、でも、この中には参考になることがいっぱいありまして、「今やろう4つの備え」ということで、物の備えとか室内の備え、室外の備え、コミュニケーションという備えとかっていっぱい書いてありまして、むかわのこれ悪いと言っているんじゃないんですよ。これをもっと細かく詳しくしたものがこういうのありますので、よかったですらとって勉強してみたいと思うんですけども、この中でこの12ページに「防災・減災に関する講座等」というのがあって、何人でも出前講座しますよと書いています。でも小さく書いていて、私、やっぱり町民から来るのを待っているんじゃないくて、各町内会や自治会に例えば1年間の予定をちゃんと組んで、例えば端っこから、花園町内会と松風町内会は今月と今月のいつかにこういう防災のことについてお話ししたいんですけども、日程とっていただけませんかみたいな、そういう計画を立てて、やっぱり行政が積極的にこういう防災講座を待っているんじゃないくて、こちらから計画を立てて伝えていくということをしていかないと、私は今いつ災害起こるかわからないというときに間に合わないんじゃないかと。

都会のところへ行くと、例えば夫人団体が出前講座で頼んで行政の人に来てもらって、いろいろやりとりすると。なかなか少ない人数の中だと好きなこと聞けるでしょう。例えば食料の備蓄はどうなるのだとかね、毛布は何枚あるのだとかね、どこにしまっているのだとか、そ

うということが気楽に私聞くことができると思うので、大きな防災訓練ももちろん大事なんですけれども、こういう出前講座をこちらから仕掛けていく、そういうことをぜひやってほしいんですけれども、できそうにないですか。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 何か大きな地震あるいは災害がございますと、こういう意識というのは非常に一時的には高まるんですけれども、東日本大震災の後も、大変私どもの町もいろんな対策を組んでまいりました。そのときには講演会があったり研修会があったりというようなこともございました。だんだん日がたつにつれてこういったものは減少していくというのは、議員のおっしゃるとおりかというふうに認識してございます。

確かに、今現在持っております出前講座につきましては、出前講座で押しかけてまでやるというような講座内容にはなってございませんが、そういうことも含めましてこういった熊本地震の状況を鑑み皆さんの意識が高まっているときに、できれば専門的な例えば気象庁ですとか北海道開発局ですとか北海道ですとかといったところからの講師を招ければ、大きな講演会等もできればやりたいなというふうには考えているところでございますし、各自治会、その他関係団体にこういう講座ありますからというような進めることはぜひやってくださいというようなことは考えていきたいと思っておりますけれども、今現在どこどこに行くというような内容にはなってございませんので、各機会を見ましてこういう講座にぜひ呼んでくださいということで声かけをしていくような手だてで、今後進めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 北海道とかそういうところが来てもらわなくても、防災担当の職員の方がこれをずっと最初から説明していくというだけで、私、十分皆さんに知ってもらうことができると思うんですよね。だから大きな講演会とかそういうのももちろん悪くないんですよ。ただ私が今言っているのは、行政の担当の方々が1月に1カ所とか2カ所とか自治会、町内会に行くのは可能ですよね。これ持って行って最初から説明すればいいんですから。これ最初から最後までちゃんと読んだ町民が何人いるかと私は心配しているんですけれども、これを持って皆さんのおうちにあるんですから、これね、なくしてない限り。だから、これを最初から説明して、そうしたらやりとりできるわけですから、そういうことから始めてはどうですかということを行っているんですけれども。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） こちらのほうからお願いしていく、声かけをしていくというふうに先ほども答えたつもりではございますけれども、強制的にというようなところまでは今のところ考えてございません。それと大きな講演会をという話をしたのは、こういう機運が盛り上がったときにぜひ考えていかなければいけないことであろうというふうに考えておりましたので、蛇足ながらつけ加えてお話をしたようなところでございます。私どもの危機管理の対策職員もおりますので、それらの者を使って今あるそういったパンフレット、資料を使って住民の皆さんに声をかけていくのは大事なことだと思いますので、各関係機関等にはお呼びいただきたいという内容等含めまして声かけをしていきたいというふうに考えます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 課長、今、強制的とおっしゃいましたけれども、自治会、町内会の例えば組織ってありますよね。やっぱり今回のこのような地震の中でやっぱり備えていくその意識を持ってもらうということでは、こういうふうな計画でやりたいんですけれども御協力いただけませんかということは、ちっとも強制でも何でもないわけですから、私はそんなふうにしていただいたほうがいだろうと、私はそう思って、別に行政がやりなさい、町内会、自治会やりなさいというんじゃないですよ、行政としても皆さん、だって備えてもらったら何かいざ災害があったときに、行政側だってその分意識が高い町民がいたら、その分、災害だって最小限小さくすることができるわけだから、行政として皆さんのその安心・安全を守るためにこういうことをしたいと思いますので御協力をお願いしますというのは、強制でもなんでもないわけですから、私はそういうことを言っておりますので御理解ください。

それから、防災グッズのことで町長から聞いて、ああ、そうだって思いました。ごめんなさいね、私、頭から抜けていまして、自主防災組織を町内会でつくったときにいろいろ買わせていただきました、考えてみたら。それは防災組織、自主防災組織があるところがそういうお金を使えると。ちょっとこれ確認ですけれども、一度3年間使ったら使えないのかどうかということと、それからこういう自主防災組織に出していることを個人でも備えたい人ということで私は聞いたんですけれどもね、ちょっとその今疑問になったところ答えてください。3年間使ったら使えないのという話。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 原則3年間という制度の内容にはなっておりますが、延長

して計画をこういうふうにしたいという場合につきましては、それも必ずしもだめというふうな取り扱いにはしておりません。ただ毎年毎年30万というようなことではございませんので、それら計画の内容のいかんによりまして判断させていただきたいという内容でございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） わかりました。次に移ります。

○議長（三倉英規君） 高田課長。

○総務企画課長（高田純市君） 大変申しわけございません。今、自主防災組織のほうでの補助の内容をお話ししましたが、現在のところ、個人に対します防災グッズ、非常持ち出し袋等といったものにつきましては助成を考えているところはございません。あくまでも自助の部分につきましては生活必需品を常に用意していただくというところの意識づけから始めたいというふうに考えますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） わかりました。2つ目に生活道路の整備について伺います。

1つ目に、道道穂別鵠川線米原地区は、鵠川市街と穂別市街を結ぶ重要な路線であることや、また古くは急カーブや道路幅が狭く交通事故死が発生した区間にもかかわらず、いまだに整備が行われていません。整備の要望など取り組みの状況と見通しについて伺います。

2つ目に、同じく道道穂別鵠川線稲里地区についても、高速道路につながる路線でありながら急勾配、急カーブの緩和整備が行われていません。整備の要望などの取り組み状況と見通しについて伺います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 道道穂別鵠川線でございます。むかわ町内を縦断する総延長47.4キロメートルの路線で、北海道において道路改良維持管理が行われてきているところでございます。御質問にありました米原地区におけます道路改良、宮戸側が平成12年、旧花岡小学校側は平成19年に改良工事が完了しているところでございます。現在約1.1キロメートルの区間が未改良区間として残っているところでございます。当該区間、1級河川鵠川河川敷地内でもありまして、道路改良をするに当たり河川協議に時間を要し、その間、社会情勢の変化等から北海道の道路整備計画というのがございます。この道路整備計画の見直しが必要となり、



現在事業着手が今のところできない状況とされているところでございます。当町としまして平成20年度より議員御案内の苫小牧地方総合開発期成会などを通して、機会ありますごとに要望をしているところでございます。また平成27年度には米原自治会からも室蘭開発建設部苫小牧出張所において要望書が提出されているところでもございます。

直近における北海道の回答でございますが、平成29年度までの北海道における道路整備計画において当該区間の事業化というのは困難なため、次回計画の見直しとなる平成30年度以降の道路整備計画に登載予定との回答を受けているところでございます。

今後、むかわ町といたしまして当該箇所は大型車両の交通量が多く、交通安全上危険な箇所でもありますことから、早期事業着手に向け要望を続けてまいりますので、御理解くださいますようお願いを申し上げるものでございます。また穂別稲里地区につきましては平成26年度事業着手をし、冬期間の交通安全確保、凍雪害による道路損傷防止を目的とした道路改良を現在進めているところでございます。この区間は穂別市街から国道274号交点までに至る長距離なこと、さらには地すべり対策というのも必要なことから、事業完了までには一定の期間を要するとの回答を受けているところでございます。むかわ町における安全・安心な交通確保に向け、今後とも国、北海道に対し道路改良要望を進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 1つ目の米原地区の問題はわかりました。お金をこういうところへ私は積極的に先に使ってほしいというふうに思って、それは同じ思いだと思うんですけども、1番目はわかりました。

それから、2つ目の稲里の道路なんですけど、私は高速道路を利用することが道東方面に行くことが多いので利用しますけれども、ひどい道路ですよ。余り通りたくないというような道路です。それで、これは先ほど一般質問の中にも出ていましたけれども、恐竜ワールド構想ということで化石が発掘された稲里地区という点から言っても、これからの当然その274につながる生活道路ということもありますし、いろんな意味があるんですけども、やっぱり今後の恐竜を生かしたまちづくりという点から見ても、あの地区の道路環境が悪いというのは決してプラスにはなっていないと、私はそんなふうに考えているんですよ。その辺の考え方を一つ聞きたいのと、一定期間という本当に行政の曖昧な表現、一定期間って一体いつからいつまでどのぐらいを一定期間というのか、ちょっと教えてください。

○議長（三倉英規君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから、先ほどの一定期間についてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

御存じのとおり、穂別市街から国道274の交点まで約15キロぐらい、長い長距離の区間でございます。それとまた穂別稲里付近におきましては地すべり地区というのが存在しておりまして、その対策でいきますと普通に道路改良をするよりもかなり山をとめるような形の工法がかかりますので、多額の事業費はかかるという形が存在してまいります。ですので、これは国の補助を受けてやっている道路改良でございますので、国の補助の採択、交付決定の中の事業の進捗ぐあいが決まっていきますので、期間としては一定の期間という話にはなるんですが、まだまだ総事業費が全部固まっていない形でもありますので、ちょっとその明確なのは、まだ北海道からの回答はもらえていない状況でございます。

〔「もう一つ、恐竜ワールドの関係から担当課はどう思っているでしょう」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） 田所地域振興課長。

○地域振興課長（田所 隆君） 恐竜ワールド推進グループを所管しておりますのでお答え申し上げます。

一応、推進構想の中にはウエルカムゾーンとか恐竜発掘地区としての位置づけでありますので、それをつなぐアクセス道路はやはり必要と感じています。あとは国の交付金等々のぐあいかないというふうに思っていますけれども、うちの推進計画というものが今年度中に策定されますので、それをもって具体的なゾーン展開をまた進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 道道穂別鶴川線の関係につきましては、先ほど答弁したように、この区間、苫小牧総合開発期成会もそうですけれども移動政調会等々、それぞれ要望するときの重点要望項目として取り上げていただいている、そしてこれからも引き続き重点項目としてあくまでも全路線をという形の整備を要請しているところでございます。

維持については以上でございます。

それと、恐竜ワールドの関係でございますが、恐竜ワールド構想につきましても、それぞれの期成会等々で最重点要望としてその推進項目を上げておりますので、先ほど担当のほうからも申し上げましたが、そういった恐竜ワールドと路線的なものの動線というんでしょう

か、流れの関係、循環性も含めた中で整備を図りながら、重点要望ともリンクさせた要望に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 江後さん、せっかく答弁していただいたんですけども、一定期間がさっぱり私には見えなかったんですけども、例えば10年かかるとか、いや、5年でできるとかね、あとそれと総事業費確定していないと言っていましたけれども、およそ出ていないですか。

○議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

○建設水道課長（為田雅弘君） 御質問の穂別鶴川線につきましては、改良の調査自体が全て終わっているわけではございません。先ほどうちの主幹のほうから御説明したとおり、地すべり調査に関しては、まだ区域が規模につきましても調査を終えていないという状態の中では、全体事業費というのはまだまだこれから先はじかなければなりませんし、地すべり調査というのは1年で終わるものではございません。ですから、うちのほうといたしましては全体事業費が決まらない中でどのような期間の設定になるかということについて質問しても、北海道としても答えようがないというような実態でございますので、御了承願いたいと思います。

ただ、北海道の改良の仕方につきましては、現在、穂別側からやっておりますが、随時悪い箇所から今後改良を進めていきたいというような回答も得ておりますので、議員御指摘の非常に怖い道路というところも、悪いところから順次ということで改良されていくと思いますので御理解ください。よろしく願いいたします。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 次に移ります。子育て支援についてです。

3月議会で、子どもの医療費を窓口負担なしにすることを求めました。低所得者など支援が必要な方々に現行制度の中でどのような対応ができるか検討を行うとの御答弁がありました。検討状況について伺います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 子どもの医療費助成制度に係る検討状況についてお答えをいたします。

本件につきましては、3月の第1回定例会の中で議員とのやりとりをさせていただいたところですが、その中で低所得者などに特に支援が必要な方々に現行制度の中でどのような対応が可能か、調査研究を進めるというような答弁をしたところでございます。

御質問の検討状況につきましては、現在、道内の自治体の医療費助成がどのように行われているのか調査を進めており、本町としてどのような助成がよいのか、具体的に研究を進めているところでもございます。もう少しお時間をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 1つは、今のことについて言えば、例えば実施するのは一番近くは来年度から、ことしの秋からということもありますけれども、今の状況ではそれは難しいから来年度から実施する方向でやっているのかどうかということが一つです。

それから、渋谷副町長がこの前答弁されたときに、中耳炎、結膜炎、う歯について要保護と準要保護の児童生徒は修学援助制度の中で実費支給されると、治療費が。そういう制度があるので活用していきたいというふうなことの御答弁もあったんですけども、その後どういふふうな例えばお知らせをし、それから実際に治療を受けたとか、そういう実績がありますか。2点について伺います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 1点目の実施の時期というところでございますけれども、実施に当たっては条例改正等も必要になってまいりますので、早々にということは非常に難しいというふうに思っております。おそくても新年度からというふうに思っていますし、医師会等との調整等もございます。そういったことから、できるだけ早くは4月をまたいでできるものであれば待たないでもいきたいという考えを持ってございますけれども、おそくても年度内に確立をさせるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

2点目については、教育委員会のほうから答弁させていただきます。

○議長（三倉英規君） 暫時休憩させていただきます。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時50分

○議長（三倉英規君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、中村生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（中村 博君） それでは、私のほうから今の御質問に対してお答えします。

教育委員会としては、う歯の関係については毎年年度始まる前に学校を通じて保護者にお知らせをして周知しております。昨年度、要保護については生活保護世帯であるので、そちらのほうの対応としております。準要保護の世帯については教育委員会で申請許可をして医療券を発行して対応しております。その件数が27年度で7件でございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） わかりました。活用されているということによかったと思っています。

それから、先ほどこの制度、低所得者などの支援の制度ね、これを今年度中、今年度早くにもというお話もありましたけれども、当然医師会との協議というのがあると思うんです。これは私は2014年の12月議会の中で、この児童生徒の健康を守る対策ということで質問させていただいていて、このとき竹中町長は現行制度の中で委任払いと併用は困難性があるというふうにお答えになっているんですけども、今回、低所得者の方々、世帯の方々に医療費を現金用意しなくてもできる、病院にかかれるようにするということは、当然医師会との間で委任払いの制度を取り入れていかなければできないということですよ。ということは、私は前にも2回もこれ、きょう3回目ですけども、低所得者だけではなくて、お金の出し方だけが違うんだから、委任払いをして、それを医師会と協議するんであれば、全体の仕組みそのものを条例改正も含めてということになれば、全部やったっていいんじゃないかというふうに私は思っているんです。その辺の考え、この2つについて伺います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 低所得者対策ということでありまして、委任払いとの併用というのは、今、安平町がたしかやっていると思います。そういった方式に一部準拠という格好になるかと思いますが。制度的には乳幼児等医療費助成制度の拡大という形になるのかなど。どこまでとかという範囲はありますでしょうけれども、そういった制度を活用していくこと等が1つと、今行っております金券による現物給付といいますか、払い戻しをするという格好

でございますけれども、これは前にも何度か申し上げておりますけれども、大体地域の経済循環、こういったものに寄与していく、今、本町でも1,200万円以上ぐらいが金券としてお渡しをしているわけでございますけれども、それが全て新たな消費に結びついているとは言いませんけれども、地域の中にお金が落ちているということは現実でございますので、そちらの面も公費で負担していく中では続けていきたいというふうに考えておりますし、現金をその場で用意できないというような低所得者に対しましては、先ほど申し上げた制度の中でその場で一時立てかえをしなくてもできるような形ということで、この二本立てで本町独自の制度でございますけれどもいきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） ぜひ、早く制度が完成して恩恵を受けられるようにしていただきたいということを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三倉英規君） それでは、しばらく休憩いたします。

再開は15時20分とします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時20分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場内の温度が上がっていますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

---

◇ 津 川 篤 議員

○議長（三倉英規君） 次に、10番、津川 篤議員。

[10番 津川 篤議員 登壇]

○10番（津川 篤君） 第2回定例会に当たりまして、通告に基づきまして2点について御質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1は、安心・安全なまちづくりということで、今回特に上げておりますのは晴海地区というふうに限定をして出したという一つの大きな目的は、晴海地区だけで工業団地とし

て7社ほどがあそこのところに企業を構えておるわけですし、さらには胆振東部5町の衛生組合があり、さらには、むかわ町で90%の普及率を見ている下水道の終末処理場があると、こういったところの安全対策ということで、私、非常に町長が今日まで2年間経過した中に、必ず施政方針の中に安心・安全なまちづくりというふうなものが出てくるわけです。そういった場合に、この地区については海拔、高いところで3メートル、今工場用地があるところで3メートルないし2メートル500くらいのもがないと。そういった場合に大変前浜が浸食をされて、その浸食対策がいまだかつて施されていないというのは、何か理由があつてそれをできないのか、今日まで竹中町政になってから特にこのことについては前にも前町長の時代からも、このあたりの災害防災について非常に危惧されているところであったわけですが、今日までその対策がどのようにとられてきているのか、お聞きをしたいと思います。まずこれについて。

それから、今後の対策について、この地区ほとんどが道が管理する海岸線でありますから、だから道との協議の中にこういうものがどのように取り組まれてきたのか、これらについてお伺いをするものであります。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 安心・安全なまちづくりに関する質問についてお答えをしたいと思います。

本町の海岸一帯、以前から浸食というのが著しく進行しております。これまでもまたこの間も海岸浸食防止及び保全対策の実施について、国、そして北海道の関係機関に働きをかけてきているところでもございます。御案内のとおりでございます。鶴川河口の左岸側の一部で海岸汀線が後退している部分というのもありましたが、これまで国の保全事業等により近年は全般的に安定傾向となっているところでもございます。しかし海岸の事業未着手の部分におきましては、これまでも放牧地への浸水、さらに隣接する工場敷地への冠水、町下水道施設におきましても被害が生じているところでもございます。海岸汀線が砂の飛来を防ぐ海岸防災林にまで達している状況ともなっているところでもございます。

特に、議員今回提案されております晴海地区におきましては、平成23年度に防潮堤の一部というのが高潮等の影響で崩落しております。施設機能の低下というのが危惧されるということから、北海道に対し早期復旧について強く要望してきているところでもございます。これらのかいもありまして、現在、北海道が小規模治山事業により防潮堤の補修でございます、これは、補修とその周辺の海岸防災林の植栽工事というのを平成27年度から平成30年度の4

年間の工期で実施をしてきており、海岸保全への効果に今後の効果に期待をしているところでもございます。これからにおきましても海岸管理者であります北海道が策定した日高胆振沿岸海岸保全基本計画というのがございます。この基本計画に基づきながら、津波危険箇所の早期整備の促進、そして離岸堤、さらには人工リーフといった施設を含めた護岸整備などの計画の早期実施に向けまして、引き続き苫小牧地方総合開発期成会等を通じまして、国、さらには北海道に要請をしまいたしますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げますのでございます。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 今の答弁の中で、防潮堤については4カ年計画の中に入っていると。ただ例えば胆振東部の衛生組合、この前においては自然の状態がそのまま放置された状態で、防潮堤、そういうものは全くないわけです。そういった部分についても特にやっつけていかなければならないのではないかというふうに思いますが、例えばこれは単年度でできる事業ではないにしても、例えばむかわ町におけるこのハザードマップを見ても、非常にこれに出ている状況からすると、非常にこの赤塗りの部分、皆さんわかると思うんですが非常に危険地域というふうにみなしていいわけですよ。にもかかわらず本当にその4年、5年、さらには今早くて防潮堤の修理は4年ですよ。しかしながら、その前後をすると、この先何年かかるかわからない。そういう問題でなく、やはりそこについては年次計画をもって、ここからここまではこういうふうにできますよというぐらいの強い意志で道との交渉に入らないと、ただ道が来るものをじっと我慢しているだけで待っているだけでは、私は何の解決にもならないのではないかというふうに思っておりますが、そういう部分で河口部分については国の国営の用地もありますから、そういうところも国との協議も当然これからはなされていかなければならない。

ただ、あの3・11のときに、私、この工場地帯に入ってしまったときに、いろいろと皆さんがあつた津波を見たときに、本当にあの工場に働きに行くときに、前は本当に30年前は100メートル以上あったと。しかしながら、ここにきて、もうわずか目の前にある。そうしたら工場の中に入っていくこと自体が恐怖感でいっぱいだと、こういったトラウマ状況に働いている人らもそういうふうな状況があると。これは一日も早くそういうものを解消してやる、それが行政の本当の安心・安全ということにつながってくるのではないのかということなんです。だから、何も町単費でできる仕事じゃないということは私も重々承知をしております。



しかしながら道についてこういったものの働きかけというのは、取り急ぎやはりやっていたいかなければ、これはなかなか住民の、町長が常日ごろからスローガンにしている安全・安心なまちづくりということからは少しかけ離れていくのではないのかという思いがあるんですが、そのあたり、先ほどもお聞きしましたが、今後においても道との交渉を続けていくということでもありますから、それはそれとして、町長としてはいつごろをめどに大体こういうものが、確約はせいとは言いません、ただ先行きの中でこのぐらいの時期があれば、ここについては安心・安全が確保されますよと、担保されますよというものは、やはり町民は竹中町政には期待していると思うんですよ。これ、期待だけで終わってはだめなんです。現実性がなかったらだめ。そのあたり、どうですか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 力強いエールも含めて御質問だと受けとめております。繰り返しになりますが質問の地区、よろしいですか、この間、国、道に対して、これは旧町時代から粘り強く要望、対応をしてきているところでもございます。海岸の浸食の実態、これは国、道も現地に入っているところでもございます。見ていただいております。それらの防止及び保全対策の実施に向けまして、むかわ町海岸9.7キロですか、これの浸食と保全といったこともあわせながらその対策を講じるよう、町のこの事項におきましても最重点要望項目の一つとして、この間、総合対策期成会、さらには移動政調会の場に頭出しをさせていただいているところでもございます。

加えて、防災上の観点からも海面と高低差ですか、この関係が高低差のない中に集落というのがあるといった浸食対策のみならず、津波、議員がさきほど御指摘されました津波も含めた防災、さらに減災の視点での防災対策と連携した取り組みが講じられよう、今後に向けましても引き続き粘り強く機会あるごとに要望に努めていきたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 町長は、そういった決定のもとに今後に向け努力していくということなんですが、私、非常に疑問に思っているのは、先ほど前任者の質問もさることながら、きょうの質問の中で町長は当初計画の96%ですか、ここまでいっている事業計画というか進捗率とかね、そういうふうなそこまでいっているんだったら、これらもう少しスピード感があってもよかったのかなと。これはスピード感から外れているんですか。この96%から外れているんですか。町長が先ほどの質問に対して進捗率、自分の公約の進捗率の96%という

ふうな数字を言いましたが、それから大きく外れているんですか、これは。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほど、私の当初掲げた95項目の政策についての進捗、今の進みぐあいというのを内部の中の数値化したものでございます、95項目。95項目というのは私の公約、当初の中に掲載したもので、それから公約にないまちづくり計画の引き続き継続した事業について、政策実行計画に登載されていないものも入っているわけなのでございます。ですから政策実行計画の今の現在の内部評価で進捗率が96%ということで、その中に入っていないからこれはどうなのかではなくて、あくまでも基本は今現在平成23年からですか、スタートしておりますまちづくり、あくまでも計画に基づきながら、その実践というのも政策と照らしながら並行して進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 町長は、自分の政策上の当初目的の95項目、6項目ですか、それらについての進捗率を言われたということなんですが、これは町長の当初計画にないような計画の中にはないのだろうというふうに思いますが、しかしながら、やはりこういったものの中で働いている方々が100名近くいる、その家族もいる、やはりそういうことを考えると、安心・安全なまちづくりということを町長がスローガンにするのであれば、やはりそこにはスピード感を持ってやらないと、なかなか皆さんが安心してこの町に住んでいてよかったと思えるような町には、私はなりにくいのではないかと、そういうような思いから今回は質問をさせていただきましたが、ただこの下水道事業、下水道があるということは、今我が町で下水道の普及率は90%を超えていると思います。こういった中において下水道が被害を受けると町民の生活ができなくなる。

私は、3年前に5町の衛生組合の議員さんと東北の気仙沼を初め大槻、陸前高田、あの辺を研修させていただきました。そのときに気仙沼で下水道事業が当然被災されていますから、1階部分は全部だめになったと。そしてそのだめになった事業の中で、そこは緊急措置としてグラウンドを掘って、そこに下水道を流し込んだと。これは要するに災害時ですから衛生上だとかそういう問題は全部免除されていたと思う。しかしながら私たち行ったとき3年前ですから、そのときにやはり埋立はしてありました。だけれども、においはとれていない。それだけひどいと。

我が町のこの晴海地区にある下水道が、もし高潮あるいは自然災害で崩壊したということ

になると、その対応策というのは当然考えていなければ、やはり町民の90%を超える人たちがこれを利用しているわけですから、これらに対する対策というものも十分検討しなかったら、例えば代替をどうするのかとか、そういうことの内部での協議というのはなされていますか。

○議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

○建設水道課長（為田雅弘君） 下水道の被災時における事業の継続についての御質問なんです。現在、下水道事業につきましてはBCP計画といたしまして事業継続計画というものが簡易で作成してあります。これは地震ですとかいろいろな災害が起きたときに、下水道事業がどのように継続していくかという計画でございまして、現在、管路ですとかそういうもの全般にわたっての計画を今簡易ではございますが作成しております。ただ、あくまで簡易でございまして、今後来年度以降、本格的な事業継続計画というものをこれから計画をする予定となっております。その中に当然その辺の継続に対してどのような対策を組むかということも含まれるかと思っております。

ただ、ただいま議員御質問にありました津波対策につきましては、東北の大震災以降、国におきましても検討はしておりますけれども、実際問題どのように対応しなさい、工法的な問題が現在確実なものが指針は示されておられません。ですから、これにつきましては今後の津波対策ということで、また別な形で計画がされるというふうに認識されておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 今、課長の答弁の中で、国の指針が示されない限りというふうな具体的な指針が示されないと。そういった中においては計画ができないというようなものでなく、私はやはりむかわ町単独の事業というものを考えていかなければ、これは国の支援だとか国の政策を待っていたんでは町民は守れないんですよ。それと、やはり応急措置として、もしあの被害を受けたときにあそこの地域に下水道の汚泥を流し込むということになると、相当数の面積を確保して、気仙沼のようにやはり復旧までどのぐらいかかるか、気仙沼は1カ月の中でやったようですけども、我が町においてもそこが本当に被災されたときに、代替地というものをその近くに確保しながらやっていく必要があるんでないかと。私も調べたところでは、あそこについては晴海地区のあの辺については民間の土地があるんです。民間の土地が大規模に牧場ですか、あるんですけども、やっぱりそういうところを確保しな

がらも、やはり町民の生活を安心・安全につなげるのであれば、そういうところも確保して、さらにその第2、第3の被害に備えるようなものは、今からむかわ町はやはり単独でやれるぐらいのものをきちっと持っていないと、ただ国の政策を待っていたんではいつになるかわかりませんよ、これ。そうじゃなく、むかわ単独事業で竹中町政の中でこれはやれると。やれない事業もあります。だけれども、これはできるんですよ、むかわ町で。そういう第2の被害を受けたときに代替地としてそういうところを利用すると、利活用するというようなことは私は十分可能だと思うんですが、町長、どういうふうに思っています。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 具体的に晴海の下水処理場のことが出されているわけですが、やはり町としては議員御案内のとおり、特定の施設だけでなく津波対策に向けてどういった対処のあり方というのが必要なのかというのが、地域防災計画等々にあるかと思えます。一例として議員がお考えの一つの案というのものもあるかと思えますが、それと管理上において町ができること、さらには国ができること、そして道ができることといった中で、国としても先ほど申し上げました海岸保全に対する基本計画というのを策定しながら、それが知事が認可して具体的事業を実施するというございますから、そういった際に事業区分は別にしても、国、道、町の役割分担でどういった対処の仕方があるのかということは、これはしっかりと地元の町としても備えは十分していかなければならないものと受けとめております。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） いろんな手続上の問題も当然出てくるでしょう。そういう手続を踏まえて、やはり防災対策を含めて、やはり住民の安心・安全な生活を守るのが竹中町政第1の目標でございますから、少なくともその原点に返ったものをやっていただきたいというふうに思っております。

これは特に答弁は要りませんが、次に2番目の小河川の管理についてということで出しておりますが、今むかわ町における小河川、鶴川地区、穂別地区で何か所あって、どのような管理をなされているのか、また管理マニュアルはどのようになっているのかということについて伺いをするものであります。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 河川管理の対策についてお答えをいたします。

むかわ町を流れております河川は、大きく分類いたしますと鵜川水系と入鹿別川水系の2水系で、鵜川につきましては1級河川、入鹿別川につきましては2級河川に指定をされております。この2つの水系のうち、むかわ町で管理しております河川は鵜川地区55河川、穂別地区165河川の計220河川で、北海道が管理している河川は鵜川地区4河川、穂別地区9河川、計13河川となっております。

町で管理しております普通河川につきましては、年に2回、町内業者に委託をし実施しております道路河川パトロールのほか、職員が外勤時の目視による確認ですとか、地先の住民の方よりの情報提供によりまして、必要に応じ埋塞土砂の掘削や立木の伐採などを行ってきているところであります。また融雪、豪雨や台風後の出水につきましては、職員によりますパトロールや地域の方々への聞き取りを行い、河川の埋塞、決壊の状況を把握し対応をしてきているところであります。

河川管理につきましては、国より河川遵守規程が示されており、平常時、出水時において当規程による遵守項目に準拠して河川内や河川の状況を確認しております。またその結果から、河川機能回復や河川区域維持の観点から土砂埋設や立木等の支障物を除去し、河川の維持管理に努めてきているところであります。北海道で公表している維持管理水準を準用しながら、引き続き普通河川の維持管理に努めてまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 大変な数の小河川の管理だというふうに思っております。今、副町長の答弁の中に、土砂の搬出だとかそういうものを行っているということなんですが、むかわ町におけるこういった小河川の例えば55カ所あるいは穂別地区にある165カ所について、例えば危険地域がAランクだとするならば普通のところがBとかCとかって、そういうランクづけで小河川の管理というものを色分けしているというのはない、一般的に全部220カ所全て同じだというふうな管理体制にしているのか、そういう管理体制がきちっとでき上がっているのかどうかということなんですが、いかがですか。

○議長（三倉英規君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 本町におけます普通河川の管理の重要度についてお答えいたしたいと思っております。

合計、むかわ町におきまして220河川ございまして、この河川は山の中に流れている河川、

また民家の横を流れている河川、いろいろございます。それでこちら側の管理といいますか、維持管理の中での重要項目としましては、生活に関する箇所、民家の横、またあと産業に関する箇所、畑の中を流れている河川、特にそういうところの河川につきまして過去の被災履歴等から勘案しまして、出水時、また通常時の点検におきましても、そこを重点的に見ている形でございます。

先ほど議員おっしゃいましたAランク、Bランクというのは特につけてはいないんですが、こちら側の河川の点検及び維持管理するときには、その生活に絡むところをまず重点的にチェックしまして、それで支障あるときには対処するという流れで進めておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） そういったランクづけはなしにしても、危険というか、その都度そういう箇所については保全をしているということなんだと思うんですが、こういったものについて国だとか道だとか、小河川の管理は町ですから、これらの予算づけというか地方交付税の中にこういったものが盛り込まれてくる割合というのは非常に少ないんですか、これ。河川管理に対する経費というか、そういうものというのは非常に出しづらいというか、そういう部分というか、町単費でやっていかざるを得ないと思うんですが、そうなったときに町単費というのはどの程度まで出してその補修工事ができていくのか、そういうものというのはきちっと予算化というか、そういうものに、むかわ町であれば一般財源の中でどの程度起債として持っておられるのか。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 地方交付税におけます経費の需要費等につきましての御質問でございますので、私のほうから答弁させていただきますが、地方交付税のほうに小河川の数によりまして交付税の算定規模というのはございません。道路につきましては、御承知のとおり道路延長ですとか道路の面積ですとかといったものを単位に計算する項目がございますけれども、河川等につきましては、その他土木全般の経費につきまして計算されてございますので、幾らまでが幾らと、河川事業にかかる経費というような計算にはなってございませんので、その辺は承知していないのが現状でございます。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君）　そういうものは、算定の中に当然どのような枠で入ってくるかというのとはわからないにしても、例えば町の中で町の当初予算を組む中に、例えば小河川の管理にかかわる部分について予算を計上するときに、年間この程度は範囲内ですとというような枠組みというのは、財政上つくってないということに理解してよろしいんですか。

○議長（三倉英規君）　高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君）　実際の予算編成時におきましては、過去の状況、必要になった経費決算、前年度の予算等を考慮いたしまして、また次年度に予定される維持管理費等を想定いたしまして予算編成しておりますので、本町におきましてこの枠を確保するというような予算編成の枠はございません。

○議長（三倉英規君）　津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君）　私、今回、なぜこの小河川を上げたかというのと、このむかわにおける今日までの気候、6月に台風が来ていないというのは平成10年、それから平成18年、これが全く同一な気象状況になっていると。そういったところから、7月、8月に大量な雨で本州においては死者が出るだけの大雨の被害が出ていると。当然小河川の下流には民家というものが当然点在するわけですから、そういった場合について、やはりこういった災害を前もって察知しながらパトロールを強化して、そしてやっていかなければ、なかなか小河川の管理を業者に任せているというようなことでは私はいかがなものかなと。やはり職員がしっかりした自分の目で確かめて、それを予算というか、例えば補修工事をしなければならぬところ、そういうところが出ているのであれば、早急に補正枠を組んででもそういうものややっていくということの私は行政の配慮というものがあるべきではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（三倉英規君）　渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君）　小河川の管理につきましては、先ほど担当がお答え申し上げましたように、一応河川の中でいろいろ区分をしながら、非常に河川も幅広くあるわけでございまして、宅地の横を流れているですとか耕地内、農業排水路のような河川もあるわけでございます。そういったところでその辺の重要度を加味しながら、一応区分をして管理をしているところでございます。そういったところで一応図面等にもそういった箇所を落として、台風等の来る前にはそういったところを重点的にチェックをすとか、雨の後はそういうところを重点的にチェックする、そういう体制は一応とってございます。そういった中で今後とも

そういう環境が保たれるように努めていかなければならないというふうに思っておりますけれども、なかなか河川の維持管理に当然補助事業というのもございませんし、起債もつかないという中では一般財源の中に頼らざるを得ないという中で、なかなか限界はあるんですが、こういった気象条件の中でございますので、特に人命等にかかわるところについては重点的にやってまいりたいというふうに思っております。

また、今回、先ほど行政報告申し上げましたけれども、今回の雨で何カ所かそういう河川の埋塞等もございます。そういったときについては柔軟に予備費等の対応をしながら維持管理に努めていきたいというふうに思っておりますし、これからまたそういった事態が生じれば、補正等も当然考えながらやっていかなければならないものというふうには考えてございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 例えば、これだけの小河川を抱えていると、平成18年のときに種田の沢の被災を受けたときに私も現地に行かせていただきましたが、構造改善事業が先に進んで林務の開発のほうの後からついてくるものですから、だからそこに要するにトラフにしても何にしても、つり合いのとれないものができてくると。そのことによって2次災害を起こしているというふうな部分もありますんで、そういったものを先ほど副町長、今後においても補正あるいはいろんな予算を駆使してでも、そういうものに対応したいということですから、この先どういう災害が起きるかわからない。特に小河川の氾濫というのは特に地元住民にとっては非常に生活に直結するような被害が出る可能性は十二分にあるわけですから、そういう部分については今後においてもパトロールの強化だとか、そういうものは業者だけでなく職員のほうも常に計画を持ってやっていただきたい。そういうふうにしていかないと、災害出たときにやはり責任を問われるのは行政側なんです。やはり何を言うにしても行政なんです。だからそういうことのないように努めていただきたいなというふうに思いますので、今後ともよろしく願いをいたしまして、私の一般質問は終わります。どうぞ。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 職員のことちょっとお話ございました。パトロール、年2回やっているというのは定例的パトロールということで、ほとんどの河川を対象に、かなり人海戦術でやっているということもございまして、職員がそこは手を下しておりません。ただその報告に基づいて上がってきたようなものは全て職員が実際に赴いてやっていますし、先ほど



言った重点河川については、職員が随時とは申しませんが事あるごとに回っているということで御理解をしていただきたいなというふうに思っております。決して業者任せではございませんので、その辺よろしくお願い申し上げます。

○10番（津川 篤君） はい、わかりました。これで終わります。

---

◇ 山 崎 満 敬 議 員

○議長（三倉英規君） 次に、1番、山崎満敬議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 通告に基づきまして、2点ほど質問をさせていただきます。

3月の議会でも申し上げましたが、町外から来た方におもてなしの心が伝わる各種案内板が不足しているとのことを指摘させていただきましたが、3カ月以上経過している中で何も動きが感じられません。3カ月以上もたっているという考えもありますし、3カ月しかたっていないという考えもありますけれども、進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 交流人口拡大に伴う町内の案内看板の充実についてお答えをいたします。

この間、鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会において、国の地方創生加速化交付金を活用いたしまして、主要観光施設等に外国語併記の案内看板の設置及び恐竜モニュメントの設置を計画してきたところであります。案内看板につきましては交付金事業として採択されなかったため実施することができなくなりましたが、案内要素も含みました恐竜モニュメントの設置は今年度中に実施することになっております。また町単独では穂別地区市街地に設置されている来町歓迎の看板表記を、近くリニューアルことになっているところであります。

今後は、町全体として恐竜ワールド構想を推進していくことから、構想との整合を図りながら観光協会や商工会などと地元関係者とも協議の上、おもてなしの心が伝わる魅力的な誘導看板の設置に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、交流人口拡大に向けた取り組みについては、鶴川・沙流側WAKUWAKU協議会においても、広域観光圏形成の観点から協議を進めているところでございますので、御理解を賜るようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

[1番 山崎満敬議員 登壇]

○1番(山崎満敬君) 鶴川・沙流川WAKUWAKUの関係で、前回も御答弁いただきましたが案内板看板の予算がとれずということで、むかわ町で単費で行うということですが、先日3月の一般質問の後、生田地区の老人クラブの方々が、早速ではありますけれどもハドロサウルの絵を描いた穂別博物館までの案内板を制作しました。私も見せていただきましたが大変素晴らしいことだと思っております。

町民の方が、あのように率先して案内板や看板の政策に携わることによって、恐竜化石を生かしたまちづくり、恐竜ワールド構想に対する理解や応援団がふえるのではないかと思います。そこでこのような取り組みを後押しすることができないものか、例えば自治会、町内会、また年齢を問わずいろいろな方への声かけや絵心のある方の町内からの参加の呼びかけなど、恐竜化石を生かしたまちづくり恐竜ワールド構想の一つとして町がリーダーシップをとってできないものかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長(三倉英規君) 加藤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹(加藤英樹君) それでは、1番議員の質問にお答えしていきたいと思えます。

今回、生田地区で設置されました案内看板、大変心強い後押しかと思ひまして、私、振興している立場の者としても大変感謝を申し上げる次第でございます。なお、今後そのような活動が展開されることを期待しているんですけれども、我々まだ恐竜ワールド推進グループのほうとしては、その対応としての補助金活用の道とかを現在検討しているところでございまして、いまして、いまして時間をいただきたいなと思っております。

なお、町内のおもてなし看板の設置につきましては、今後のまた質問にもなるかと思ひますけれども、何とか先ほど副町長から答弁があったとおり、今年度中の設置に向けて現在鋭意努力をしているところでございますので、御了承いただきたいと思ひます。

○議長(三倉英規君) 山崎議員。

[1番 山崎満敬議員 登壇]

○1番(山崎満敬君) 多少の時間ということとですね。では、また9月の段階で質問をさせていただきたいと思ひますが、進捗状況。というのは皆さんから言われるんですけれども、スピーディーさがちょっとないんじゃないかということをお叱りを受けることが多いんですよ。いろいろ質問させてもらっているということもあるんで、そのスピーディーさを増すために今時間をいただきたいということで、9月にも再度質問をさせていただきたいと思ひ

ますが、案内板や看板ですが、以前も指摘をさせていただきましたが、四季の館のハドロサウルスの全身骨格の原寸大の全身骨格の看板といえば看板、展示物といえば展示物なのですが、四季の館の玄関から入ってロビーの左側壁面に飾ってありますが、多くの皆さんから、あそこじゃちょっと気づかないとかという方が多く指摘を受けるんですが、どうしてもホテルロビーの上から入るとすぐ目につくんで、あそこに移してもらえないとか、移すほうがいろいろインパクトがあっていいんじゃないかという指摘を多く私たちも受けるんですが、その辺について何らかの対処の方法というか、対処を考えているのかどうかお伺いします。

○議長（三倉英規君） 田口教育振興室主幹。

○教育振興室主幹（田口 博君） 今の御質問につきまして回答したいと思っております。

四季の館に設置されております原寸大ハドロサウルス全身骨格図の幕の設置場所につきましては、四季の館を管理されている株式会社果夢工房と協議し、幕の大きさが縦4メートル、横8メートルとなることから、フロントのある側の壁につきましては出っ張り等があり幕全体が展示できないことから現在の位置となっております。

昨年から、四季の館において鈴木章ギャラリーの入り口付近で化石等PRコーナーを設け、原寸大ハドロサウルス全身骨格図幕の展示やPR地域おこし協力隊の地道な活動などにより、本年5月の博物館観覧者数は2,597名となっており、昨年と同じ月を比べますと1.5倍となっていることから、今回のハドロサウルスの全身骨格の展示などによる効果が形として見られていると思っておりますので、展示場所について御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 以前と同じ答弁なんですが、全身と言っても、ちょっと聞いたところによると足の一部が下にはみ出してしまうとかそういうことではないかと思うんですが、多少のことはあるかもしれないですけども、やはり町外から来た交流人口をとめておくためには、そういうところで何かというようなことをやっぱりインパクトを与えながら、博物館の誘導や地球体験館の誘導をさらに進めることによって、今おっしゃられた左側に張っているだけでもそのぐらいの効果があつたんですから、右側に移したほうが私はずっと効果があると思うんですが、四季の館との交渉もあるかと思いますが、なるべくできる方向では考えていただけないでしょうか。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） 私のほうから、四季の館を管理する立場でお答えをしたいと

いうふうに思います。

現在張ってありますハドロサウルスの全身骨格の幕でございますけれども、なかなか見る位置によっても違いがあるのかなというふうに思っています。正面玄関左側から入ると、やはりちょっと死角になるぞというところもございます。ただし右側から入るとやはり広がりも見えますので、そういう意味では位置関係として死角のもっていき方の問題もあるかなというふうに思います。あるいは温泉のほうから出てきたときに、正面にどんとハドロサウルスが存在をしているということでございますから、トイレだけを利用される道の駅の利用者にとってはなかなか目に入りにくいところもあるんでしょうけれども、ホテルフロント側から振り返ったときにも当然見られるということでございます。

そういう意味で、フロント側に何がしかのそういった表示だとか、あるいは今博物館というか恐竜ワールドグループのほうでも検討していますけれども、足跡をつけていく形でその看板のほうに目線を持っていくというようなことも検討してございますので、そういった形の中で視点を持っていくということで検討してございますので、その点について了解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） ぜひ、右と言わず両方にでも、また玄関から足跡をつけていただいて目立つようにしていただきたいと思います。

それで、四季の館の関係のことは次に移らせていただきまして、また同じホテル四季の風についてということなんですが、開業以来、好評を博して予約が大変難しいという状況が続いていますが、この状況について結果としては交流人口を逃しているのではないかなというように思いもします。大変いろんな方に聞いても、いつ予約してもとれない、下手すれば何カ月も前からでないととれないということをよく聞かれます。それらのことを踏まえて状況分析等、解決策について考えがあればお願いします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ホテル四季の風についてお答えをしたいかと思えます。

ホテル四季の風の平成27年度におけます宿泊状況、客室としての稼働率というのが年間83.9%、客室としての稼働率。収容人数としての稼働率、これが年間57.6%となっており、客室稼働率では全国平均の60.5%を上回る高い水準となっているところですが、人員稼働率

は6割に満たない状況とされているところでございます。これはホテル四季の風には、御存じのとおり洋室が8室、和室が8室の全16室があり、洋室は全てツイン仕様、和室は全てトリプル仕様となっておりますが、実態としてシングルユースでの利用が多いことによるものとされております。

質問で触れられております議員御指摘のとおり予約の困難な状況について、5月から10月ですか、繁忙期というのが客室可能率が90%を超えております。特に宿泊予約がとりにくい状況ともなっているところでもございます。しかし11月から4月までの冬期間における客室稼働率というのは平均75.3%となっており、閑散期における利用の向上も一方では大きな課題となっているところでもございます。これらのことから、先ほど申し上げました人員稼働率というのをいかに図るか、高めるか、多くの課題が想定されることから、四季の館というんでしょうか、四季の風ももちろん含めた中で広い視点で調査、研究というのを進めながら、これからに向けての解決策について十分議論をしていきたいと考えているところでございます。あわせて家族、そしてペア、グループによる宿泊客のさらなる獲得を図るなど、それらの取り組みとともに、客単価の向上等の収益性を上げる取り組みが必要であると捉えているところでもございます。

また、触れられております交流人口の推進につきましては、近隣の宿泊客というのも視野に入れながら、各行政及び経済団体、町内が構成されている鶴川・沙流川のWAKUWAKU協議会及び北海道新幹線×n i t t a n地域戦略会議等々、こういった広域性を持った組織との連携も図りながら日帰り型滞在観光へも力を注ぎたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いするものでございます。

○議長（三倉英規君） 静粛にお願い申し上げます。

山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） いろいろ調査研究する中に、考えても結構ホテル四季の風、年数がたってきて改修、今するわけではないですが、あと何年後かには多少のリニューアル、改修が必要ではないかと思いますが、その中で客室の稼働率がいいんですが、人数的には客室の稼働率とイコールにはならないのは当たり前ですが、その改修の際にひとり部屋みたいな、建物の構造上でできない部分もあろうかと思いますが、そういうものも視野に入れながら、また本当に周りの町村、鶴川・沙流川WAKUWAKUなどとの協議の中で、それだけ各町村に泊まる需要があるんであれば違うことも考えていいのかなというように思うんですが、そ

の辺についてはいかがでしょうか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） WAKUWAKUについては、観光協会、商工会という団体も含まれた中のこれから協議が出てくるかと思えます。御存じのとおり四季の館、平成29年度で建設から20年の節目を迎えるかと思えます。ホテルの四季の風、これにつきましては平成17年のオープン、築後11年ですか、そういったことからこれからの全体のあり方について、先ほど申し上げましたように総合的な対応、対策のあり方というのが求められてくる一つの節目の時期なのかなと捉えているところでもございます。

客室の改修関係について御質問でございますけれども、御存じのとおり一長一短というか、えいや一の形での対策にはならない。費用対効果、さらには構造上の問題、こういったことの改修のまたタイミングといった多くの課題というのが想定されているところでもございます。そういったことから先ほどの答弁と重複いたしますが、さらに広い角度、広い視点での調査、研究というのを進めてまいりたいと考えておりますので御理解を願いたいと思います。

○1番（山崎満敬君） ぜひ調査研究を重ねていただいて、よりよいものになりますようお願い申し上げます。

終わります。

---

#### ◇ 北 村 修 議員

○議長（三倉英規君） 次に、11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） じゃ、質問をさせていただきます。

第2回定例会に当たって、通告に基づいて質問するわけではありますが、幾つかさきの質問者と重複する点もあろうかと思えますが、よろしく願いいたしたい。

第1点は、安心できる医療と介護対策についてということであります。

この中で大きくは3つ出しておりますが、根本的には医療・介護・保健と、こういうこれまで言われているこの連携、これをどのように進めながら本当に住民の人たちの安心・安全の医療・介護を確立していったらいいのか、そういう中で自治体としてどういう役割を本当に果たさなければならないのかという問題についてお伺いをするものであります。

この介護の問題については、介護制度ができて以来よくはならないで、利用する方々にとっては非常に問題あるというふうには指摘せざるを得ない状況の中で推移してきているという

のが実態ではないかというふうに思うんです。これは先日6月5日の苫小牧民報社の新聞にあります、「疲弊する介護職員、職員不足で厳しい労働環境、求人を出しても低賃金で集まらず」と、こういうふうに見出しで、さきの質問者も言っておりましたけれども、るる述べられております。町民の人たちの中には特養に入りたいのだけれどもなかなか入られないというふうな、とりわけ最近ではまた、どうしても在宅と言われるけれども在宅でできない、何とか施設でお願いしたいというふうに、本当に本人、家族ともどもなっても要介護2の人は受け付けていただけない、こんな事態が続々と続いてきているというのが実態だろうというふうに思うんです。

そこで第1点目ですが、介護施設ですね、本町にあってもお聞きしますと先ほども言われておりました。あきがあっても入れないというのは介護労働者の不足ということのようでもあります。この点で基本的にどういうふうにお考えしているかということをお最初に質問出していますが、もう既にるる議論もされておりますので、あわせて2目に出しました介護労働者をどう確保するかという点で、私は住宅への支援ということを述べました。質問して出しております。関係者にお聞きしますと、御存じのように介護報酬が引き下げられて、賃金が安いために希望を持って働こうと思っても、13万、14万、15万というそういう賃金の中で、特にむかわ町の鶴川地域のように部屋を借りても5万円程度はとられる。そうすると、どうしても暮らしていけない。だからここではやれないという形でやめていく、やめたというお話を伺いました。こういうことが介護に働く人たちのそこで働けない状況をつくり出しているということじゃないかというふうに思うんですね。

それで、私はここで伺いたいのは、そういう点で公営住宅のような安いものがあればいいですけれども、そういうものか、あるいはそうでなければ住宅使用料の支援をするというようなことも含めて、改めて先ほどの議論ともあわせて私はここで町長に聞きたいと思うのは、やはりこうした介護職員の報酬の上乗せを町独自としても検討してはどうかと。ずっと永久にとは言いません。一定期限つきでもそういうことを考えて今の状況に対応していくと。やはり介護職員がいなくて介護施設では部屋全体を満室にできないという事態になっているということを言われているわけでありますから、こうしたことを本当にやっていく、そうでないとこの町で暮らしたい、この町で暮らせるようというふうに行政が何ぼ叫んでも、それはそのことに直接答えていないんですよ。答えられていないんじゃないかという声大きいのは当然だと思うんですね。そういう点で改めて私のほうからもその点をお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

3つ目には、医療・介護・保健の連携ということについて直接的な問題、この点でどういう取り組みをされているのかと。行政について保健を扱う立場として、介護の施設あるいは介護の人たち、それから医療機関とどういう連携をとられているのかということをご聞きしたいわけであります。

時間の関係がありますから、再質問の部分も次に言いますが、例えばこういうことがございました。ショートステイに入らざるを得なくて入りました。ところが、そこでけがをしました。もう90歳のお年寄りです。ところが、そうしたら病院へは行かせてもらいました。そこで一定の処置をして地元の病院に下がりました。そこで骨折ですからある程度の日数がたつと養生もいいということで、そういう中で何日もたたないうちに次の場所を用意してください、次にどうしますかと言われたそうです。

ここで2つの問題があります。1つは、なぜそこでショートステイで骨折をしたのかというのが説明をされていない。本人たちも聞いても後で調査して答えますと聞かせてもらっていないという事実がありました。それからもう一つは、病院に入って何日もたたないで次のところを探してくださいと言われました。こういうことは安心してこの町で暮らせるという状況ではないと思うんですね。そういう点では、そういうものが施設、医療機関、全部地元の関係です。そうすると、そういうものは行政がきちっと携わって、それをつかんで、そしてそれにどう対応してやるかということを見てやる必要があるというふうには思うんですが、そういう連携はどういうふうになっているのかお伺いしておきたい。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） まず、安心できる医療と介護対策の1番目の質問でございます。

むかわ町の特別養護老人ホームの指定を受けている介護施設は2施設あり、うち1施設におきまして、ことしの1月に退職者が重なったことから、2月と3月にかけて入所の受け入れを調整する期間がございました。28年4月からは新規職員の確保もされ、施設内の入所受け入れを再開しております。また町としては施設ごとに開催されます入所判定委員会に出席し、待機者状況や入所に係る準備状況も把握しております。在宅介護状況などの詳細情報についても、地域ケア会議等を通じてケアマネジャー、看護・介護職員からも聞き取りを行い状況把握に努めているところでございます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

また、2点目につきましての御質問でございますが、介護労働に携わる方々の処遇支援についての御質問と受けとめまして回答させていただきます。



住宅支援につきましては、介護に従事される方の住宅費用を補助する福利厚生として対応され、事業所が従業員の生活に配慮し、支給する制度となっております。この手当は各事業所や法人の規定や雇用形態、持ち家の有無などによって月々支給される金額が異なりますが、町内における主な事業所では上限を定めて支給し、介護労働に携わる方が安心して業務に従事できるよう配慮されていると把握しております。

引き続きまして3点目でございます。介護施設でのけがをされた場合などの医療機関、行政とどのような連携として対応されているかという質問でございますが、介護保険サービスは大きく分類しますと施設サービスと在宅居宅サービスがございます。どの介護保険サービス事業所におきましても、病気や骨折などの事故が発生した場合には、速やかに医療機関にて適切な医療が提供されるよう対応をしております。また骨折等と診断された場合につきましては、事故の概要、事故の分析、発生要因、予防策を検討し、事故防止の策を講じた上で、事故報告を所管する振興局と保険者であります町に報告することになっています。安全・安心な介護が継続されるように常に連携を深めているところです。

また、むかわ町の医療・介護・保健の連携の現状につきましては、厚生病院、穂別診療所など、医療スタッフ、介護保険施設職員、居宅支援事業所、訪問看護など各種事業所担当者や地域包括支援センター職員が集まり、地域ケア会議を両地区で毎月定期的に行い、地域の課題について検討や情報交換を行いながら連携に努めておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

個別事例の骨折の事例でございますが、転倒による骨折ということで承り事故報告を受けております。またその説明につきましては御家族お2人いらっしゃるということで、同居の御家族、それから相談を主とする御家族とお2人いらっしゃる中の、主に主介護の娘さんのほうに説明をされております。あとは電話でその同居家族の方に御説明されているというふうに承っております。またその後の相談につきましては、家族状況の大変なところを判断して、速やかな介護保険区分変更申請、それから特養入所の申請等を速やかにされているというところを承っております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 私が質問しているのは、骨折した方の問題もあります。それは一つの事例として上げました。そういう事例をちゃんと毎月の会議の中であればとらまえていてやっているのかという問題。

なぜそういう質問をするかという、時間の関係で端的に言いますが、厚生病院に入院された方々の中によくあるケースが、今、病院は医療法の改悪で一定期間しか置いていただけません。そうすると一定期間で病院のほうから必ず次のどこかへ行く段取りをしてくださいというふうに当然言われますね。そういう場合に行政として保険側としてどういうふうにも対応されておるのか、そういう仕組みとしてなされているかどうかということを知りました。

今、骨折の問題でもそういうふうに承っているというふうに聞いて私も安心をしましたがけれども、これを私が聞いたのは1週間か10日前の話ですけれども、ちょうど通告するときなんですけれども、なぜ骨折したか理由がわからない。それは仕方ないとして、厚生病院に入った後、そこで次のところへと。であれば、私はそのときに既に保険の行政側がそれに対してどういう適切な対応をしてあげるかというようなことがなされていなければいけないと思うんですね。そこら辺はやっぱりこれまで言っている医療・介護・保健の連携ということだと思えますね。そういうことがちゃんとできることが利用者の皆さんに不安を与えない、本当にこの町で暮らしたいなというふうに思える町だというふうに思えます。そういうものとしてやっていただきたいというのが一つです。

それから、いま一度町長にお伺いします。先ほどから介護労働者確保の問題でどういうふうにしたらいいのか、今るる答弁もされました。であるならば、いろいろ言って退職がふえた、重なったとは言われましたけれども、であるならば町民誰もが思っている、毎月とは言いませんけれども、ほとんどそのようにして介護職員の募集がなされる、この実態をどう捉えているんですか。それはぜひお聞かせ願いたいなというふうに思えますけれども。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これまで、何名かの質問者も同様の質問があったかと思いますが、重なるところはお許し願いたいと思います。

まず1つ目、介護現場をどう押さえているのかという御質問かと思いますが、これにつきましては国の定める基準というのは御存じのとおりだと思いますが、それ以上の職員は確保されているという現状かと思いますが。しかし介護職員の皆さんの労働の質だとか、あるいは量といったことなどから、一概に募集する入所定員に対して割合に対して正常なのかということは一概には決められないのではないかなととらまえているところでございます。

そこで、いずれにしても利用者の方、利用者の家族の方、そして現在介護に従事されている方等がこれからも利用されやすく、そして働きやすい職場環境というのは、これは言

わずもがなと思います。そういったところから、今後、町としましては介護関係の人材の確保に向けてこれまでの施策を拡充するとともに、新たに今現在、例えばですけれども具体例出しますけれども、むかわ地区で取り組まれております慶寿苑の貸付金制度、そういったところを両地区をにらみながら補助的支援というのができないかということ、2番議員には説明、答弁申し上げたところでもございます。そして、そういったところからも2025年というのを描きながらも、先ほど来出されている地域包括ケアシステム、これにはまだまだ整理されなければならない準備期間というのがあるかと思いますが、いち早く今ある地域包括ケア会議等々の全体的なボリューム、全体的な質的な取り組みというのをもきちっと把握しながら、そして実情というのを把握しながら、今後に向けた対応というのをさらに進めていきたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ぜひ御検討いただきたいと思うんですが、先ほど担当のほうから、住宅支援の問題では、いや、住宅では福利厚生の中でちゃんと会社では事業所ではやられているはずですよという話がありました。しかし、そういうものが十分に整っていて、私が申し上げたように、この鶴川地区で見ても5万円の家賃を払って、それではここで暮らしていけない、この給料ではという、そういう実態になっているということなんですよ。多少の福利厚生つくのは法律的に当たり前のことだし、ついてはいると思う。しかしそれがどれだけのものかというのは、職員の皆さんのような賃金や福利厚生がついているなら何も言われることはないでしょう。しかしそうじゃないんだ、実態は。そういうこともちゃんと見ながら私は対応して、やっぱり介護職員を今確保するという事は、いろんな課題は町にありますけれども、その中でも重要な課題の直近の課題、大事な一つだと思うんですね。そういう点では町長、2020年とか長い話しましたがけれども、やっぱり今直近の問題として、これはもっともっとこれだけの声があるわけですから検討すべきだということ強くお願いを申し上げて、次の質問に移りたいというふうに思います。

2つ目は、後期高齢者の問題です。

これも、ほぼ今の問題とかかわってくる問題ですが、後期高齢者制度、御存じのように制度がつくられて8年が経過しようとしております。いろいろな状況がございました。当初は姥捨て山というふうな表現もされる中で、この制度が定着したんでないかという議論もありますけれども、しかしこの実態として非常に医療費もふえる中で重たいと言われる保険料が

ありますし、そうした中で、いよいよもって高齢者の負担が2割に引き上げられるという状況になります。そうした中で保険料の滞納もあって、この間、先日も新聞にも出ましたけれども、こういう中でも短期保険証というような実態が来ています。こういうふうなことになって、この制度自体をどういうふうに認識されておるかということをお伺いしたいというのが第1点です。

それから、2つ目には、今、国の中で2017年をめぐり、来年をめぐりして厚労省の中で今出されてきているのは、いわゆる所得のない人たちに対して行われていた保険料の特例軽減制度といいますか措置ですね、これを廃止したいと、16年ということだったようですが、17年まで1年先延ばしという状況になっていますが、こうしたものについて私は本当にこれは大変な事態になるのではないかとこのように思うわけでありまして、この町の実態も含めながらどのように捉えておられるか、やはりこういう特例軽減なんていうのは継続させるというふうに主張していく、要望していく必要があるのではないかとこのように思っています。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 後期高齢者医療を含む日本の医療制度、持続的な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、これに基づき改革が進められているところですが、制度開始後8年というのが経過し、後期高齢者医療制度、医療の高度化によって年々増加傾向にある医療費、さらに後期高齢者の医療給付費の約4割を支援する若人人口が減少し、後期高齢者人口が増加する構造の中で、今後も増加し続ける高齢者の方々に対応した安定した継続できる制度として継続することが大切であると認識をしているところでございます。

次に、保険料軽減特例措置の廃止についてでございますが、低所得者層等に対する保険料軽減特例措置につきましては、制度の円滑な運営を図る観点から政令本則に規定された軽減に加え導入され、平成20年以降継続されているものであります。平成27年1月13日ですか、開催されております社会保障制度改革推進本部において医療保険制度改革骨子が決定され、後期高齢者の保険料軽減特例、いわゆる予算措置の見直しが盛り込まれております。その中で保険料軽減特例については、段階的に縮小、平成29年度からは原則的に本則に基づくことが示されておるところかと思っております。特例軽減措置が廃止されれば、年金収入が80万円以下の方は月410円から1,230円となっております。本町におきましても9割軽減、8.5割軽減の特別軽減措置の対象者は約5割であります。その影響は大変大きいと捉えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 最後、それで町としてはどうするかという答弁がないんですが、今言われたように、この特例軽減ですね、これをなくすると9割軽減の人たち404人がいるんですね。それから8.5割軽減、この人たちが約450人です。これが特例がなくなると7割になります。そうすると大体9割軽減の人たちで保険料は3倍になります。8.5割の人たちで7割になると保険料が2倍になります。こんな負担になるんです。やっぱりこれは特例をなくすというふうにすべきではないというふうに思うんです。町長としても、ぜひ国のほうに全国町村会等々を通じながらでも働きかけていく、そういうことがとても大事でないかというふうに思うんですが、再度お願いしたい。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 町村会としてという御質問でもございます。この間もそうでございますが、将来にわたっての持続可能な医療保険制度の構築すると、こういった観点から後期高齢者制度の安定運営の確保に向け、既に医療制度として定着していることから、必要な見直しというのを図る際には地方との十分な協議というのをを行うよう、国と地方の協議の場においても引き続き要望が提出されているところでもございます。この件については引き続き町村会等を通して国に要望してまいりたいと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） よろしくお願ひしたいと。こういう事態が続けば、本当にこの制度そのものが大変なことになるし、2割負担になるということが、今、後期高齢者の皆さんはまだ実感としてないんですね。しかし、これが来ると大変なことになります。本当に医療難民ということが起きますし、特例がなくなるということになれば、本町でもやっぱり1,000万近くの影響額が出るわけですから、どうぞよろしくお願ひしたいということを述べて3点目に入りたいと思いますが、国保税の負担軽減対策の問題です。これはこれまでも私、お話をさせていただいておりますが、この間、国が国保事業の都道府県化を目指す、推進するということで法律で決めました。それに向かっていろんなことが取り組まれてきているわけですが、その中でこの制度、前回の私、予算委員会だと思えますけれども聞きましたら、これは町長は保険者のほうに運営のために出されていると言いましたけれども、しかし私はそうじゃないんじゃないかというふうに思うんです。

そもそも、この制度そのものは、都道府県化を進めるという中で全国知事会で、本当にこの負担が大変な保険料の中の国保会計、これをどうするかという、そういうものをどうするかという中でこの都道府県化が出されて、それに対して全国知事会で要請をし1,700億円の予算が出てきたものなんですね。それが全国自治体に配られているものなんですが、このときに全国知事会で求める課程の中でさまざまな議論がされて、国の構造問題があるとして抜本的な公費投入を求めたものなんですね、知事会が。それによって厚労省もこの1,700億円も問題について、これに伴い被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能になると。そして被保険者1人当たり約5,000円、国保に参加している被保険者の人たち5,000円の財政効果があるぞということをこの厚労省の担当は述べているものなんですね。だから、これはそういうものとして保険者の運営のためにだけ使うというんじゃなくて、被保険者の皆さんの軽減のために使えるということを述べているんです。こういう点でもう一度やっぱり考え直していただきたいと思うし、我が町もこの立場に立って国保税の負担軽減ということを取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうに思います。その点、改めて御質問したい。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 保険者の支援制度についての御質問、これは予算委員会ではなく、たしか平成27年の第3回の定例会でも、議員のほうから同内容の質問が出されていたかと思います。御承知のように、保険者支援制度は国保に対する財政支援制度の一つとして、保険料の法定軽減措置を受ける低所得者の人数に応じて財政支援する制度であり、国が2分の1、都道府県と市町村が4分の1ずつを負担する制度でございますが、昨年、国保の一部改正により、年齢構成が高いため医療費水準が高く、低所得者が多いため負担能力が低いという構造問題を抱える市町村国保の財政基盤を抜本的に強化するため、現在の医療給付費等に応じた公費負担、定率国庫負担32%、国等の調整交付金各9%の枠組みを維持した上で、これまで財政支援の対象となっていなかった低所得者にまで範囲を拡大し、平成27年度から1,700億円の財政支援の拡充がされたことにより、財政基盤がより脆弱な保険者を直接的に支援する内容となっております。

御承知のとおり、本町の国保会計につきましても、保険者支援制度の拡充による交付分を見込んだ本年度の予算におきましても約7,500万円の基金を切り崩し、収支のバランスをとっている状況でありますので、現段階で保険税を引き下げる状況にはございません。国保会計が引き続き厳しい財政状況であることを踏まえ、今後も国保会計の安定的な運営に努めてまいりたいと思いますので、御理解を願いたいと思います。

---

◎会議時間の延長

○議長（三倉英規君） 本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長させていただきます。

---

○議長（三倉英規君） どうぞ。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 既に6月にはわかるということなんですけれども、今年度の国保に関するこのむかわの支援分というのは幾らですか。

○議長（三倉英規君） 萬地域振興課参事。

○地域振興課参事（萬 純二郎君） 972万7,783円となる予定でございます。

○議長（三倉英規君） どうぞ。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 後の議案になると思いますけれども、専決処分された議案の中で交付税が思いのほかといいますか予算予定外に入って、それを基金に積むというのが専決処分の27年度の補正予算の内容だと伺っておりますが、私はそういうこの財源、さらには今40億になんなんとする、総額でね、というところまである基金、その一部を使っただけでも、今言われた900万円程度とあわせれば、それほど負担なく軽減対策というのは私はできていくんだらう、この保険者の側が赤字になるからというだけではなくて、やっぱりそういう対応をする必要がある。とりわけこの問題が2018年度とも言われるこの都道府県化、都道府県ごとの国保会計にするという中で、そうなる今までのように国保でいろんな支援あるいは対応がどうなるかというのはわからないわけですね。この点を改めて次の議会で私、やりたいと思っていますけれども、そういうことのためにもやはり今から準備をしておく必要がある。その意味でもその対応は必要じゃないかというふうに思っています。ぜひそのことをお願いしておきたいというふうに述べて、次の質問に入りたいと思います。

4つ目は、TPPの問題であります。

このTPPの問題について、ことし国は批准を目指して6月1日までの通常国会の中でTPP国会としてこれを批准しなければならないといってやりました。しかし国民的な運動もあってですが、何よりもこのTPPが大筋合意したという内容が全く国民に示せるものではなかったと。いわゆる黒塗りの弁当と言われるような、名前と対談者と日にちだけはあ

れども、あとはみんな黒塗りというような資料しか出されない。その上に国会決議に対してどうだったのかということで、農林水産大臣がそのところも十分でないということをおっしゃるを得なかったと、こういうふうなそういう状況の中で頓挫いたしました。

これに対してやっぱり改めて見解を伺うんですが、私はやはりこういうふうな中で国も地方も大変な思いになるという状況の中、これはやはりやるなど、批准するなどというふうに言わざるを得ないんじゃないかというふうに思っているんですが、そういう点で町長の見解を改めて伺っておきたいと思っておりますし、あわせてこのT P P対策として27年度補正予算が大規模に組まれました。我が町でも一定の予算を目指して農家の皆さんに希望取りまとめをしました。その結果どうなっているのかお伺いしておきたい。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） T P P対策についてお答えをしたいと思います。

この重要なT P P対策、この関係につきましても平成27年第4回定例議会において11番議員から質問をいただいております。本町におけます基幹産業農業を初めとする関係者の方々の不安、さらには懸念の払しょくを求めていたところであり、町としての立場は現在においても変わるところではございません。

このT P P対策、基本的に2年以内に参加国12カ国の承認手続が済んだ段階で発効することになりますが、さらに協定上、特別の規定があり、各国のG D P総合計が85%以上になった段階で発効するとされております。全体に占める米国のG D Pの比率は60.4%、日本の比率は17.7%となっており、日米どちらかの国で承認されなければT P Pは発効しないこととなります。

参加の12カ国の動きについて国内承認手続は遅々として進んでおりません。昨年10月のT P P大筋合意を受けて、ことし1月に始まった通常国会における議論の推移というのを見守っておりましたが、重要品目における国会決議との整合性、さらには政府の影響試算の妥当性、こういったところが農業者の方々が持つ根強い不安に対し十分な説明がなされないまま6月1日に国会が閉会し、関連法案も先送りとなっている状況だと思っております。

また、T P P協定の大筋合意後、農林漁業者の皆さんから不安や懸念の声に対し、国は農林水産業の体質強化を図るため総合的なT P P関連政策大綱を決定し、さまざまな対策の充実を講じることとしておりますが、先ほど申し上げておりますように生産者等が望む姿になっているのか、不安というのがあるため、国に対し丁寧な説明が必要であると、北海道町村会を通じ強く要望をしてきているところでもございます。



今後におきましても、国に対し影響を生じる場合は最小限にとどめるよう、引き続き各関係機関団体と連携をしながら取り組みを進めていく考えでございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

2点目の補正予算に対する取り組みについてお答えをいたします。

国におけますT P P対策として、本年1月20日に成立した補正予算におきまして、農林関係予算は4,008億円、うちT P P関連は3,122億円となっております。この補正予算のうち御質問の産地パワーアップ事業、予算は505億円となっており、事業内容につきましては農作業の効率化によるコスト削減、高付加価値化など作物への転換、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地における生産体制の強化、集出荷機能の改善に向けた取り組みについてのソフト、ハードを一体的に支援する内容であり、さらに生産出荷コスト10%以上を低減することや、品質向上、高付加価値化等により販売額を10%以上向上することとなっております。この条件は地域一丸としての数字が求められており、目標をクリアするための事業内容とするため協議を行ってきましたが、具体的な根拠、事業要望には至りませんでした。今後におきましても関係機関と連携を図りながら、町内における緊急性の高い対策については随時協議し対応してまいりたいと思っておりますので、御理解を願うものでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） T P Pの問題について、過日、浦河の町長さんが軽種馬とかそういうもの、漁業を抱えている関係もあるからでしょう、やっぱりこれは絶対に許してはならないということを新聞で大きく報道されたのが私も見ました。ぜひ、むかわ町としてもそういう方向で引き続き努力をお願いしたいということが第1点。

それから、このT P P対策として出された、今るる町長のほうから御説明ありましたこの担い手確保対策を初めとする支援事業、これは実際にうちの町でも使われることはできませんでした。できないんです、こんな10%アップだとか。非常に高いレベルであります。企業向けとも言えるようなそういう内容であります。これではT P P対策どころか、とんでもありません。そういう実態の中でありますから、やはりこれらは何としても批准はさせてはいけないという立場を堅持していく必要があるだろうということを強く述べて、次に最後の問題に移りたいというふうに思います。

最後は、先ほども同僚議員のほうから御質問させていただきました熊本における地震の問題であります。

ここで私のほうから御質問申し上げたいのは、質問にありますように活断層での今度の地震であったわけですね。これはこれまでにない、やはり我々が近年経験したことの無いという状況を示しました。この中でさまざまなことが改めて我々がこの災害対策として考えなければならない問題ができたんじゃないかと思うんです。そういう点では我が町としてもこれまでのこの防災計画では、やはり対応が不十分ではないかというような状況が私は生まれていると思っています。とりわけ熊本では福祉避難所の問題だとか、それから人員対策の問題だとか、そういうものが次々にあらわれました。そこでその中からどのように私たちは学びながらどうすべきなのかということをも町としてもどのように考えておられるのか、それから2つ目には防災計画の中にこうした問題に触れていく必要があるんじゃないかということを含めて御質問させていただきたいというように思います。

○議長（三倉英規君） 鎌田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（鎌田 晃君） それでは、事前通告に基づきまして私のほうから御回答させていただきます。

熊本地震災害から町の対策についての御質問にお答えいたします。

1点目につきましては、むかわ町での地震災害は、熊本地震と同様な断層地帯がむかわ市街地直下に存在しており、建物崩壊、火災、土砂崩れ、堤防崩壊等の発生による多重災害が起こることを想定し、平成27年2月に北海道が発表した地震被害想定等調査結果報告書においては、建物被害が揺れによる全壊棟数860棟、半壊棟数517棟で、揺れによる死者数が47名という衝撃的な被害が想定され、これらのことから地震による防災・減災対策といたしまして住宅の耐震化の推進が重要と考え、木造住宅の耐震診断補助、耐震改修補助の耐震リフォーム助成を初め自主防災組織の推奨、防災訓練の実施、防災資材等の購入補助、福祉避難所の指定、災害時備蓄品の購入などを実施してきているところでございます。

専門家らの情報提供につきましては、戸別調査依頼などは難しいですが、インターネット等で開設等もありますことから、本町に有益な情報を精査し住民に提供できるよう努めてまいります。また関係機関等から全国地震動予測地図などの情報や气象台からの講師派遣養成を行ってまいります。熊本地震に限らず東日本大震災などの教訓も数多くあるところでございまして、災害における避難所や職員配置もその一つで、行政機能が麻痺して膨大な防災マニュアルが役に立たない場面があり、長引く避難で自治会などのコミュニティ力が最大の効果を発揮したなどの教訓とすべき項目は枚挙にいとまがないところでございます。これらの教訓を分類整理し、2点目にございます現行地域防災計画との比較点検を通し、次期計画見直

しに反映できるよう検討してまいりたいと存じますので、御理解願います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 時間がなくなったんで簡単にお聞きします。

いろいろありますが、今回の熊本の地震から、本庁舎がだめになってどこへどうするとか、拠点病院がだめだったらどうするとか、いろんな問題が起きました。その中で今、北海道としても業務継続計画、いわゆるBCPですね、これらのものがまだ義務化というふうにはなっていませんが、策定をするというような状況が今広がってきています。そういう点ではこれらの対応をそれなりに取り組んでいく必要があるだろうというふうには私は思っておりますが、特にこの庁舎問題あるいは庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎だとかの特定だとか、あるいは非常時に優先してやる業務は何だとか、そのようなものというのはどのように検討されておるのか、あるいはどんな検討をしていかなければならないと考えておられるかお伺いしておきたい。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 確かに、現在の防災計画につきましては、今までの大きな地震の反省からまだまだ不足している、あるいは見直しをかけなければいけないことは御指摘のとおりかというふうに反省しているところでございます。今後ますますやっていかなければいけないという中で、今御指摘のございましたBCP（業務継続計画）につきましては、北海道でも国でも重視しておりまして、各自治体についてどういうふうな対応をするのか、さきの御質問にもありました下水道処理におけます事業継続計画等につきましてもその一例かと存じます。

本町におきましても、これからこの継続計画をどのようにやっていくのかというのは、戸籍ですとか住民票、たくさんの個人データも保管しております本町におきましては、情報処理機器の関係のデータの管理から一つ言っても、これらのことを十分に検討していかなければいけないというような考えでおります。これにつきましては各縦系列といいますか、各セクションごとにこれらの業務計画を立てていくとあわせまして、危機対策の担当部署でございます私ども総務企画課のほうでも、全体の業務継続計画等の進捗状況につきまして、各指導といいますか連絡をとりながら、計画につきまして近い将来、逐次つくってまいりたいというふうに考えるところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

[ 11番 北村 修議員 登壇]

○11番(北村 修君) このBCPの問題について、もうちょっといろいろ議論をしたいところですが、時間の関係で省きたいというふうに思います。今回、私、介護、国保、それから高齢者医療というふうに質問させていただきました。いずれにとっても今我が町の町民の皆さんにとっては本当に切実な問題になってきています。これらは至って政治の流れの中で法の改悪の中でなされてきたのでありますから、そのためにそれをやめさせる、チェンジしていくというために私も全力を挙げたいと思いますが、ぜひとも町長も答弁されたように、行政の側としても全力を挙げてそうしたものを含めてTPPも含めて努力されるよう心からお願い申し上げて一般質問を終わります。

ありがとうございました。

---

◎散会の宣告

○議長(三倉英規君) それでは、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

なお、あすの開会時間は午前10時といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 5時12分

## 平成28年第2回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成28年6月21日（火）午前10時開議

#### 町長提出事件

- 第 1 報告第 1号 平成27年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 2 承認第 1号 専決処分につき承認を求める件  
(平成27年度むかわ町一般会計補正予算(第6号))
- 第 3 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件
- 第 4 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件
- 第 5 議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する件
- 第 6 議案第30号 北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する件
- 第 7 議案第31号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する件
- 第 8 議案第32号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件  
(四季の館)
- 第 9 議案第33号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件  
(鷗川高等学校生徒療「鷗川三気塾」)
- 第10 議案第34号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件  
(穂別高齢者グループホーム「みのり」)
- 第11 議案第35号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件  
(ぽぽんた市場)
- 第12 議案第36号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件  
(稲里牧場及び和泉牧場)
- 第13 議案第37号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件  
(むかわ町商工会館)
- 第14 議案第38号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件  
(汐見共同井戸)
- 第15 議案第39号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件  
(汐見1区飲料水供給施設)

- 第16 議案第40号 工事請負契約の締結に関する件
- 第17 議案第41号 むかわ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案
- 第18 議案第42号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第43号 平成28年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議員等提出事件
- 第20 意見書案第4号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書
- 第21 意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書
- 第22 意見書案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第23 意見書案第7号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 第24 意見書案第8号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 第25 所管事務調査報告の件  
(総務厚生文教常任委員会)  
(産業建設常任委員会)
- 第26 閉会中の特定事件等調査の件  
(総務厚生文教常任委員会・産業建設常任委員会)  
(議会運営委員会・議会広報委員会)
- 第27 議員の派遣に関する件

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで議事日程に同じ町長提出事件

日程第20から日程第27まで議事日程に同じ議員等提出事件

---

#### 出席議員（14名）

1番	山崎 満 敬 議 員	2番	佐藤 守 議 員
3番	中島 勲 議 員	4番	大松 紀美子 議 員
5番	三上 純 一 議 員	6番	星 正 臣 議 員

7番	長谷川 健夫 議員	8番	小坂 利政 議員
9番	山崎 真照 議員	10番	津川 篤 議員
11番	北村 修 議員	12番	木下 隆志 議員
13番	野田 省一 議員	14番	三倉 英規 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋谷 昌彦
支 所 長	大久保 利裕	会 計 管 理 者	藤 井 清 和
総務企画課長	高 田 純 市	総務企画課幹主	西 幸 宏
総務企画課幹主	石 川 英 毅	総務企画課幹主	酒 卷 宏 臣
総務企画課幹主	鎌 田 晃	町民生活課長	八 木 敏 彦
町民生活課幹主	飯 田 洋 明	町民生活課査主	小 坂 僚 介
健康福祉課長	高 橋 道 雄	健康福祉課幹主	今 井 喜代子
健康福祉課幹主	藤 田 浩 樹	産業振興課長	成 田 忠 則
産業振興課幹主	東 和 博	産業振興課幹主	松 本 洋
産業振興課幹主	今 井 巧	建設水道課長	為 田 雅 弘
建設水道課幹主	江 後 秀 也	建設水道課幹主	兄 後 敏 彦
地域振興課長	田 所 隆	地域振興課参事	萬 純二郎
地域振興課幹主	加 藤 英 樹	地域振興課幹主	中 澤 十四三
地域経済課長	藤 江 伸	地域経済課幹主	山 本 徹
国民健康保険 穂別診療所 事務 長	石 垣 政 志	生涯学習課長	齊 藤 春 樹

生涯学習課 参事	中村 博	生涯学習課 主幹	大塚 治樹
教育振興室長	金本 和弘	教育振興室 主幹	田口 博
選挙管理委員 会事務局長	高田 純市	農業委員 会事務局長	大友 三成
農業委員 会局長	藤江 伸	監査委員	辻 圓治

---

事務局職員出席者

事務局長	新 正之	主任	山木 美幸
------	------	----	-------



---

◎開議の宣告

○議長（三倉英規君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

---

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（三倉英規君） 日程第1、報告第1号 平成27年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

[酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 報告第1号 平成27年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

本件は、平成27年度一般会計歳出予算の経費のうち、一部を平成28年度に繰り越しを行いましたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

議案書の2ページをお開きください。

こちらの繰越明許費繰越計算書でございますが、2款総務費の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業は、マイナンバー制度の導入に伴い、近年サイバー攻撃が急速に複雑巧妙化している状況から住民情報漏えいを防ぐため、システムのセキュリティ強化対策を講じるため5,238万2,000円を繰り越すもので、財源につきましては、国庫補助金570万円と、残りは一般財源となっております。

6款商工費の鶴川・沙流川流域広域交流圏域形成DMO構築連携事業につきましては、国

の平成27年度補正予算による地方創生加速化交付金の活用を前提として、3月定例会において追加議案として提出させていただいた予算でございます。

当該事業につきましては、既に御案内のとおり、平取町、日高町と本町の3町で組織しております「鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会」による広域連携事業でございますが、3月の予算提案時点においては、協議会幹事の平取町にて国と交付金について協議を進めている段階でございましたが、その後予定事業の一部を除き採択となりましたことから、所要の額を繰り越すものでございます。

計画しておりました事業のうち、本町の独自事業でございます恐竜モニュメントの設置事業のほか、共同事業の流域マーケティング調査やPRビデオ作成、広告周知事業につきましては採択となっておりますが、共同事業の外国語看板設置とWi-Fi環境整備事業につきましては不採択となりましたことから、これらに係る負担分を除き、採択事業分として3,437万5,000円を繰り越すものでございます。財源につきましては、国の交付金3,000万円と一般財源437万5,000円でございます。

7款の土木費の町営住宅長寿命化事業につきましては、若草団地の6棟分に係る屋根の長寿命化工事と緑ヶ丘団地4号棟の屋上防水工事のため4,096万4,000円繰り越すもので、財源につきましては、国庫補助金1,444万3,000円と一般財源でございます。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） ちょっと予算の内容そのものについてではないんですが、この予算なんですが、いわゆる専決処分という形で出されているんですが、問題は、1つ聞きたいのは、これが、例えばセキュリティ問題なんかはいつごろ発生したのかというようなことを、ちょっとお伺いしておきたいと思うんです。

ということは、既に平成27年度の事業予算については、5月末をもって閉じられているわけですよ。そういうふうな中であって、6月の段階で出されて専決というやり方が、これがちょっとよかったのかどうかということがちょっと気になるものですから、そこら辺のところを含めてお伺いをしたいというふうに思います。

[発言する者あり]

○11番（北村 修君） 専決分。いえいえ、専決だからいいんです。だから、本来であれば、これはこういう形ではなくて、もっと早い段階で、臨時議会なり何なりという形で対応するということがよかったのではないかなという気がするものですから、その辺のところを含めてちょっとお伺いをしたい。時期の問題もございますから、そういうことを含めてちょっとお伺いしたい。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） ただいまの御質問にありますセキュリティ強化対策事業につきましては、本年第1回定例会におきまして補正予算として計上いたしまして、御審議いただき、決定いただいたところでございます。その決定事項の繰越明許費として決定いただきました内容につきまして、3月31日、出納整理期間5月も終わりをまして、その額を幾ら繰り越して使うことになったかという内容の報告でございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 私が言っている、そのことも一つ、それはそれで聞いたんですけども、もう一つは、全体として国の補助事業との関連だからやむないと思うんだけども、これは平成27年度の補正でしょう。平成27年度の事業予算というのは5月31日に出納閉鎖になるわけですよ。だから、もう既にそういうふうなものを超えて、専決とはいえ、相当な額に上るものですから、こういうものの補正のあり方というのは、もし、やるのはだめだと言っているんじゃないですよ、中身もだめだと言っているんじゃないですよ。

ただ、そういうものが閉鎖を超えて、6月、今もう本当に平成28年度にまたがるという状況の中で、専決という形にして、議会の報告が今になるというのはどうなのかなと。先ほど言った繰り越し、わかりましたけれども、繰越明許のような場合には、事前にそういう形になっていますから、それはそれとしていいんですけども、そういう点でどうだったのかなということでお伺いしたい。言っていること、質問していること、おわかりでしょうか。

問題は、もう一回言いますと、平成27年度の専決処分でしょう、これ。違うんですか。

〔「繰越明許だけを」と言う人あり〕

○11番（北村 修君） 繰越明許だけなんですか。

〔「繰越明許費の件で専決まだいってません」と言う人あり〕

○11番（北村 修君） ごめん、ごめん。専決、承認第1号でしたね。すみません、すみま

せん。

○議長（三倉英規君） ほかにありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで、報告第1号 平成27年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件は報告済みといたします。

---

### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（三倉英規君） 日程第2、承認第1号 専決処分につき承認を求める件（平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 承認第1号の専決処分報告につき承認を求める件について御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

承認第1号につきましては平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）でございまして、歳入では譲与税並びに地方交付税がそれぞれ確定したこと、歳出では基金への積み立てなどに係る所要の補正を、平成28年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案の4ページをお開きください。

第1条でございしますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,687万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億5,255万6,000円とするものでございます。説明の都合上、別冊配付してございます平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書により御説明申し上げます。

2ページの歳入より御説明申し上げます。

2款の地方譲与税の922万1,000円からページを進めていただきまして、4ページの11款交通安全対策特別交付金の19万3,000円の減額までにつきましては、それぞれ交付額の確定によりまして補正を行うものでございます。

このうち、10款地方交付税の5,870万4,000円の追加につきましては、特別地方交付税の確定に伴う増額分でございます。3月交付見込み額を上回り、最終確定額は5億870万4,000円となったところでございます。

15款道支出金につきましては、民生費道補助金では、冬の生活支援事業に係る地域づくり総合交付金の対象経費の確定によりまして8万5,000円が減額となったもので、農林水産業費補助金につきましても、小規模土地改良事業補助金で38万5,000円、林業費補助金で12万3,000円それぞれ増額となり、教育費補助金では、恐竜化石発掘調査事業、総務費補助金は、合併10周年事業に係る地域づくり総合交付金が手当てされまして、それぞれ増額となったものでございます。

16款財産収入の631万5,000円の増額につきましては、町有林間伐材などの立木等の売り払い収入の確定によるものでございます。

17款寄附金につきましては、ふるさと納税額の確定により、寄附金全体として20万5,000円の増額となったものでございます。なお、平成27年度にいただいたふるさと納税は、総額7,822万5,000円となったところでございます。

20款諸収入の126万9,000円の増額につきましては、発達支援センター利用者増により、国保連合会からの負担金が増額となったものでございます。

6ページの歳出に移らせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費につきましては、地域づくり総合交付金の手当てされたことに伴います財源の変更でございます。

5目財政管理費の1億1,731万9,000円の追加につきましては、特別交付税、地方譲与税等のほか、補助金等の増額分を財政調整基金に1億1,000万円と、立木売払額及び道支出金等の確定による基本基金に688万2,000円をそれぞれ追加し、積み立てるものでございます。

6目財産管理費につきましては、穂別地区情報通信施設使用料の基本収入分の確定によるものでございまして、施設管理運営費への財源として充当を組み替えするとともに、情報通信施設維持管理基金に23万2,000円を追加するものでございます。

9目企画費の地域振興基金積立金につきましては、ふるさと納税に係る収入額の確定により追加した寄附金20万5,000円を、同額基金に積み立てするため追加するものでございます。

3款民生費の社会福祉一般事務につきましては、地域づくり総合交付金が減額になったことによる財源の変更でございます。

5款1項農業費の農業基盤整備事業につきましては、北海道から小規模土地改良事業補助

金が増額になったことによる財源の変更でございます。

8 ページにお進みいただき、2 項林業費の基本基金管理事務費につきましては、事業費の確定に伴い、費用の減額と道補助金の追加に伴う財源を変更するものでございます。

ここで、その他財源が余剰となる部分につきましては、2 款財政管理費で御説明しましたとおり、基本基金へ積み立てするものでございます。

9 款教育費、4 項博物館費につきましては、地域づくり総合交付金の追加に伴う財源の変更でございます。

また、12 款給与費につきましても、歳入の補正に伴う財源の変更でございます。

以上で、承認第 1 号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑をされるときは、ページ数及び款、項、目、節、または事業番号を指示の上、質疑願います。

承認第 1 号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第 6 号）に関する説明書、別冊事項別明細書 1 ページから 8 ページまでの 1 総括、2 歳入、3 歳出全般についてと、議案書つづり 3 ページから 7 ページ、予算総則第 1 表歳入歳出予算補正までの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第 1 号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 1 号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第 3、諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求め

る件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件について御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する人権擁護委員のむかわ町における定員数5名のうち、むかわ地区委員1人の任期が本年9月30日で満了するに当たり、人権擁護委員の候補者の推薦を行うため諮問するものでございます。候補者は、平成25年から人権擁護委員として活躍されております、むかわ町花岡293番地の3、田口秀吉さんでございます。

田口さんは、説明資料1ページにございますとおり、社会教育委員や、北海道青少年育成運動推進指導委員、苫小牧警察署管内少年補導員などを長く務められた経歴や平成25年7月から人権擁護委員として現在に至る経験と実績を持ち、豊かな社会経験と高い識見を有する方であり、人権が脅かされる弱者の方々への繊細な対応が期待できる適任者でありますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり適任と認めることについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり適任と決定いたしました。

---

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第4、諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件について御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する人権擁護委員のむかわ町における定員数5名のうち、むかわ地区委員1名の任期が満了となり、後任の人権擁護委員候補者の推薦を行うため、諮問をするものでございます。

候補者の前田幸男氏は、説明資料2ページにございますとおり、保護司や民事調停委員等を務め、司法書士として広く地域の実情に通じ、高い識見を有する方であり、人権が脅かされる弱者の方々への繊細な対応が期待できる適任者でありますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件を採決します。



お諮りします。

本件は原案のとおり適任と認めることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり適任と決定いたしました。

---

### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第5、議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更に関する件について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書は13ページ、14ページとなりますが、説明資料集3ページの新旧対照表をもとに御説明させていただきます。

この件につきましては、平成28年4月12日、北海道町村議会議員公務災害補償等組合から規約の一部変更について協議があったため、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更の理由であります。北空知学校給食組合の脱退に伴い、規約別表第1の変更について協議するものであります。

改正文は、別表第1中、北空知学校給食組合を削るものであります。

議案書に戻っていただきまして、13ページ、14ページ、議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更に関する件でございます。

なお、附則においては、規約の施行期日は、総務大臣の許可の日からとするものであります。

以上、議案第29号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第6、議案第30号 北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第30号 北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する件について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書は15ページ、16ページとなりますが、説明資料集4ページの新旧対照表をもとに御説明をさせていただきます。

この件につきましては、平成28年4月12日、北海道市町村総合事務組合から規約の一部変更について協議があったため、議会の議決を求めるものであります。

規約の変更の理由であります。平成27年11月30日をもって北空知学校給食組合が解散したことに伴いまして、規約別表第1及び別表第2の変更について協議するものであります。

改正文は、別表第1、空知総合振興局（34）の項中（34）を（33）に改め、「、北空知学

校給食組合」を削り、別表第2の9の項中「、北空知学校給食組合」を削るものであります。

議案書に戻っていただきまして、15ページ、16ページの議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件でございます。

なお、附則においては、規約の施行期日は、総務大臣の許可の日からとするものであります。

以上、議案第30号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第7、議案第31号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第31号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に  
関する件について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書は17ページから20ページとなりますが、説明資料集5ページからの新旧対照表をも  
とに御説明申し上げます。

この件につきましては、平成28年4月25日、北海道市町村職員退職手当組合から規約の一  
部変更について協議があったため、議会の議決を求めるものであります。

規約の変更の理由であります。平成27年11月30日解散の北空知学校給食組合の脱退並び  
に本文の一部表現の変更及び別表を改めることについて協議するものであります。

改正文は、規約第1条中、「健全化を」を「健全化に」に改め、第3条中、「地方公共団  
体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に改め、第5条の表中、「市にあっては、通  
じて1人、町村にあっては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内」を「市にあっては  
通じて1人、町村にあっては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例、別表第1の  
所管区域に定める地域」に改め、別表中、「北空知学校給食組合」を削るものであります。

議案書に戻っていただきまして、17ページから20ページの議案第31号 北海道市町村職員  
退職手当組合理約の変更に係る件でございます。

なお、附則におきましては、規約の施行期日は、総務大臣の許可の日からとするものであ  
ります。

以上、議案第31号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議、  
御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に係る件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第8、議案第32号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本産業振興課主幹。

[松本 洋産業振興課主幹 登壇]

○産業振興課主幹（松本 洋君） 議案第32号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件について御説明申し上げます。

議案書の21ページをお開きください。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせる施設は、むかわ町美幸3丁目3番地1の「四季の館」でございます。現行の指定管理者が平成28年8月31日をもって期間満了することから、指定管理者を指定するものでございます。

指定の方法につきましては、今回指定しようとする団体は、「四季の館」の管理運営を目的として町と民間が共同出資して設立され、同施設の管理運営を行っており、団体の役割と施設の設置目的、機能とが一致し、かつ当該施設と密接不可分な関係にある団体であり、規則第5条第7号に該当することから条例第5条の規定に基づきまして、公募によらない選定となったものでございます。当該団体から条例第3条に基づき指定申請がございまして、規則第6条の規定に基づき設置された指定管理者選定委員会におきまして、事業計画等を審査の上、選定したところでございます。

ただいま御説明申し上げた選考過程によりまして、指定管理者を、むかわ町美幸3丁目3番地1、株式会社果夢工房代表取締役、小金澤敏郎氏とし、平成28年9月1日から平成38年8月31日までの10年間、指定管理者として指定をしようとするものでございます。

以上で、議案第32号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第9、議案第33号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大塚生涯学習課主幹。

〔大塚治樹生涯学習課主幹 登壇〕

○生涯学習課主幹（大塚治樹君） 議案第33号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の23ページをお開きください。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2、第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせる施設は、むかわ町文京1丁目18番地の鵜川高等学校生徒寮「鵜川三気塾」でございまして、現行の指定管理者が平成28年8月31日をもって期間満了することから、引き続き指定管理者制度を行うものでございます。

指定の方法でございしますが、鵜川三気塾管理委員会は、鵜川高等学校部活動支援と青少年の寄宿舎の管理運営を目的として設立した団体でありまして、規則第5条第7項で定める施設の設置目的と合致する目的により設置された団体に該当することから、条例第5条の規定に基づきまして、公募によらない選定となったところでございます。同管理委員会から5月17日付で条例第3条に基づく指定申請がございまして、規則第7条に基づく選定委員会において事業計画内容等を審査の上、選定したところでございます。

ただいま御説明申し上げた選考経過によりまして、指定管理者を、むかわ町文京1丁目18番地、鵜川三気塾管理委員会委員長、松田明雄氏を、引き続き平成28年9月1日から平成33年8月31日までの5年間、指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上で、議案第33号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番。

○5番（三上純一君） 利活用の関係で伺いますけれども、実は5月30日に鵜川高校生との懇談会を行った際、生徒から、三気塾の入寮は野球部以外は入れないのかと、部屋があいていれば野球部以外の高校生の入寮ができればいいんだがという、そういう要望がございました。それで、その辺の考え方と、今の寮室のあき状況とか稼働率と伺いますか、その辺がわかれば、説明していただきたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 大塚生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（大塚治樹君） 今の御質問に回答させていただきたいと思えます。

現在、鵜川三気塾のほうは、全部で57部屋、施設としてはございます。そのうち、1階部分の一部、2部屋と2階、3階の部分につきまして、野球部の生徒が使用しているという形になってございます。また、4階の1部屋に関しましては、舎監が入っているようになってございまして、4階の16部屋につきましては、今空き部屋というふうな形になってございます。

また、条例の第2条に規定されておりますが、「鶴川高校に在籍する生徒及びスポーツなどで合宿する青少年に寄宿の便を与え、もって学力の向上、健康の保持増進及び青少年の健全育成に寄与するため、寮を設置する」となっておりますが、野球部のみの寮という形には、条例上はなってございません。

ただ、第5条の中で、「寮を利用する者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない」という規定になってございまして、許可をする、しないというのは、町ではなく指定管理者が許可する形となっております。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決します。  
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第10、議案第34号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中澤地域振興課主幹。

〔中澤十四三地域振興課主幹 登壇〕

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 議案第34号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定



に関する件について御説明申し上げます。

議案書の25ページをお開きください。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるために、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせる施設は、むかわ町穂別80番地の10、穂別高齢者グループホーム「みのり」でございまして、現行の指定管理者が平成28年8月31日をもって期間満了することから、引き続き指定管理を行うものでございます。

指定の方法でございしますが、規則第5条第6項に定めるところの「利用者に一定期間継続的に提供される役務があること、かつ指定管理者と事業所との信頼関係を要するものとする」ことから、公募によらない選定となったところでございます。規則第7条に基づく選定委員会を6月7日に開催し、事業計画内容等の審議を踏まえて選定したところでございます。

ただいま説明申し上げました選考結果により、指定管理者を、むかわ町穂別80番地の10、社会福祉法人愛誠会理事長、横山宏史氏に、引き続き指定管理者として指定しようとするものでございます。指定期間は、平成28年9月1日から平成38年8月31日までの10年間とするものでございます。

以上で、議案第34号の説明を終わらせていただきます。

御審議、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第11、議案第35号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本産業振興課主幹。

[松本 洋産業振興課主幹 登壇]

○産業振興課主幹（松本 洋君） 議案第35号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件について御説明申し上げます。

議案書の27ページをお開きください。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせる施設は、むかわ町松風3丁目1番地の「ぼぼんた市場」でございます。現行の指定管理者が平成28年8月31日をもって期間満了することから、指定管理者を指定するものでございます。

指定の方法につきましては、今回指定しようとする団体は、当該施設に出店している事業者で構成されている組合であり、施設の設置目的と合致する目的により設立されたことから、規則第5条第7号該当により条例第5条の規定に基づきまして、公募によらない選定となったものでございます。当該団体から条例第3条に基づき指定申請がございまして、規則第6条の規定に基づき設置された指定管理者選定委員会におきまして、事業計画等を審査の上、選定したところでございます。

ただいま御説明申し上げました選考過程によりまして、指定管理者を、むかわ町松風3丁目1番地、ぼぼんた市場運営管理組合代表、舩岡 昭氏とし、平成28年9月1日から平成33年8月31日までの5年間、指定管理者として指定をしようとするものでございます。

以上で、議案第35号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第12、議案第36号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤江地域経済課長。

〔藤江 伸地域経済課長 登壇〕

○地域経済課長（藤江 伸君） 議案第36号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件について提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を得ようとするものでございます。

議案書29ページをお開きください。

指定管理を行わせる施設名は、稲里牧場及び和泉牧場でございます。所在地は、稲里牧場につきましては穂別稲里111番地ほか、和泉牧場につきましては穂別和泉314番地内で、平成

23年9月1日から5年間、とまこまい広域農業協同組合が指定管理者として指定されているところでございますが、本年8月31日をもって指定管理者としての指定期間が終了いたしますことから、選定を行うものでございます。

指定の方法でございますが、これらの施設は、現在、指定管理者の前身である旧徳別町農業協同組合に対し、昭和54年から管理委託をしており、長い経験と実績に基づいて、施設を効率的、効果的に運営することが期待できることと、育成指導、市場出荷の調整、各防疫事業の推進等、畜産振興を推進する面でも、とまこまい広域農業協同組合が引き続き運営することが適当であると考えられることから、規則第5条第6項に定める「利用者に一定期間継続的に提供される役務であること、かつ指定管理者と事業者との間の信頼関係を要するもの」でございます。また、第7項の公の施設と密接不可欠な関係にある法人等に該当することから、条例第5条の規定に基づきまして、公募によらない選定となったところでございます。

同組合から5月17日付で、条例第3条に基づき指定申請がございまして、6月7日に開催いたしました規則第7条に基づく選考委員会におきまして、事業計画内容等を審査の上、選定したところでございます。

ただいま御説明を申し上げました選考過程によりまして、指定管理者を、勇払郡厚真町錦町10番地2、とまこまい広域農業協同組合代表理事組合長、秋永 徹氏を、引き続き指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、当該施設の指定期間につきましては、基本を5年間としているものでありますが、事業の連続性を勘案し指定期限を3月末と変更し、本提案につきましては、平成28年9月1日から平成33年3月31日までの4年7カ月間とするものでございます。

以上で、議案第36号の説明を終わらせていただきます。

御審議、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 議場内の温度が上がっておりますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決します。  
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第13、議案第37号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって山崎満敬議員が除斥の対象となりますので、退場を求めます。

〔1番 山崎満敬議員 退場〕

○議長（三倉英規君） 本案について提案理由の説明を求めます。

松本産業振興課主幹。

〔松本 洋産業振興課主幹 登壇〕

○産業振興課主幹（松本 洋君） 議案第37号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件について御説明申し上げます。

議案書の31ページをお開きください。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせる施設は、むかわ町松風1丁目24番地1の「むかわ町商工会館」でございまして、現行の指定管理者が平成28年8月31日をもって期間満了することから、指定管理者を指定するものでございます。

指定の方法につきましては、今回指定しようとする団体は、商工会法に基づき設立された特別認可法人であり、町内商工業者の経営改善に関する相談や指導、町内経済振興を図るた

めの諸活動及び社会一般の福祉の増進にすることを目的として幅広い活動を行っており、当該団体の活動が施設設置目的に合致していることや、平成14年12月の施設供用開始から継続して管理している実績から、今後も施設の効果的かつ適切な管理が期待できることから、規則第5条第7号該当により条例第5条の規定に基づきまして、公募によらない選定となったものでございます。当該団体から条例第3条に基づき指定申請がございまして、指定管理者選定委員会におきまして、事業計画等を審査の上、選定したところでございます。

ただいま御説明申し上げました選考過程によりまして、指定管理者を、むかわ町松風1丁目24番地、むかわ町商工会会長、山崎満敬氏とし、平成28年9月1日から平成38年8月31日までの10年間、指定管理者として指定をしようとするものでございます。

以上で、議案第37号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決します。  
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

山崎満敬議員の除斥を解除します。

山崎議員は議場へお入りください。

〔1番 山崎満敬議員 入場〕

---

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第14、議案第38号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

兄後建設水道課主幹。

[兄後敏彦建設水道課主幹 登壇]

○建設水道課主幹（兄後敏彦君） 議案第38号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件について御説明申し上げます。

議案書の33ページをお開きください。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせる施設は、汐見380番地にあります「汐見共同井戸」でございます。平成18年9月1日から汐見第二水道組合を指定管理者として指定しておりましたが、指定期間が平成28年8月31日をもって満了することから、選定を行うものでございます。

当該施設は、汐見地区における住民の生活環境の改善と健康管理の向上を図るために設置した、飲料水供給施設であります。施設の利用者で構成された汐見第二水道組合が管理をすることにより、設置目的の効果的な達成及び利用者の利便の向上が図られるものであり、規則第5条第5号の公募によらない候補者の選定に該当するものでございます。

したがって、指定の方法につきましては、条例第5条の規定により、公募によらない選定として汐見第二水道組合を指名することとなったものでございます。5月18日付で宮戸1378番地1、汐見第二水道組合組合長、滝本 明氏から申請書の提出があり、6月7日に規則第7条に規定する選考委員会にて内容審査の上、選定されたところでございます。汐見第二水道組合組合長、滝本 明氏を、平成28年9月1日から平成38年8月31日までの10年間、指定管理者として指定をしようとするものでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第15、議案第39号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

兄後建設水道課主幹。

〔兄後敏彦建設水道課主幹 登壇〕

○建設水道課主幹（兄後敏彦君） 議案第39号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件について御説明申し上げます。

議案書の35ページをお開きください。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせる施設は、汐見62番地にあります「汐見1区飲料水供給施設」でございます。平成18年9月1日から汐見第1区水道組合を指定管理者として指定しておりましたが、指定期間が平成28年8月31日をもって満了することから、選定を行うものでございます。

当該施設は、汐見地区における住民の生活環境の改善と健康管理の向上を図るために設置した、飲料水供給施設であります。施設の利用者で構成された汐見1区水道組合が管理する



ことにより、設置目的の効果的な達成及び利用者の利便の向上が図られるものであり、規則第5条第5号の公募によらない候補者の選定等に該当するものでございます。

したがって、指定の方法につきましては、条例第5条の規定により、公募によらない選定として汐見1区水道組合を指名することとなったものでございます。5月17日付で、汐見44番地、汐見1区水道組合組合長、佐々木廣治氏から申請書の提出があり、6月7日に規則第7条に規定する選考委員会にて内容審査の上、選定されたところでございます。汐見1区水道組合組合長、佐々木廣治氏を、平成28年9月1日から平成38年8月31日までの10年間、指定管理者として指定をしようとするものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決します。  
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第16、議案第40号 工事請負契約の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第40号 工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の37ページをお開きください。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の議案第40号資料、10ページになってございます。

ここで、1点、おわびと訂正がございます。

資料の工事概要、下から2番目の「工期」でございます。こちら、「契約締結の日から」となっていますが、「契約締結の翌日から」に訂正をお願いいたします。

それでは、説明に戻らせていただきます。

工事の種類につきましては、富内銀河会館新築に係る建築主体工事でございます。指名競争入札の結果、入札金額で6,200万円、税込みで6,696万円をもちまして、むかわ町穂別富内59番地、株式会社山越組代表取締役、山越 弘氏に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

予定価格につきましては、税抜き6,309万円、税込みで6,813万7,200円で、落札率は98.27%となりまして、6月8日に仮契約を交わしているものでございます。

以上、議案第40号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

津川議員。

○10番（津川 篤君） 工事そのものですが、これ、前にも聞いたんですが、ちょっと忘れしたもんですから、ちょっと場所的なものをいまいち確認しておきたいと思うんですが、この地域、道が示す防災上の危険地帯というふうに指定されたところなどもあるかと思うんですよ。それで、それからかなり離れた位置にこの銀河会館というのを建設するという予定

なんですか。その点についての説明だけお願いします。

○議長（三倉英規君） 田所地域振興課長。

○地域振興課長（田所 隆君） お答えいたします。

確かに、平成26年に道の土砂災害等の警戒区域に一部、富内沢の左股地区が該当しております。これに伴って、富内生きがいセンターの建物の一部が警戒区域に入ることとなりますが、今回の富内銀河会館については、建物自体はその警戒区域から外れております。ということで、御理解いただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号 工事請負契約の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第17、議案第41号 むかわ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第41号 むかわ町人事行政の運営等の状況の公表に関

する条例の一部を改正する条例案の内容につきまして御説明申し上げます。

今回の条例の改正案につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、公表事項の見直しを図るため条例の一部を改正し、議会の議決を求めるものでございます。

説明の都合上、議案説明資料の11ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

改正内容につきまして御説明申し上げます。

1点目は、法律改正に伴いまして、本年度から人事評価制度を導入したため新たに職員の人事評価の状況を加え、これまでの勤務成績の評定の状況を除くものでございます。

2点目としまして、退職管理の適正を図るため、職員の退職管理の状況を新たに加えるものでございます。

それでは、議案集の39ページにお戻りいただきたいと思っております。

改正文につきましては、ただいま御説明申し上げましたとおりでございますので、省略させていただきます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第41号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号 むかわ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第42号から議案第43号の一括上程、説明、質疑、討論、採  
決

○議長（三倉英規君） 日程第18、議案第42号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）から日程第19、議案第43号 平成28年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）までの2件を一括議題といたします。

議案第42号から議案第43号までの2件について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第42号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）から議案第43号 平成28年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）について、一括して御説明申し上げます。

議案書の41ページをお開きください。

初めに、議案第42号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,615万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億1,650万9,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明いたします。

4ページの歳出をごらんください。

2款総務費の総務一般事務50万円の追加につきましては、4月14日以降に相次いで発生した地震により甚大な被害をこうむった熊本県への災害見舞金として追加するものでございます。

3款民生費、1目社会福祉総務費の600万円の追加につきましては、国の臨時福祉給付金のうち、障害遺族基礎年金受給者向けに係る事業費について、直近の対象者数に基づき所要の額を補正するものでございまして、全額国の補助金を財源とするものでございます。

5目医療助成費の未熟児福祉給付金支給事業の107万3,000円の追加につきましては、当初見込みを超える医療行為及び入院期間の対象者が生じたことから、所要の額を追加するものでございます。

4款の衛生費にお進みいただき、5ページをお開き願います。

環境衛生一般事務の43万6,000円の追加につきましては、生田中央水道組合が管理する地域飲料水給水施設につきまして設備にふぐあいが生じたことから、むかわ町簡易給水施設事業費補助要綱に基づき、改修に係る費用を支援するものでございます。

5款農林水産業費の1,661万9,000円の追加につきましては、いずれも道の間接補助事業でございます。

1項農業費につきましては、596万3,000円の追加となっておりますが、こちらは地域担い手を育成するため融資の活用を前提といたしまして、農業用機械等を導入する際の融資の残りに対する支援でございます。

2項林業費の1,065万6,000円の追加につきましては、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金として、エゾシカによる被害の減少に向けた駆除活動に対し支援するものでございます。いずれも、財源は100%道補助金でございます。

6款商工費の152万3,000円の追加につきましては、いずれも施設、設備の修繕費を追加するものでございます。

内容につきましては、6ページにお進みいただきまして、産業会館管理運営事務で、外壁の部分補修といたしまして100万円を追加するとともに、キャンプ場管理運営事務では、浄水施設の送水ポンプにふぐあいが生じたことから、修繕対応するため52万3,000円を追加するものでございます。

歳入の説明に移らせていただきます。

2ページをお開きください。

14款国庫支出金につきましては、1項1目の民生費国庫負担金で、未熟児医療費国庫負担金としまして、係る経費の2分の1の53万2,000円を追加するもので、2項2目の社会福祉費補助金では、臨時福祉給付金のうち、障害・遺族基礎年金受給者向けの臨時福祉給付金に係る予算の全額600万円を追加するものでございます。

15款道支出金につきましては、1項1目の民生費道負担金で、未熟児医療費道負担金としまして経費の4分の1の26万6,000円を追加するもので、2項3目の農林水産業費道補助金は、間接補助事業として経営体育成事業補助金596万3,000円、エゾシカ駆除に係る農村環境

保全対策事業補助金1,065万6,000円を追加するものでございます。

19款繰越金の増額につきましては、歳出追加補正額2,615万1,000円に対し、歳入追加補正額から不足する一般財源として前年度繰越金272万7,000円を追加するものでございます。

20款諸収入では、未熟児医療に係る自己負担分として7,000円を追加するものでございます。

以上で、議案第42号の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第43号 平成28年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の45ページをお開きください。

第2条でございますが、下水道事業のうち、2款農業集落排水事業に係る資本的支出を166万3,000円増額し、資本的支出の総額を6,401万円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

1ページの資本的支出の下水道施設費166万3,000円の追加につきましては、穂別大橋付近の穂別第2地区マンホールポンプ所のマンホールポンプの機能低下に対応するため、更新経費を追加するものでございます。

議案書の45ページにお戻りいただきまして、第2条文中、中段にございますとおり、収支の差額166万3,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額により、収支バランスを図るものでございます。

以上で、議案第42号から議案第43号までの一括説明を終了させていただきます。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順といたします。各会計とも質疑されるときは、ページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、質疑願います。

初めに、議案第42号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書、別冊の事項別明細書の1ページから6ページまでの1総括、2歳入、3歳出と議案書41ページから43ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 4ページの30番、総務一般事務の熊本地震の見舞金ということなん

ですが、この50万円という決め方の基準があるのでしたらお聞きしたいことと、895番、未熟児養育医療給付事業なんです、これは対象としては何人であったのかをお聞きします。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） まず、熊本地震に係ります災害見舞金の金額の基準についてでございますが、この基準については、改めて基準というものを設けて出している金額ではございません。

ただ、現在、熊本県の県民の方々からもふるさと納税として寄附金をいただいております。昨年度におきますと、40万円弱ほどがございました。その前年度におきましてもありましたことから、金額を50万円としまして、被災地への見舞金として支出しようとするものでございます。

○議長（三倉英規君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 私のほうから、未熟児養育医療給付事務の関係を御説明いたします。

この補正につきましては、未熟児容体改善想定以上の医療行為、例えば出生体重が2,000グラム以下で生まれた場合、中止は2,500グラムを超えたまでとなっておりますが、これは例なんですけれども、こういった当初の見込みより医療費が高額となる見込みであったと。この方については1名でございまして、平成27年の10月から3カ月間の不足見込み分でございます。過年度診療分ではありますが、28年度処理することで負担金対象経費となる旨、ゆっくり総合振興局に確認済みでございます。この補正については、補助率は国費2分の1、道費4分の1負担金でございます。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

13番、野田議員。

○13番（野田省一君） 事業番号1500番の産業会館の管理運営事務ですけれども、ちょっと小さい金額で申しわけないけれども、100万円ぴったりというのはどうも腑に落ちないというか、内訳が、もしわかれば教えていただきたいと。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 産業会館の補修につきましては、100万円と切りのいい数字になっているところでございますけれども、産業会館の外壁につきましては、昨年度も一部補修をした経過がございます。

ただ、本年度になりまして、非常階段側のモルタルが落下するというような事態が起こり



まして、緊急の対応として全面的に行う必要があるかという部分も検討したところでございます。

ただ、この建物の外壁全てを補修するというふうになりますと、相当数の数千万円の金額がかかるところでございまして、これらの工法につきましても各種ございます。全てを取り離して同じ物をつける、あるいは上から張るといったような工法等のいろいろ検討がございまして、これらの大規模な改修につきましては、次年度、当初予算にて予算措置をして御提案したいという考えがございました。今現在、産業会館の周りを歩く人、あるいは通行する人等に迷惑がかからないように、落下防止等の額をこの100万円の金額の中で応急対応として修繕をしていきたいという考えでおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

三上議員。

○5番（三上純一君） ちょっと、今の関連ですけれども、まさかという感じがしたんです。予兆も何もないで、いきなりタイルが落ちたということでびっくりしたんですけれども、対応として何かしばらく放置されていたような、そんな印象があるんですけれども、対応におくれはなかったのかなというところ、それと、道路側で人が通るところだったというところで、要すれば、危機一髪だったなど。これは、多分老朽化というふうに捉えていいのか、あるいは、工事の欠陥ではないんだろーと思っておりますけれども、全面的な点検、今必要だというふうに課長おっしゃいましたけれども、多分いろんなところがそういう剥がれる要素があるのかなというふうに心配しているんです。いつ、それは、どこでどう剥がれ落ちるかわからないという状況なんで非常に危惧しているところなんですけれども、そこを改めてどんなふうに捉えていますか。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 産業会館の外壁につきましては、確かにモルタルが一部落ちたという衝撃危機の内容ではございましたけれども、そう大きな被害ではなく、ただ、通行人がいらっしゃればけがには至るだろうというような状況でございました。

昨年も修理を行っていたところでございまして、その後、本産業会館におきましては、事業者によりまして外壁の調査を実際行いまして、全ての、機械で大きな、何というんでしょう、クレーンというんでしょうか、高所作業車というもので、たたくなり音を聞くなり調査を行いまして、浮いているところはないかというような調査をしたところでございます。実質的に浮いて落ちる可能性がある箇所については、ほぼ確認ができておりますので、これ

らのうち、落ちる危険性のある部分につきまして、早急に対応を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、老朽施設に係ります維持管理につきましては、議員おっしゃられるように、対応が甘いのではないかというような御意見もございましょうけれども、今後もこういったことのないように、管理につきましては徹底していきたいというふうに考えますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

三上議員。

○5番（三上純一君） 以前に、町営住宅の関係で専決処分もあった、あるいは道路の陥没で、それも賠償したと。今回、人為的な被害がなかったという部分ではよかったですけれども、あのタイルが落ちてくるということは、万が一、あそこ、本当にたまたま人が通っていたら大変なことなんです。けがでは終わらないという状況だったと思うんです。

だから、もう少しその辺、全体的に、公の施設が中心になりますけれども、どうもそういった危機意識というか危機管理意識というのが何となく不足しているのかなというふうに思いますので、どうかその辺は、ちょっと敏感にこれから捉えていってほしいと思います。

○議長（三倉英規君） 答弁はよろしいですか。

[「いいです」と言う人あり]

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

津川議員。

○10番（津川 篤君） 関連で、ちょっと言わせていただきたいと思うんですが、今課長、今年度はその程度の補修を進めて、来年度は本予算でやる。そこまで、そういうものというのは待ってくれるんですか。そういうものではないんでないんですか。そういうものが出ているということは、それらのほかにも危険性をはらんでいるということで、やはり今、5番議員が言われたように、もう少し危機感を持った対応をして、これがどうしても人為的被害が出るということであれば、やはり補正を組んででもやるべきだと思うんです。これ、来年まで待ってくれるようなものであればいいんです、期間限定で。そういうものではないというふうに考えるんですけれども、どうですか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 昨年、その壁面が一部剥離しまして、歩道までの距離が幾分ありますので、いきなり歩道に落ちるという事態にはならないかと思いますが、いずれにしても、

建物に近づけば危険ということでございますので、急遽補修をしたところでございます。その後、今担当が申しましたように、高所作業車等を使ってほぼ全面的な簡易調査を実施したところであります。

そういった中で、タイルの浮き等も出ているというところであります。直ちに落下というところには至りませんが、かなり進んでいるところもあるというふうに聞いているところであります。もう少し、その辺を詳細に調査をしながら、先ほど申し上げましたように、全面的にやるとなるいろいろな工法等もございますので、現段階では、そこについては今後の対応ということで、来年度の予算の中というお話もございましたけれども、そういったことも含めながらもう少し調査をして、応急補修は直ちにやりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

○10番（津川 篤君） この産業会館をつくったときに、部分的にタイルを張っているわけじゃないんですよ。一度に全部張っているんですよ。そうすると、危険な状況というのは、この建物全体が同じ、今落下したところも含めて、やはりそういう部分でそういう危険性があるということをやっぱり思ってもらわないと。これは、部分的に張って、何カ年にわたって張ったタイルであればいいですよ。そうじゃないでしょう。あのときに一遍に張ってそういうふうにでき上がったでしょう。そうすると、そういう危険度というのは全てのこの建物全体にあるということだというふうに思っているんですが、いま一度、副町長。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 調査を一応全面的にやって、タイル全部が状況が悪いということではなくて、そのうちの1割、2割程度。

○議長（三倉英規君） マイク、入っていない。

○副町長（渋谷昌彦君） 調査の結果、ちょっと手元には資料ございませんけれども、一、二割程度が浮きが見られるということで、あとは健全な状況というものも残っております。

ただ、工法として、浮きのある1割、2割だけ剥がしてやりかえるのがいいのか、それとも、残ったところも健全とは言いつつ相当年数経過しておりますから、そういう部分補修でいいのかということも含めて、もう少し検討しなきゃならないと。その1割、2割のタイルを直していくにしても相当な費用がかかりますので、そういったことも含めてちょっと検討しなければ、本格的な復旧方法は決められないというふうに思っております。

当然、危機的な状況にあるということは、ある程度私どもも認識はしているところであり

ます。

〔「頑張ってよ」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号 平成28年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書、別冊の事項別明細書1ページの資本的支出と、議案書45ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第43号の質疑を終わります。

これから議案第42号から議案第43号までの2件について討論を行います。

なお、討論の順序は議案番号順といたします。

初めに、議案第42号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第42号の討論を終わります。

次に、議案第43号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第43号の討論を終わります。

これから議案第42号から議案第43号までの2件について採決します。

なお、採決は議案番号順といたします。

お諮りします。

議案第42号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成28年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第20、意見書案第4号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第4号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書（案）につきまして、簡単に趣旨説明をさせていただきます。

本意見書（案）は、さきの国会で議決ができず延びになったTPPの協定の国会批准について、ぜひしないようにということを求めている意見書であります。御存じのように、審議の中で国会決議の内容に違反であるとか、そういうことが明らかになり、除外例外というものや、あるいは品目の中で「無傷」のものはなかったのかということについて、最後には「無傷」のものはないというようなことが明らかになるなど、どたばたな中での経過でございました。3月31日に「農業新聞」に出されました農政モニターの調査によっても、TPPへの不安が9割と、こういうふうな報道もございまして、極めて不安な問題がござい

ます。ここで、この機会に若干補足をさせていただきますが、この間、5月31日に国際的な経済学者が、アメリカのタフツ大学の研究グループの一人ですが、日本に來られて講演をされていることは御存じだろうというふうに思います。その中で、TPPによる成長はわずか、日米の経済は収縮し、雇用は失われるというふうに述べられております。

また、政府の影響試算について、情報交錯が行われていることを認識すべきだというふうに指摘もされておりますし、大きな問題になっておりますISD条項、これにつきましては、政府の規制や国の立法に大きな規制を及ぼし、萎縮につながる危険性が高いと、この危険性

がこうした学者等々から、これはアメリカの学者でございますけれども、指摘がされておるところであります。

また、多くの国民消費者の皆さんからの食の安全に対する不安も出されておりますが、例えば遺伝子組み換えの分野については、今回の中には直接含まれないで、これは食品として貿易だけでなく、遺伝子組み換えの趣旨については貿易の対象にもするというふうなことも出てきております。非常に不安なところであります。

さらに、私ども農業者として一番不安なところは、そうした中で、日本国内においてT P P対策として、1つは、J Aに対するさまざまな規制が今行われております。この点でも非常に不安を抱えたままです。J Aの金融と営農の分離、こういうことがそのまま、まだ検討されておりますし、最も私どもの地域にとって大きな影響が来るだろうと思われるのは、今、まだ未定になっております准組合員制度の問題であります。准組合員を認めないというような方向が、こうした中で議論されてきております。こうなりますと、我がむかわの農協をとってみても、燃料あるいはガス等々を含めて、准組合員の皆さんというのは多数でございます。地域に住まれる、過疎地になればなるほど農協の組織を利用するというのが、組合員外でも多数でございます。

こうした方の生活不安にもつながるようなことが起き得るわけでございまして、アメリカの大統領選挙の中で2人の代表候補がT P Pを批准しないというようなことも言われておりまして、昨日、町長のほうからも、日本とアメリカが、とりわけアメリカで批准ができないという場合にはT P Pそのものが進まないということになるわけでございまして、そうした中にもある事態でございます。どうぞ、当議会としても、この国会批准をしないことを求める意見書（案）、どうぞ御審議をいただき、御決定をくださいますようお願い申し上げます、趣旨説明にかえさせていただきます。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

野田議員。

○13番（野田省一君） TPPについては、国会で国会決議も守られず、あるいは農水産物の重要品目とされてきた3割も関税が撤廃されたという中で、今回のTPPに関する協定については賛成できるものではありませんが、しかし本議会では、昨年12月に該当団体から意見書として、国会決議の整合性について説明責任を果たすこと、あるいは規模の大小や法人経営、家族経営を問わず、確実に再生可能とする政策を構築することなど、3点の意見書を決議させていただいている中から、今回のこの意見書に対しては、私は反対するところがあります。

以上です。

○議長（三倉英規君） ほかに討論はありませんか。

次に、原案に賛成者の討論ありませんか。

4番、大松議員

○4番（大松紀美子君） よくわけがわからないのをお聞きしたんですけれども、私は賛成者ということで名を連ねておりますけれども、国会での決議はされなかったとはいえ、まだまだこれから開かれる国会で、当然このことは議題になっていくわけですし、そういうことから考えても、やはりあくまでも批准はさせないよと、参加させないよということは、声を上げていかなければどうなるかわからない情勢ですよ。ですから、何度でも、やはり国会批准をさせないための声を、当然この北海道から、北海道を挙げてこのTPPに関しては反対しているわけですから、声を挙げていくということが必要であると。それを今この議会で反対をしていくなんでいうことはあつてはいけないことだというふうに、私は考えます。もうびっくりしているんですけれども。そういう立場から、この意見書に対しては賛成といたします。

○議長（三倉英規君） 次に、原案に反対者の討論ありませんか。ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（三倉英規君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

---

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第21、意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） それでは、趣旨説明をさせていただきたいと思いますが、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書であります。この意見書、子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しております。その保障のため、国において教育予算の確保と拡充が必要です。これらのことから、国において義務教育費の無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1の復元など、以下の項目について、地方自治法第99条に基づき意見書を提出するものです。

よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第5号を採決します。



お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第22、意見書案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 地方財政の充実・強化を求める意見書ではありますが、これについては、記載の中でも7項目にわたって大きく要点があろうかと思えます。

まず第一には、社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2つ目に、子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3つ目に、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること。

4つ目に、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行政運営に支障を生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5つ目に、地域間の財政偏在生の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

6つ目に、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること、また、これらの財政措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

7つ目に、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出するものでありますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） この意見書（案）について、若干質疑をさせていただきます。

私は、内容について、これはそのとおりだということでございまして、何も反対するものではございません。ただ、認識をお伺いしたいと思っています。

この地方財政の充実を求める意見書、これは全体として、ここに書かれてありますように、社会保障と地方財政をターゲットにして歳出削減に向けた議論、そういうものに対する意見書ということであります。トップランナー方式というふうに書かれております。これは、いわゆるアベノミクスの経済対策の大失敗、これらの中で、社会保障や地方財政への財源を弁償させていくという中での仕組みが、今構築されようとしています。それに対する、このことは許されないということの意見書として捉えたいと思いますが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

○10番（津川 篤君） とり方はいろいろあるんだろうと思いますが、当委員会としては、高い見識の中から皆さんで議論をして、総括的にこの意見書を提出するということでありま

すから、そういった部分について疑義があるのであればいいんですが、賛成とも反対ともつかないような内容のものについては、私は委員長として答える必要性はない、そういうことですよ。

○議長（三倉英規君） ほかにありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから意見書案第6号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第23、意見書案第7号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）を議題といたします。  
本案について趣旨説明を求めます。  
10番、津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 意見書（案）に対して説明を申し上げたいと思いますが、これは道に対する意見書（案）として出すものであります。  
道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）であります、大きく分けて4点に絞って今回の意見書

を提出するものであります。

まず第一には、道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけではなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2つ目には、「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3つ目に、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等保障制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ進学する子どもたちも制度の対象とすること。

次に、4つ目には、しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものでありますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いを申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第24、意見書案第8号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

2番、佐藤 守議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 意見書案第8号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）について要点のみ御説明を申し上げます。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をしており、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を2年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりません。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成28年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

1、「雇用戦略対話合意」に基づき、早期に800円を確保し、平成32年までに全国平均1,000円に到達することができるよう、平成27年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額882円）を下回らないよう、適切な水準を確保すること。

3、最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 質疑の前に、今提案者が「地域経済につながりません」と言ったんですよ。「つながります」の間違いですから。

○2番（佐藤 守君） そうですね。「かねません」。

○4番（大松紀美子君） 「かねません」。

○2番（佐藤 守君） 抜けたんですね。

○4番（大松紀美子君） それから、質疑なんですけれども、意見書（案）の記述欄のところの1と2、ありますよね。「早期に800円を確保し、平成32年までに1,000円に到達することができるよう求めていく」と。でも、2番目のところに、「道内高卒初任給（時間額882円）を下回らないよう」と書いているんです。1と2は矛盾するでしょう。これなら、早期に882円より多くなかったら、1と2の記述は整合性はありませんが、これ、おかしいんじゃないですか。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） 800円という要望は、ここ数年前から出ていますけれども、今の最低賃金というのは、たしか756円前後だったかと思います。そういった状況の中で、平成32年までに対しては、1,000円に何とか引き上げるようお願いしたいという、そういう意見書（案）ですから、この前段の800円と1,000円の間882円の整合性については、私は問題ないというふうに理解をしております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） それであれば、800円という金額じゃなくて、例えば入れないとか「早期に1,000円に達するようにしてほしい」、そうすると、2番目の882円が入っていても整合性はとれるんじゃないですか。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） この意見書（案）についても、先ほど総務委員長のほうからもお話ありましたけれども、それぞれ見識のある議会の委員会の中で、全員総意のもとに提案をするというふうに可決をされて、今回委員長名で提出をしておりますので、私は何ら問題がないというふうに解釈をしております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 見識ある委員会で決めたことが悪いと言っているのではなくて、書いている中身が整合性がないと言っているんです。それに対して御答弁ください。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） この辺の見解については、先ほど申し上げているとおり、委員会での総意で出しておりますので、正直言ってそこまでの議論はしておりませんが、この意見書（案）を全員一致でよしというふうに判断をして提案しておりますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎所管事務調査報告の件

○議長（三倉英規君） 日程第25、所管事務調査報告の件を議題といたします。

本件について、別紙配付のとおり総務厚生文教常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査報告書が提出されております。調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生文教常任委員長、報告ありませんか。

○総務厚生文教常任委員長（津川 篤君） 配付しております報告書のとおりでありますし、それに特につけ加えることはありません。

○議長（三倉英規君） 次に、産業建設常任委員長、報告ありませんか。

○産業建設常任委員長（佐藤 守君） 同じく配付しております報告書のとおりであります。それ以外、特につけ加えることはありません。

○議長（三倉英規君） これから各委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで各委員長報告に対する質疑を終わります。

各常任委員会の所管事務調査報告については報告済みといたします。

---

#### ◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（三倉英規君） 日程第26、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生文教常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会、並びに議会広報委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議員の派遣に関する件

○議長（三倉英規君） 日程第27、議員の派遣に関する件を議題といたします。

本件については、お手元に配付のとおり全道町村議会議員研修会が予定されております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程の変更など細部の取り扱いについては議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（三倉英規君） これで、本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

平成28年第2回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 零時20分